

第 3 次花巻市環境基本計画

令和 6（2024）年 3 月



はじめに



私たちのまち花巻市は、西に奥羽山脈、東には北上高地の山並みが連なり、市内には北上川が南北に流れ、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園などの優れた自然、豊富な温泉群、田園風景等の四季折々の景観など、美しく豊かな自然環境が広がっています。そして、この自然環境は、私たちが誇る本市の歴史や文化を育ててきた土台でもあります。私たちは、先人から受け継いできた、かけがえのない宝である、この良好な環境を守り、

育みながら、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 18 年 1 月に花巻市環境基本条例を制定し、この条例に基づき、平成 20 年 3 月に花巻市環境基本計画、平成 28 年 3 月に第 2 次花巻市環境基本計画を策定し、市民や事業者の皆様と協働しながら、自然環境の保全やごみの減量化など、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、この間、地球温暖化の影響による気候変動や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など地球規模での環境問題が多様化・深刻化し、私たちの生活においても、気象災害の激甚化や熱中症リスクの増大、農作物の高温障害といった生活基盤を脅かすような大きな影響が顕在化しています。

世界では、SDGs（持続可能な開発目標）や温室効果ガス削減目標を定めたパリ協定が採択されるなど、時代は大きな転換期を迎えており、国際社会が一丸となって地球温暖化対策に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、本市におきましても、激変する社会情勢や地球規模の環境問題、地域における環境課題へ対応するため、花巻市環境基本条例の基本理念のもと、SDGs の考え方を踏まえながら、これまでの取組を継承、発展させた「第 3 次花巻市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、花巻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含するとともに、花巻市気候変動適応計画として位置付けるものであり、市民、事業者、市等の様々な主体が力を合わせながら、未来を担う子どもたちへより良い環境を継承していくため、本市のさらなる環境の保全と創造を推進していく指針となるものです。

本市の美しく豊かな自然環境を基盤としつつ、快適で心豊かな生活を送るための生活環境や経済活動の促進との調和を図りながら、望ましい環境像「自然と人の営みが調和した豊かな環境と文化のまちを未来へつなぐ」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様、事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、多大なご尽力を賜りました花巻市環境審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメントにご協力いただきました市民や事業者の皆様へ、心から感謝を申し上げます。

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1 - 1
2	計画の位置づけ	1 - 2
3	計画の期間	1 - 3
4	本計画で対象とする環境	1 - 3
5	市民、事業者、市、それぞれの役割	1 - 4

第2章 環境の現状と課題

1	はなまきの社会・経済特性	2 - 1
1 - 1	土地利用	2 - 1
1 - 2	人口動向	2 - 1
1 - 3	産業別人口・就業者数	2 - 2
2	はなまきの環境の現状	2 - 3
2 - 1	生活環境	2 - 3
2 - 2	自然環境	2 - 12
2 - 3	地球環境（地球温暖化）	2 - 18
2 - 4	市民の環境意識	2 - 20
3	第2次計画の成果指標に対する状況	2 - 24
4	第2次計画の取組と課題	2 - 26
4 - 1	「もったいない」で暮らしを見直す	2 - 26
4 - 2	省エネルギー型の暮らしに転換する	2 - 27
4 - 3	自然を守り、自然と共に暮らす	2 - 28
4 - 4	きれいな環境で安心な暮らしを守る	2 - 29
4 - 5	暮らしに安らぎを与える	2 - 30
4 - 6	環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）	2 - 31

第3章 望ましい環境像と基本目標

1	望ましい環境像	3 - 1
2	統合的な視点による環境施策の推進	3 - 4
3	基本目標	3 - 5

第4章 施策の展開

1	基本目標を達成するための施策	4-1
1-1	脱炭素社会の実現と気候変動への取組を推進するまち	4-1
1-2	3Rの促進により限りある資源を大切に有効利用するまち	4-4
1-3	豊かな自然と生物多様性が保全され人と自然が共生するまち	4-9
1-4	きれいな環境で安心・安全に暮らせるまち	4-13
1-5	地域の魅力ある景観を守り安らぎと潤いのあるまち	4-16
2	基本目標に共通する事項	
	環境学習や情報発信等を通じた多様な主体の参加や関係づくり	4-18
3	成果指標の整理	4-20

第5章 計画の推進

1	推進体制の整備	5-1
2	計画の進行管理	5-1
3	年次報告書の作成と報告	5-2

資料編

1	市民の環境意識（アンケート調査結果の概要）	資-1
2	用語集	資-12
3	花巻市の天然記念物	資-20
4	花巻市環境基本条例	資-22
5	計画策定の経過	資-28
6	花巻市環境審議会委員	資-30

【補足】難解な用語（※が付いた用語）については、「資料編 2 用語集」において解説しています。



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、恵み豊かな環境と共生し人と自然を豊かに育てるまちを目指し、平成18(2006)年1月に花巻市環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20(2008)年3月に「花巻市環境基本計画」(計画期間：平成20年度～平成27年度)、平成28(2016)年3月に「第2次花巻市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定、望ましい環境像として「豊かな自然とやすらぎある暮らしを次世代に」を掲げ、その実現のために様々な施策を展開してきました。

近年、地球温暖化^{*}の進行、その影響による気象災害の頻発化や激甚化、生物多様性^{*}の損失、海洋プラスチックごみによる海洋汚染や生態系への悪影響など、地球規模での環境問題が顕在化し、環境に関する社会の意識が大きく変革しています。

国際社会においては、平成27(2015)年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、貧困や飢餓、差別、気候変動などの世界規模の様々な課題に統合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs^{*})」が掲げられました。また、同じく平成27(2015)年の国連会議(COP^{*}21)では、気候変動問題に関する新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が発効され、温室効果ガス排出量の削減に取り組む緩和策とともに、進行する気候変動の影響に対処する適応策が定められ、世界各国の温暖化対策が加速しています。

わが国においても、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量を46%削減することが宣言されました。令和3(2021)年10月の国連会議(COP26)では野心的な削減目標の設定が呼びかけられ、カーボンニュートラルとともに、循環経済(サーキュラーエコノミー)^{*}や自然再興(ネイチャーポジティブ)^{*}の同時達成が求められています。国の次期計画である「第六次環境基本計画」では、新型コロナウイルスの世界的まん延やエネルギー資源を特定の地域に依存するエネルギー安全保障などの地政学的リスク、グリーントランスフォーメーション(GX)の進展等の新たな状況を踏まえ、「循環」と「共生」の概念整理や統合的アプローチの重要性、「新たな成長」のイメージやWell-being^{*}、高い生活の質と環境(自然資本)、地域循環共生圏の状況等について基本方針や施策のあり方が盛り込まれる見込みです。また、国全体の課題である人口減少や少子高齢化の進行による環境保全に関わる活動の担い手の確保などが重要な課題となっています。

本市の豊かな自然や安全な暮らしを守るためには、現状を的確にとらえた環境施策に取り組み、私たち一人ひとりが環境問題を自分のこととして受け止めることが重要です。そして、先人から受け継いできた優れた自然環境を積極的に保全し、新たな潤いと安らぎのある環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・市が共通意識を持ちながら、一体となって環境への取組を推進するため、第2次計画を継承、発展させた「第3次花巻市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、花巻市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、同条例第8条に基づき策定するものです。

本市の環境行政の基本的な考え方を示すものであり、各種計画との連携・整合性を図りながら、市の上位計画である「花巻市まちづくり総合計画」を環境の側面から推進します。また、地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が努力義務とされている花巻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法により策定が努力義務とされている花巻市気候変動適応計画を内包します。

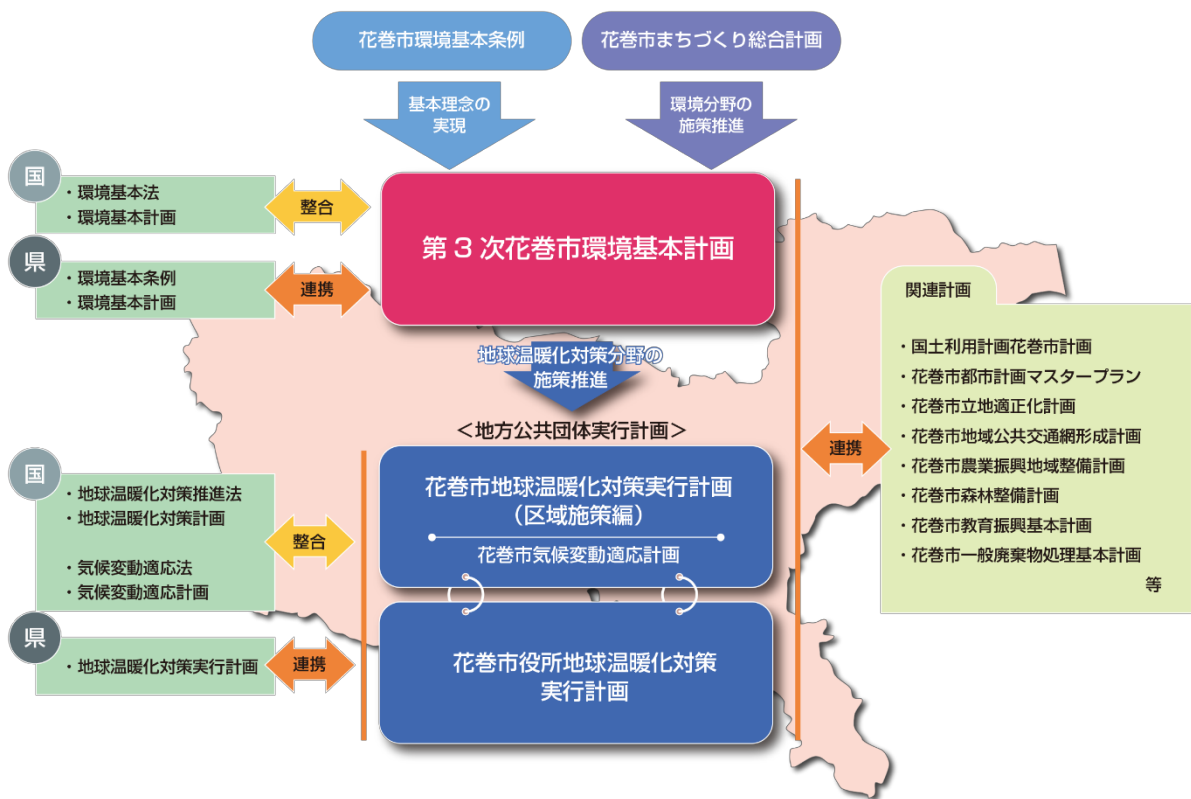


図1-1 本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間とし、「第2次花巻市まちづくり総合計画」（計画期間：令和6年度～令和13年度）との整合を図ります。

また、社会情勢の変化や関連計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

前計画（第2次）
平成28年度～
令和5年度

本計画（第3次）
令和6年度～
令和13年度

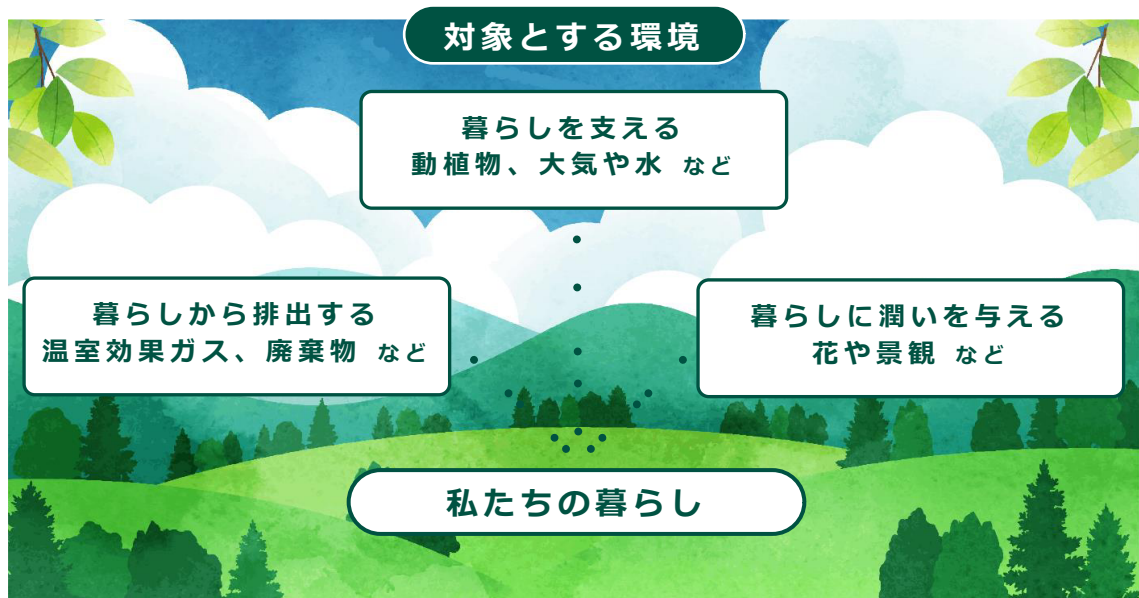
次期計画
令和14年度～

4 本計画で対象とする環境

私たちは、身近にある豊かで美しい自然環境の恩恵を受けて暮らしています。しかし、多くの環境問題は、私たちの生活や経済活動により排出される温室効果ガスやごみなどが環境へ負荷を与えていることが要因です。

本市を取り巻く多くの環境問題を解決するためには、毎日の暮らしを見つめ直し、身近なことから一つずつ取り組むことが必要です。

本計画では、「私たちの暮らし」の視点から環境をとらえ、次の5つのテーマに基づいて取り組んでいきます。



5つのテーマ

1.地球温暖化対策 2.循環型社会 3.自然環境 4.生活環境 5.快適環境



5 市民、事業者、市、それぞれの役割

計画を実行するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、協働で取り組んでいく必要があります。

【市民】

市民は、よりよい環境のもとで健康で安全な生活を営む権利を持つとともに、良好な環境を将来の世代に継承することが求められます。そのため、日常生活において自ら環境への負荷の少ない行動が望まれます。

なお、通勤、通学、旅行等で本市に滞在する方についても、市民に準じた環境への負荷の少ない行動が望まれます。

【事業者】

事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響が大きいことを認識し、公害の発生防止や廃棄物の排出抑制、開発事業に伴う環境への配慮に最大限の努力をほらうとともに、地域社会の一員として、環境への負荷の少ない社会の形成に努めることが求められます。

【市】

市は、市民及び事業者との連携と協力のもとに、よりよい環境づくりを進める中心的な役割と責務があります。そのため、市民、事業者の模範となるよう自らが率先して環境への負荷の少ない行動をとらなければなりません。

市が行う施策については、環境の保全及び創造の基本理念に基づいて実施するとともに、平成21(2009)年に策定(令和3年改訂)した花巻市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所として温室効果ガスの排出量削減に努めます。また、市民や事業者に対して環境に関する情報の提供や環境への負荷の少ない活動の支援を行います。

基本理念 花巻市環境基本条例(平成18年花巻市条例第113号)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。



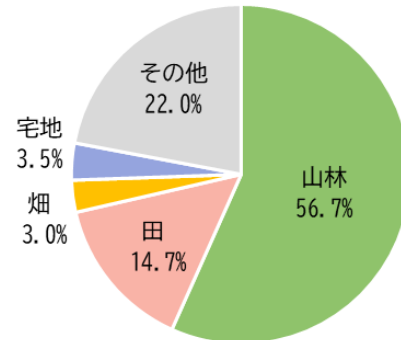
第2章 環境の現状と課題

1 はなまきの社会・経済特性

1-1 土地利用

本市の総面積 908.390 km²のうち、山林面積が 56.7%を占めており、田の 14.7%、畑の 3.0%を合わせ、市域の約 75%が緑に覆われています。また、宅地は 3.5%、その他（道路、河川、鉄道、原野等）が 22.0%となっています。

用途	面積	割合
山林	514.990 km ²	56.7%
田	133.685 km ²	14.7%
畑	27.642 km ²	3.0%
宅地	31.953 km ²	3.5%
その他	200.120 km ²	22.0%



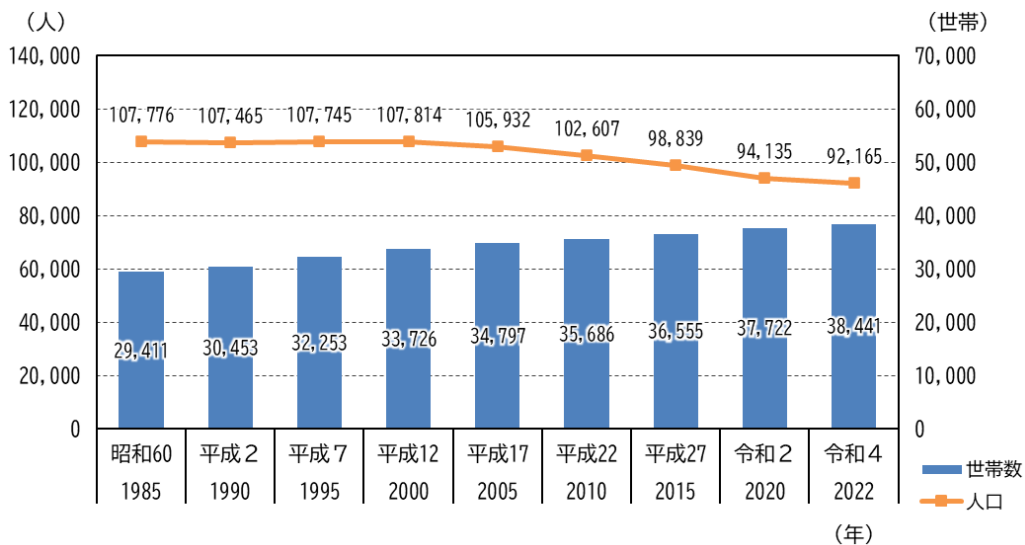
注）四捨五入により各割合の合計値が 100%とならない場合があります。

出典：花巻市統計書（令和 5 年版）※「固定資産の価格等の概要調書」における面積

図 2-1 本市の土地利用の状況

1-2 人口動向

本市の人口は、昭和 60（1985）年から平成 12（2000）年頃までは概ね横ばいで推移していましたが、徐々に減少傾向となり、令和 4（2022）年には 92,165 人となっています。一方、世帯数は、昭和 60（1985）年の 29,411 世帯から令和 4（2022）年には 38,441 世帯と、約 9,000 世帯増加しています。これは、核家族化の進行や単身世帯の増加等が要因として挙げられます。

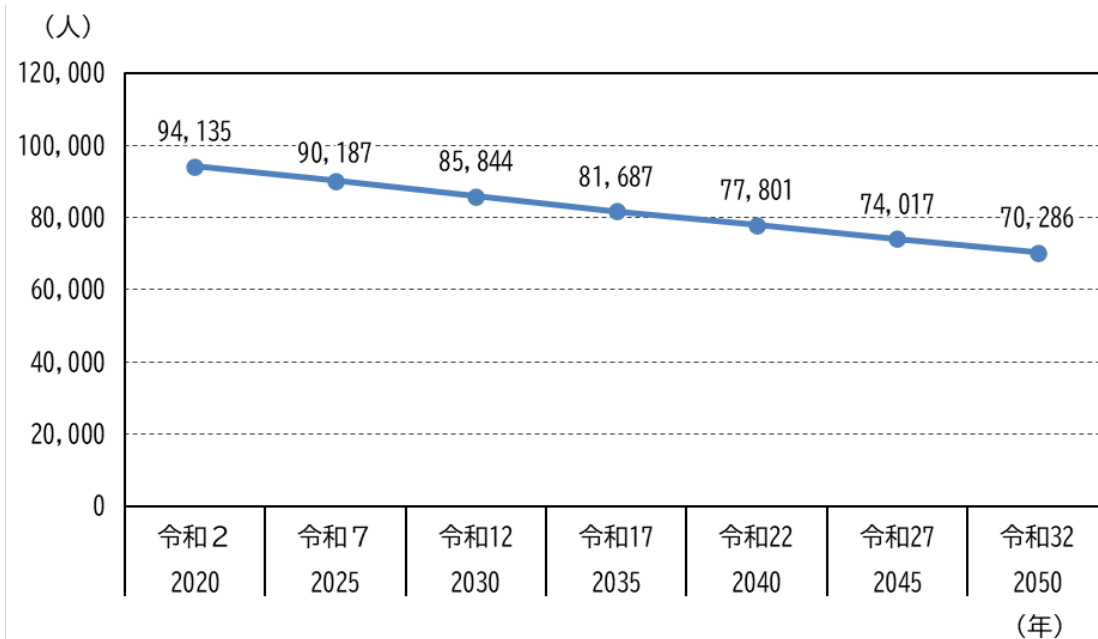


出典：花巻市統計書（令和 5 年版）

図 2-2 本市の人口・世帯数の推移



花巻市人口ビジョン（改訂版）では、人口減少対策を講じることにより、人口減少を緩やかにさせ、令和32（2050）年に70,286人の人口を維持することを目指しています。

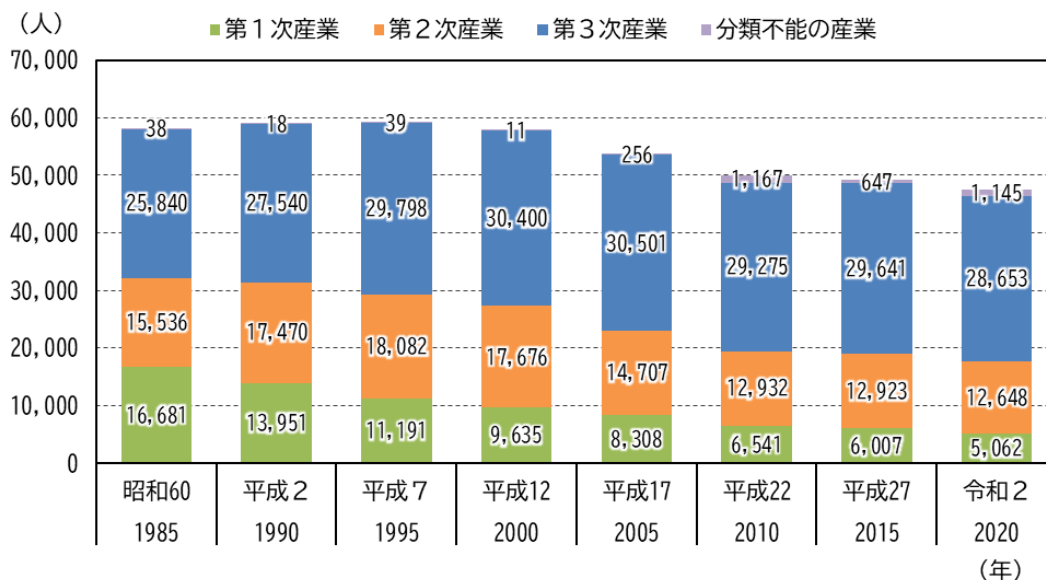


出典：花巻市人口ビジョン（改訂版）（令和5年12月改訂）

図2-3 本市の将来推計人口

1-3 産業別人口・就業者数

本市における産業別人口は、第1次産業が昭和60（1985）年の16,681人から減少を続けており、令和2（2020）年には、11,619人減の5,062人となっています。産業別就業者比率においても第1次産業は減少し、第2次産業ではほぼ横ばいとなっています。第3次産業は増加し、令和2（2020）年では全体の60%を占めています。



出典：国勢調査（令和2（2020）年）

図2-4 本市の産業別人口



2 はなまきの環境の現状

2-1 生活環境

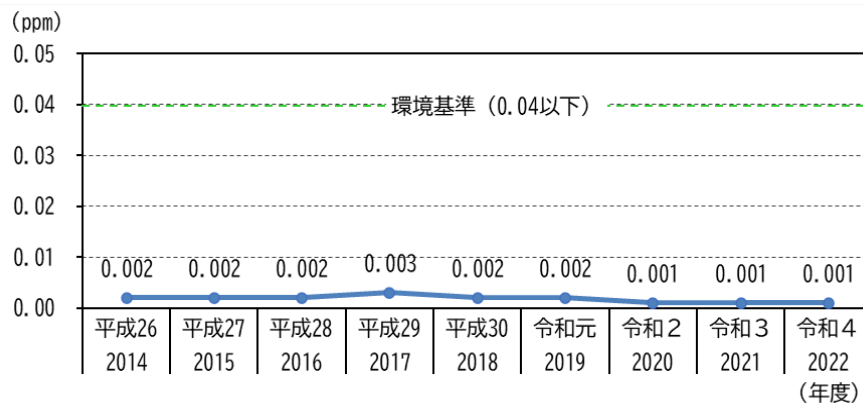
(1) 大気や水等の状況

ア 大気環境

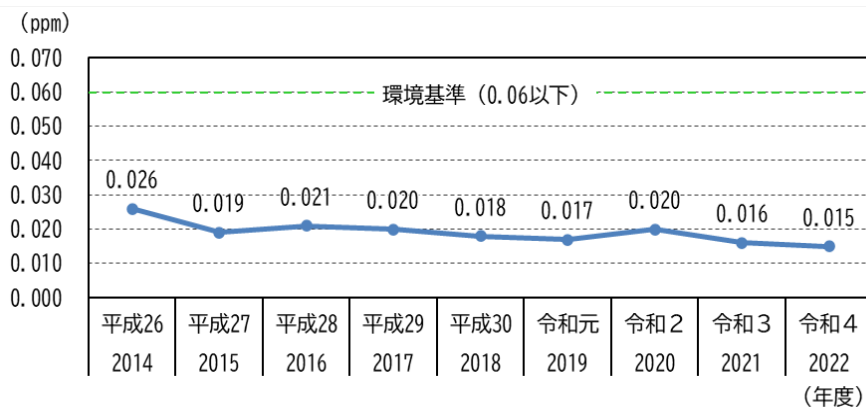
本市の大気の状態は、県により花巻地区合同庁舎屋上で常時監視測定が実施されています。工場のばい煙や自動車の排ガスから発生する二酸化硫黄[※]・二酸化窒素[※]・浮遊粒子状物質[※]については、いずれも環境基準[※]を下回っており、良好な状態となっています。

また、微小粒子状物質(PM2.5)[※]については、大気中の濃度は減少傾向となっており、環境基準を下回る状態が続いていますが、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に比べて増加がみられました。大陸からの影響などにより一時的に濃度が上昇することもあるため、引き続き注視していく必要があります。

■二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）

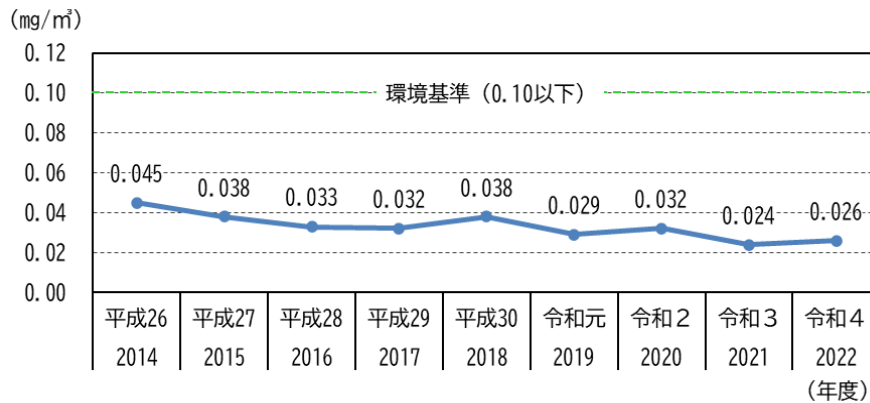


■二酸化窒素（日平均値の年間98%値）

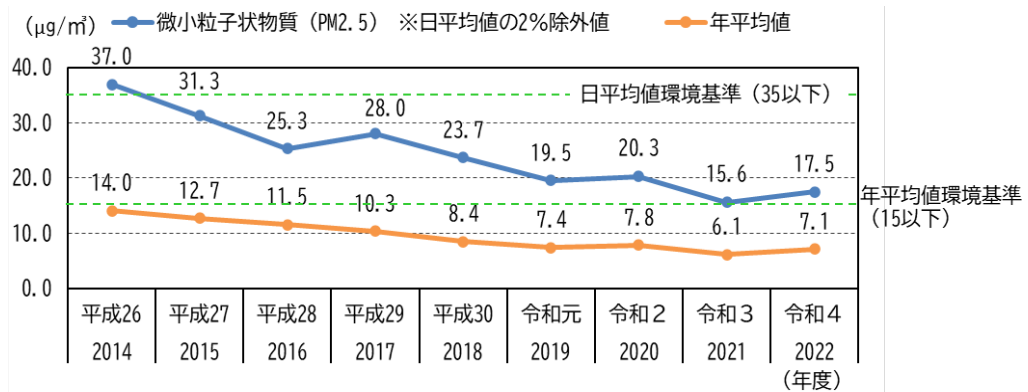




■浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）



■微小粒子状物質



出典：国立環境研究所 環境展望台 大気汚染常時監視データ、岩手県測定結果

図2-5 大気質の状況

イ 水質

市内には南北に貫流する北上川を中心に、奥羽山脈を源とする豊沢川や葛丸川、北上高地を源とする猿ヶ石川や稗貫川等の河川が流れており、豊かな水資源を有しています。

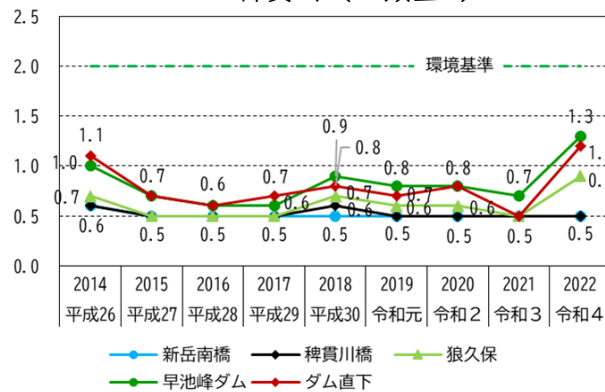
河川の水質汚濁の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)[※]は、すべての環境基準適用河川[※]において環境基準を満たす状況が継続しています。また、環境基準が適用されない河川の水質については、公共下水道や農業集落排水施設[※]、合併処理浄化槽の普及とともに改善されてきましたが、まだ、一部で BOD の数値が高くなることがあります。

なお、水洗化人口割合[※]は、令和4(2022)年度末現在 82.4%となっています。

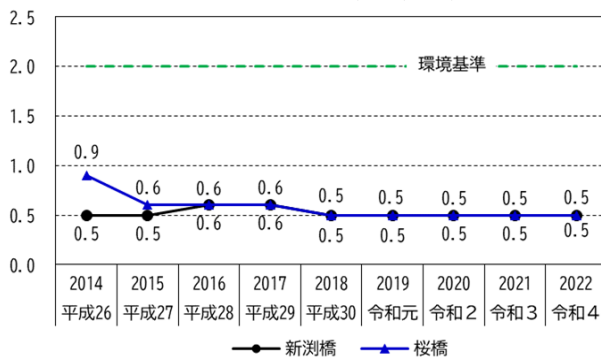


■水質の状況（BOD75%値※）

稗貫川（A類型※）



豊沢川（A類型）



北上川（A類型）



注) 環境基準の類型指定のある河川では、上記のほか、葛丸川、瀬川、添市川、猿ヶ石川で測定が行われており、いずれも環境基準に適合しています。

出典：水環境総合情報サイト、岩手県測定結果



ウ 騒音・振動

市では、一般道路や高速道路等における道路交通騒音調査や一般の生活空間における環境騒音調査などを実施しています。

平成26(2014)年度以降、いわて花巻空港及び東北自動車道沿線の騒音は環境基準をすべての測定地点で満たしています。一方で、東北新幹線鉄道騒音では環境基準を超過している地点が多く、令和4(2022)年度の調査では、環境基準適合率は、軌道中心から25m地点で0.0%、50m地点で25.0%でした。

一般道路交通騒音は、環境基準を満たす状態が続いてきましたが、令和4(2022)年度の昼間の測定では、環境基準適合率は50.0%となりました。

一般環境騒音は、夜間において環境基準を超過する地点がみられ、環境基準適合率は概ね70%後半から80%後半の間で推移しています。

振動については、東北新幹線鉄道振動測定において、新幹線鉄道振動対策指針(70dB(デシベル))を超過した地点はありませんでした。

騒音の状況

一般道路交通騒音

年度	測定地点数	環境基準適合率	
		昼間	夜間
平成26(2014)	2	100.0%	100.0%
平成27(2015)	2	100.0%	100.0%
平成28(2016)	2	100.0%	100.0%
平成29(2017)	2	100.0%	100.0%
平成30(2018)	2	100.0%	100.0%
令和元(2019)	2	100.0%	100.0%
令和2(2020)	2	100.0%	100.0%
令和3(2021)	2	100.0%	100.0%
令和4(2022)	2	50.0%	100.0%

東北新幹線鉄道騒音

年度	測定地点数	環境基準適合率	
		軌道中心から25m	軌道中心から50m
平成26(2014)	4	50.0%	75.0%
平成27(2015)	4	25.0%	50.0%
平成28(2016)	4	25.0%	75.0%
平成29(2017)	4	25.0%	50.0%
平成30(2018)	4	25.0%	50.0%
令和元(2019)	4	25.0%	50.0%
令和2(2020)	4	25.0%	75.0%
令和3(2021)	4	25.0%	25.0%
令和4(2022)	4	0.0%	25.0%

いわて花巻空港航空機騒音

年度	測定地点数	環境基準適合率
平成26(2014)	6	100.0%
平成27(2015)	6	100.0%
平成28(2016)	6	100.0%
平成29(2017)	6	100.0%
平成30(2018)	6	100.0%
令和元(2019)	6	100.0%
令和2(2020)	—	—
令和3(2021)	6	100.0%
令和4(2022)	6	100.0%

注) 令和2年度は調査未実施

環境基準が適用されるのは2地点ですが、測定値は6地点とも環境基準を下回っています。

一般環境騒音

年度	測定地点数	環境基準適合率	
		昼間	夜間
平成26(2014)	9	100.0%	77.8%
平成27(2015)	9	100.0%	77.8%
平成28(2016)	9	100.0%	66.7%
平成29(2017)	9	100.0%	88.9%
平成30(2018)	9	100.0%	77.8%
令和元(2019)	9	100.0%	88.9%
令和2(2020)	9	88.9%	88.9%
令和3(2021)	9	100.0%	88.9%
令和4(2022)	9	100.0%	88.9%

出典：はなまきの環境（花巻市）



エ 悪臭

本市では、長年にわたり化製場※を発生源とする悪臭が問題となっています。市では臭気測定の実施や悪臭モニターの設置により臭気発生状況の把握に努めています。また、より適切な指導を行うため花巻市悪臭公害防止条例を改正し、花巻市悪臭公害対策技術参与の指導のもと、悪臭の発生源となっている事業場を有する事業者に対して継続して施設の改善勧告や指導を行っています。事業場では、脱臭設備の設置などの対策がとられていますが、依然として、夏季を中心に規制基準を超過している状態が続いています。

オ 土壌汚染・地盤沈下

本市において、農用地土壌汚染の対策地域はありません。

工場跡地などでの土壌汚染については、形質変更時要届出区域※が石鳥谷地域に1件（平成21（2009）年5月指定、鉛及びその化合物の溶出・含有）存在します。

また、本市において地盤沈下による問題は、確認されていません。

カ 化学物質

本市では、PRTR制度※を活用し、工場や事業者からの有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量について把握することにより、化学物質による環境汚染の未然防止及び事故発生時の拡大防止に努めています。また、県において、河川や地下水、土壌のダイオキシン類の調査が実施されており、いずれも環境基準を下回っています。



(2) 放射性物質

市では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対応するため、市民や市内事業者から持ち込まれる食品等の放射性物質濃度の測定を行っています。

また、空間放射線量^{*}は、市内2箇所測定しており、平成23(2011)年に測定を開始して以降、国際放射線防護委員会^{*}が示す基準値を下回っています。

令和5(2023)年11月2日現在、本市において国による食品に関する出荷制限指示^{*}が出ている品目は、山菜類のこしあぶら、一部の原木しいたけ(露地)、野生鳥獣の肉類のしかの肉、くまの肉、やまどりの肉となっています。

表2-1 環境中の放射性物質の測定結果の概要

区 分	測定地点	測定結果の概要			
		令和元 (2019)年度 (μ Sv/時)	令和2 (2020)年度 (μ Sv/時)	令和3 (2021)年度 (μ Sv/時)	令和4 (2022)年度 (μ Sv/時)
空間放射線量	本庁	0.02~0.06	0.02~0.05	0.03~0.05	0.03~0.07
	田瀬 振興センター	0.05~0.10	0.04~0.08	0.05~0.08	0.05~0.10

出典：花巻市資料、岩手県資料



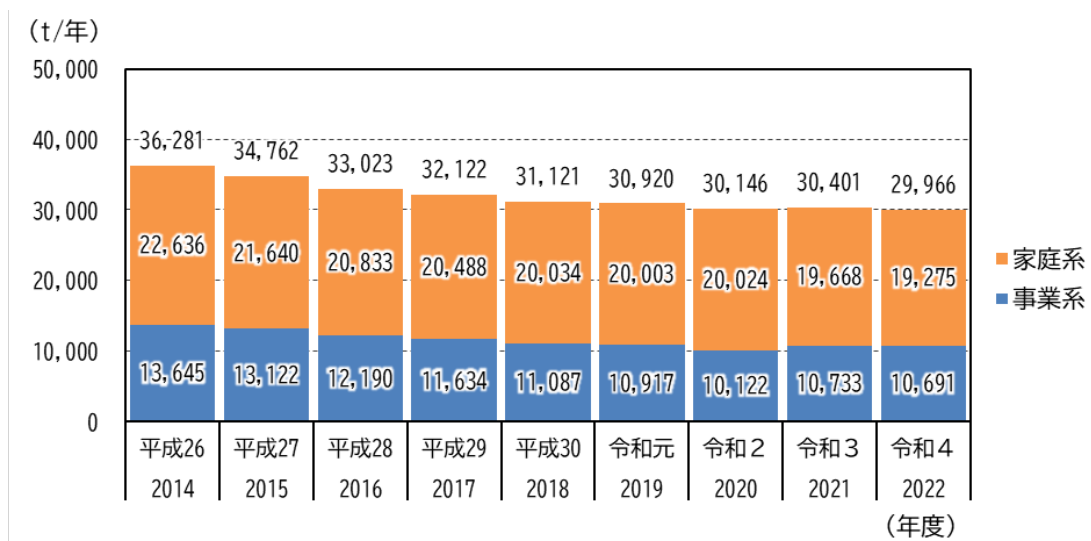
(3) ごみ

燃やせるごみは平成27(2015)年10月から、3市1町(花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)で組織した岩手中部広域行政組合による「岩手中部クリーンセンター」において広域処理をしています。

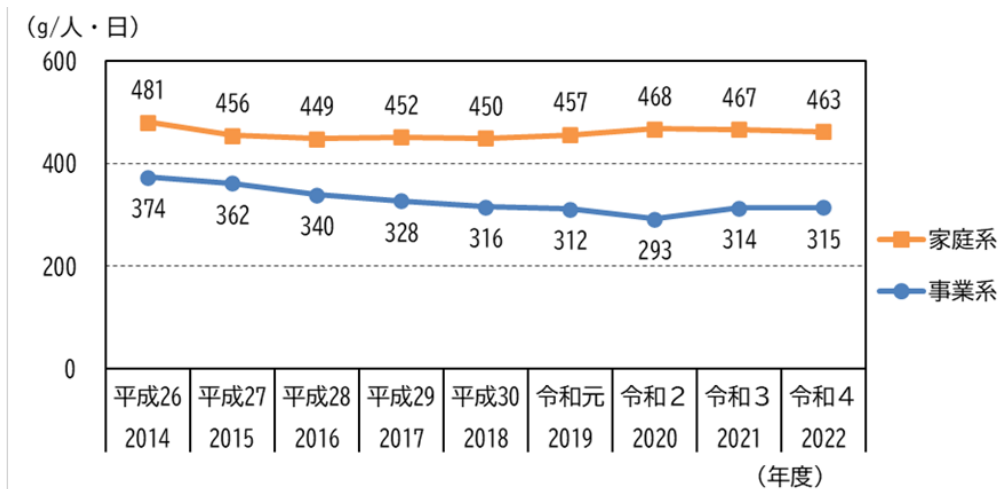
本市における令和4(2022)年度のごみ排出量は29,966tです。ごみ排出量は、ごみ処理施設へのごみ搬入量と資源集団回収量等の合計量で、第2次計画の開始年度である平成28(2016)年度のごみ排出量33,023tと比較すると9.3%減少しています。1人1日当たりのごみ排出量で見ると、家庭系ごみの排出量は概ね横ばいとなっています。

また、市内には不法投棄など適正に処理されないごみが放置されている状況があります。

■ごみ排出量の推移



■1人1日当たりのごみ排出量の推移



注) 排出量の規模を示すための参考として、事業系ごみの1人1日当たりのごみ排出量を掲載しています。

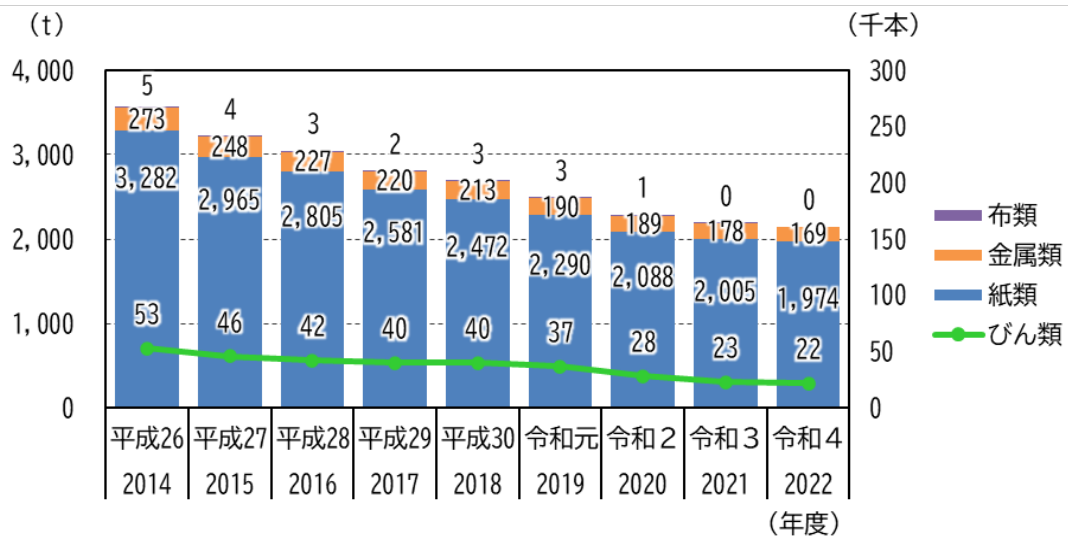
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図2-6 ごみの状況



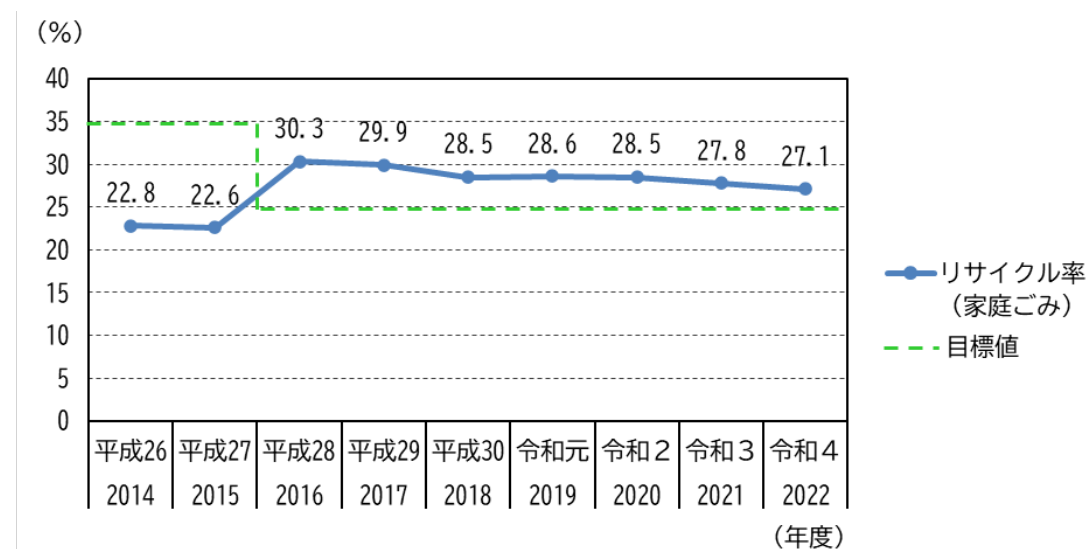
ごみの減量化・資源化の取組として、資源集団回収やフリーマーケットのほか、平成21（2009）年度からは家庭で使用済の食用油、平成25（2013）年度からは衣類と小型電子機器の回収を実施しています。また、市のホームページでごみ分別方法等を確認できる「花巻市ごみ分別辞典」の開設、ごみ集積所におけるごみの分別指導や排出実態の調査、出前講座を担うごみ減量アドバイザーを設置し、家庭系ごみの減量と資源循環の仕組みづくりを促進するための啓発活動を実施しています。

資源集団回収は全地区で実施され、取組の推進が図られていますが、家庭系ごみのリサイクル率は、令和4（2022）年度が27.1%と平成29（2017）年度より低くなっています。



出典：花巻市資料

図2-7 資源集団回収量の推移



出典：花巻市資料

図2-8 家庭系ごみのリサイクル率



(4) 環境美化

市では花のあるきれいなまちづくりを推進するために、沿道で花壇の整備を行う団体や公共施設等に花苗を配付しており、令和4（2022）年度は338の団体・個人に対し約23.1万本の花苗を配付しました。また、花づくり講習会の開催やコミュニティ花壇の造成、「花巻市花と緑の会」への活動支援等を実施し、花と緑に触れ合う場を創出してきました。

地域の団体への河川清掃の委託や不法投棄防止のパトロールなどのほか、市民総参加早朝一斉清掃を年3回実施するなど、清潔できれいなまちづくりに努めています。

花いっぱい運動で潤いのある美しいまちづくりを実践



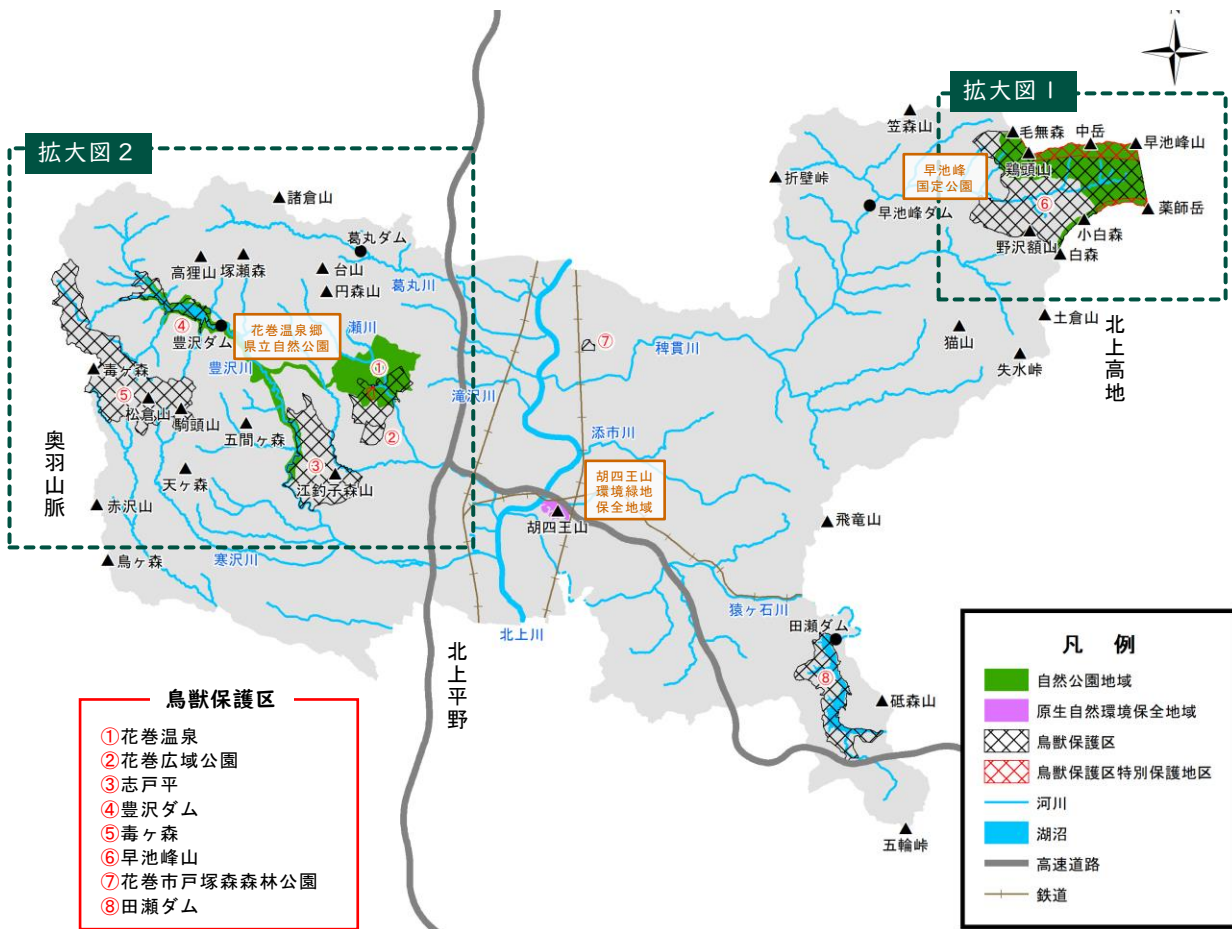
写真：花巻市



2-2 自然環境

本市は早池峰山（標高 1,917m）から北上川に沿う低平地までの高度差を持つこと、南北に貫流する北上川を挟んで西側に奥羽山脈、東側に北上高地が位置することにより、多様な自然環境が育まれています。

市内では、自然保護地域として、早池峰国定公園、花巻温泉郷県立自然公園が指定されているほか、県環境緑地保全地域[※]として、胡四王山周辺地域が指定されています。また、鳥獣保護区[※]には、早池峰山、毒ヶ森、志戸平、田瀬ダム、花巻温泉、豊沢ダム、花巻広域公園、戸塚森森林公園の8箇所が指定されており、うち早池峰山及び花巻温泉は特別保護地区に指定されています。



出典：国土交通省 国土数値情報、岩手県 岩手県鳥獣保護区等位置図（令和5（2023）年度）を基に作成

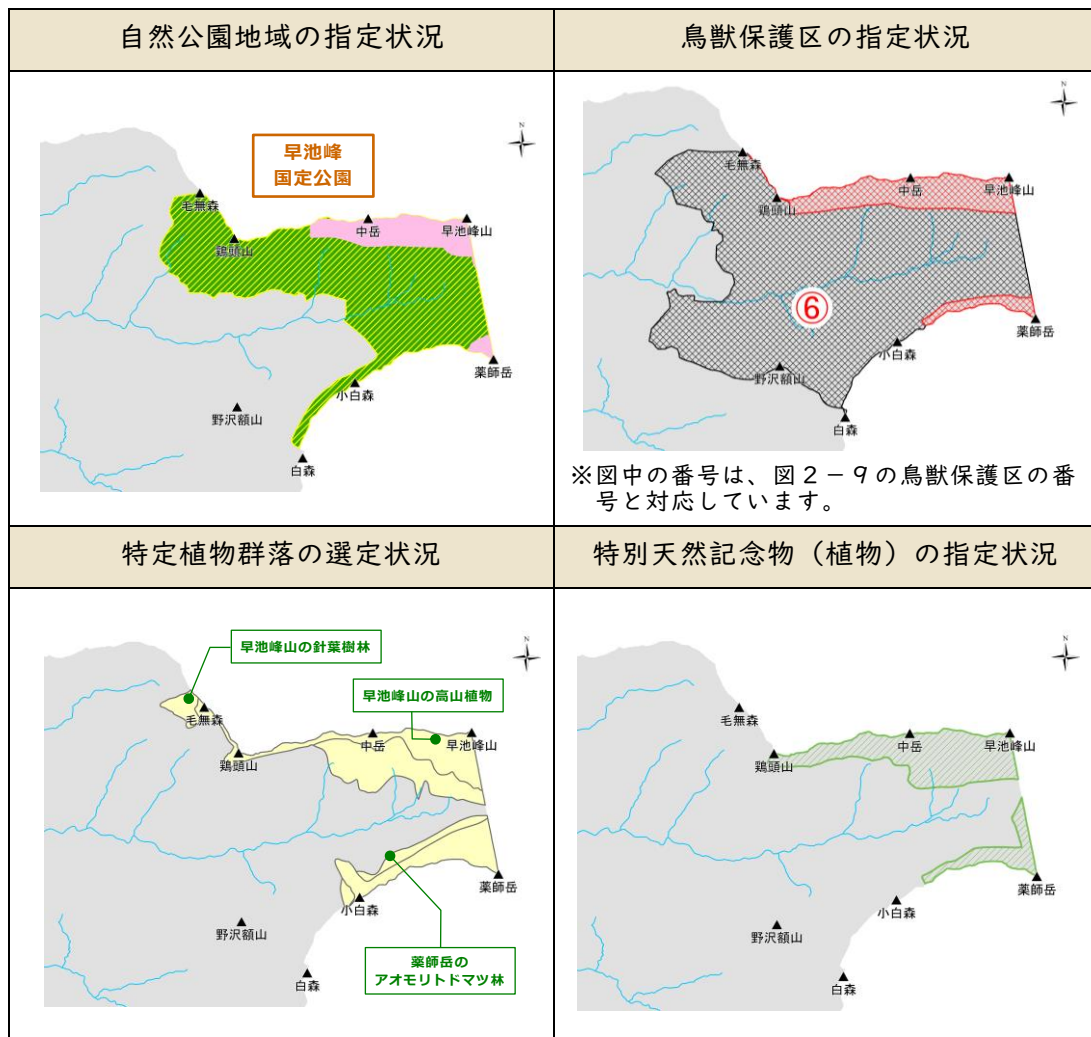
図2-9 自然保護地域及び鳥獣保護区の指定状況



(1) 早池峰国定公園周辺の指定状況（拡大図1）

早池峰山一帯が国定公園に指定されており、国定公園全域が特別地域に、早池峰山と薬師岳の周辺が特別保護地区に指定されています。また、早池峰国定公園周辺の鳥獣保護区として、早池峰山が指定されており、その一部が特別保護地区に指定されています。このほか、早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落は特別天然記念物（植物）に指定されています。

自然植生では、学術上重要な地域として「早池峰山の針葉樹林」「早池峰山の高山植物」「薬師岳のアオモリトドマツ林」が環境省の特定植物群落※に選定されています。



出典：国土交通省 国土数値情報、環境省 自然環境局 生物多様性センター（平成9（1997）、平成10（1998）年度調査データ）、岩手県 早池峰国定公園区域図（昭和59（1984）年）、岩手県 岩手県鳥獣保護区等位置図（令和5（2023）年度）等を基に作成



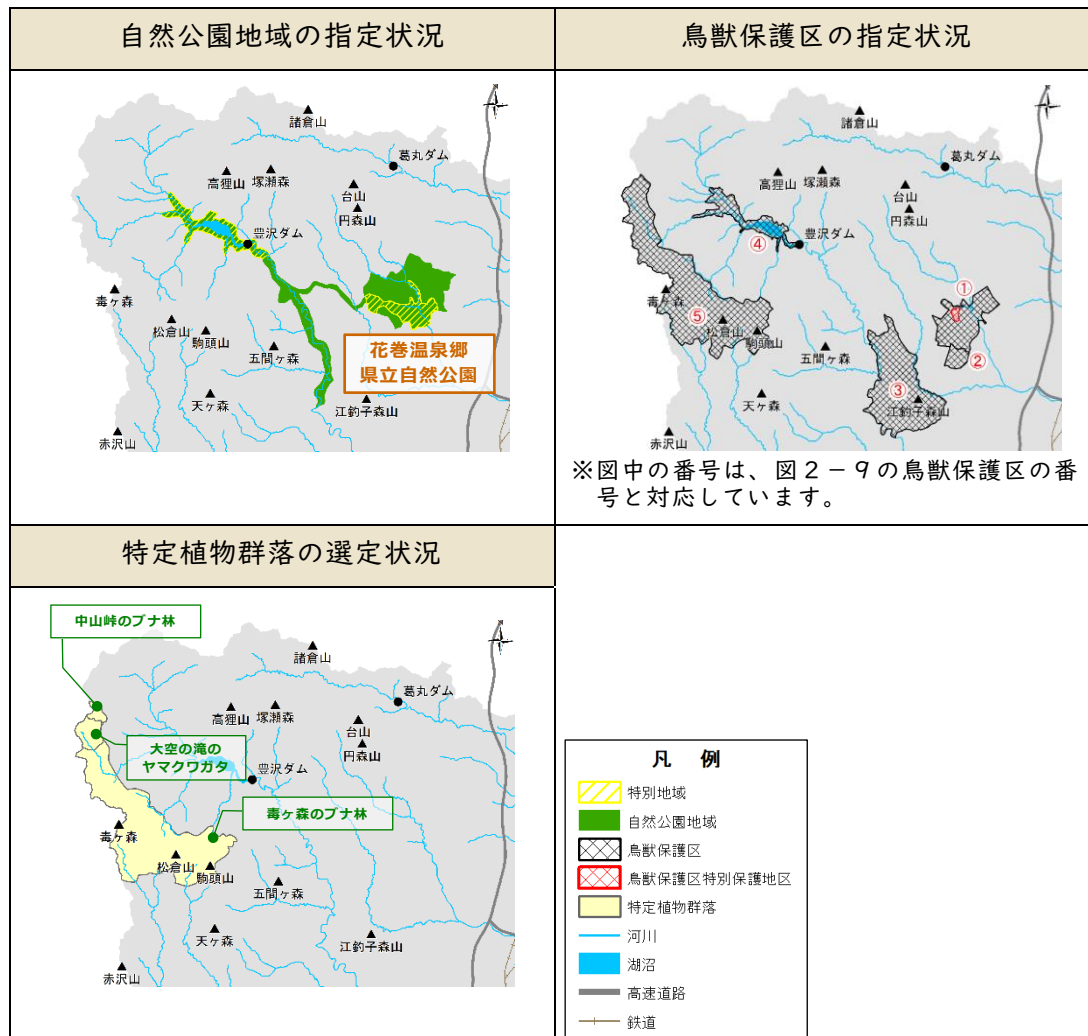
図2-10 早池峰国定公園周辺における自然保護地域及び特定植物群落の指定状況



(2) 花巻温泉郷県立自然公園周辺の指定状況（拡大図2）

自然保護地域として指定されている花巻温泉郷県立自然公園は、一部が特別地域に指定されています。また、鳥獣保護区として、花巻温泉、花巻広域公園、志戸平、豊沢ダム、毒ヶ森の5箇所が指定されており、うち花巻温泉の一部が特別保護地区に指定されています。

自然植生では、学術上重要な地域として、奥羽山脈側で「中山峠のブナ林」「大空の滝のヤマクワガタ」「毒ヶ森のブナ林」が環境省の特定植物群落に選定されています。



出典：国土交通省 国土数値情報、環境省 自然環境局 生物多様性センター（平成9（1997）、平成10（1998）年度調査データ）、岩手県 岩手県鳥獣保護区等位置図（令和5（2023）年度）を基に作成

図2-11 花巻温泉郷県立自然公園周辺における自然保護地域及び特定植物群落の指定状況



本市には希少な動植物も多く、平成26(2014)年に改定された「いわてレッドデータブック(2014年版)」で選定されている種及びその後に確認された種として、動物172種、植物237種の記録がみられます。

また、天然記念物として、国指定の「ニホンカモシカ」「カズクリ自生地」「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」「花輪堤ハナショウブ群落」、県指定の「花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地」「北笹間のならかしわ」、市指定の「胡四王山のヒメギフチョウ群棲地」、「千本カツラ」など植物46件、「七ツ滝のおう穴」「五角柱状安山岩節理」「蝙蝠岩弘法大師霊場の花崗岩」があります。

表2-2 本市の天然記念物

指定	天然記念物		
	動物	植物	鉱物
国	ニホンカモシカ	カズクリ自生地 早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落 花輪堤ハナショウブ群落	—
県	花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地	北笹間のならかしわ	—
市	胡四王山のヒメギフチョウ群棲地	46件 ※全名称は資料編に記載	七ツ滝のおう穴 五角柱状安山岩節理 蝙蝠岩弘法大師霊場の花崗岩

本市で見られる希少な動植物

【ハヤチネウスユキソウ】



(八重樫理彦氏撮影)

- いわてレッドデータブック Aランク※
- 早池峰山を代表する花で、この山の特産種
- 開花期は、6月下旬から咲き始め7月中旬から下旬に山頂でも見頃となります。

【クマタカ】



(八重樫理彦氏撮影)

- いわてレッドデータブック Aランク
- 翼の長さが約160cmにもなる大型のタカ
- 岩手県内では、北上高地や奥羽山脈に広く生息しています。



地域の生態系は、長い年月をかけて成立してきたものですが、人間活動によって他の地域から持ち込まれた生物(外来生物)によって生態系に影響を及ぼす場合があります。

このような生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の特定外来生物に指定されており、栽培や生きたままの運搬、譲渡等が原則禁止され、違反すると罰せられます。同法は、令和4(2022)年に改正され、令和5(2023)年にアメリカザリガニやアカミミガメが条件付特定外来生物(禁止事項の一部が適用除外となり、一般家庭や学校等での飼育や少数の相手への無償での譲渡等については、許可無しで行うことができる)に指定されました。また、国内への侵入防止のため、緊急に対処が必要とされるヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定されました。

本市では、ため池等にオオクチバス(通称ブラックバス)やブルーギル、アメリカザリガニ等の生息が確認されているほか、近年ではアレチウリやオオキンケイギク、オオハンゴンソウの3種類の植物が特に多く見られるようになってきています。

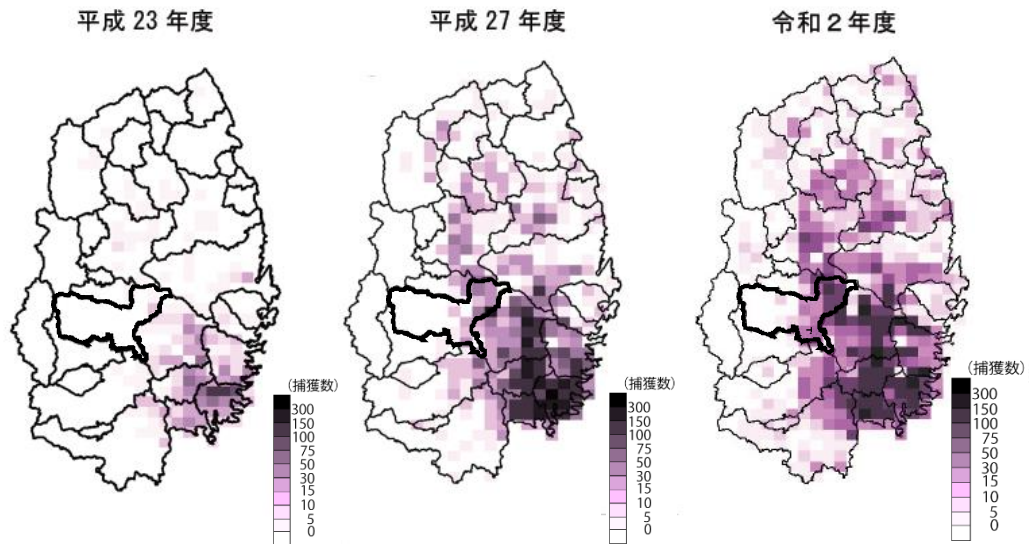
また、西日本で広く確認されているセアカゴケグモは岩手県内でも確認事例があり、分布の拡大が懸念されています。

本市に生息・自生する特定外来生物

<p>【オオクチバス(通称ブラックバス)】</p>  <p>写真：環境省</p> <ul style="list-style-type: none">■サンフィッシュ科の淡水魚■食欲旺盛で、在来魚の減少の要因となっています。	<p>【アメリカザリガニ】</p>  <p>写真：環境省</p> <ul style="list-style-type: none">■アメリカザリガニ科のザリガニ■雑食性で病気を媒介することもあり、在来の動植物減少の要因となっています。
<p>【アレチウリ】</p>  <p>写真：環境省</p> <ul style="list-style-type: none">■ウリ科の一年生草本■生育速度が速いつる性植物で、長いものでは10m以上にもなります。	<p>【オオハンゴンソウ】</p>  <p>写真：環境省</p> <ul style="list-style-type: none">■キク科の多年生草本■高さは0.5~3m程度にまでなります。



また、近年、ニホンジカやハクビシン、イノシシなど野生鳥獣の個体数の増加や生息範囲の拡大による、農作物等の被害が問題となっています。特に早池峰山周辺の森林生態系保護地域等では、繁殖力の高いニホンジカによる被害が拡大し、希少な高山植物も食害を受けています。



出典：岩手県第6次シカ管理計画（令和4年3月）

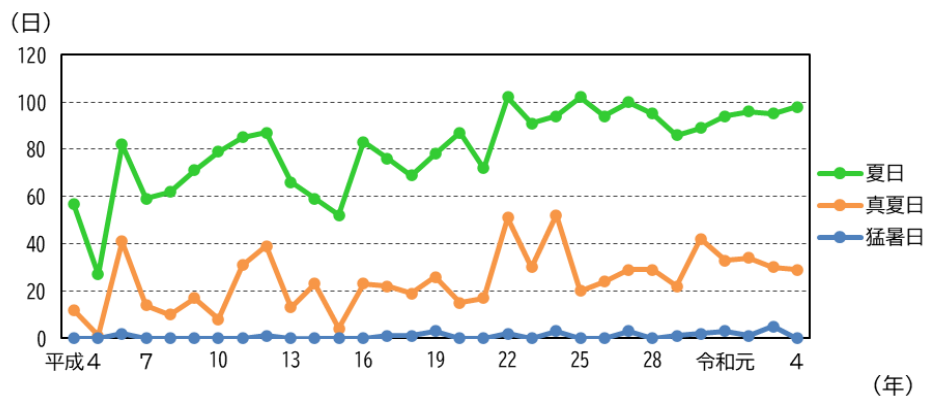
図2-12 ニホンジカの分布の推移



2-3 地球環境（地球温暖化）

地球温暖化は、私たち人間の活動によって大気中の温室効果ガスが増加し過ぎることにより、地球の気温が上昇することです。日本においても、国内の平均気温の上昇や大雨の発生頻度の増加等が観測されており、今後、高温や大雨等の極端な気候変動による様々なリスクの拡大が予測されています。

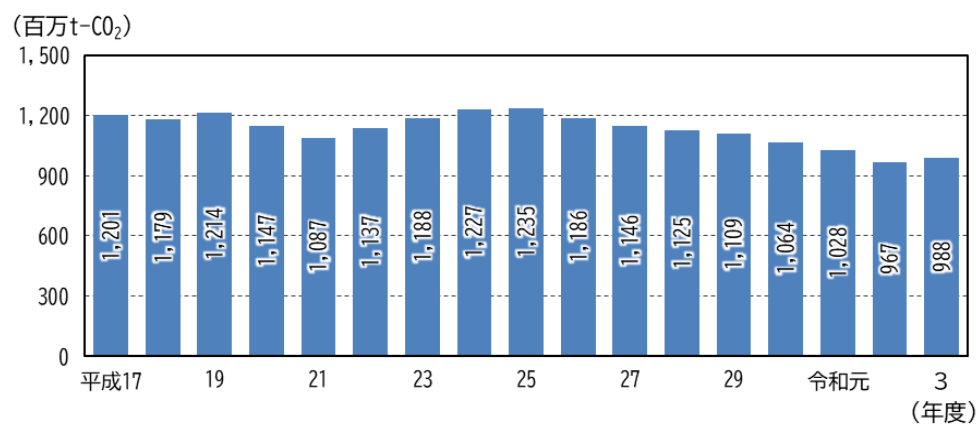
日本の気温は、年平均気温で見ると、気象庁が統計を開始した明治31(1898)年以降、100年当たり約1.30℃の割合で上昇しています。本市の気温も上昇傾向にあり、平成4(1992)年以降の夏日・真夏日・猛暑日*の推移をみると、特に近年において、夏日の日数が増加傾向にあります。



出典：気象庁ホームページ「過去のデータ検索」より集計

図2-13 夏日・真夏日・猛暑日の推移（大迫地域気象観測所）

地球温暖化の原因でもある温室効果ガス排出量のうち、その90%以上を占めるエネルギー起源の二酸化炭素については、平成17(2005)年以降、概ね横ばいで推移していましたが、国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成25(2013)年度以降、減少傾向となっています。令和3(2021)年度では988百万t-CO₂となっており、平成25(2013)年度比で約20%減少しています。

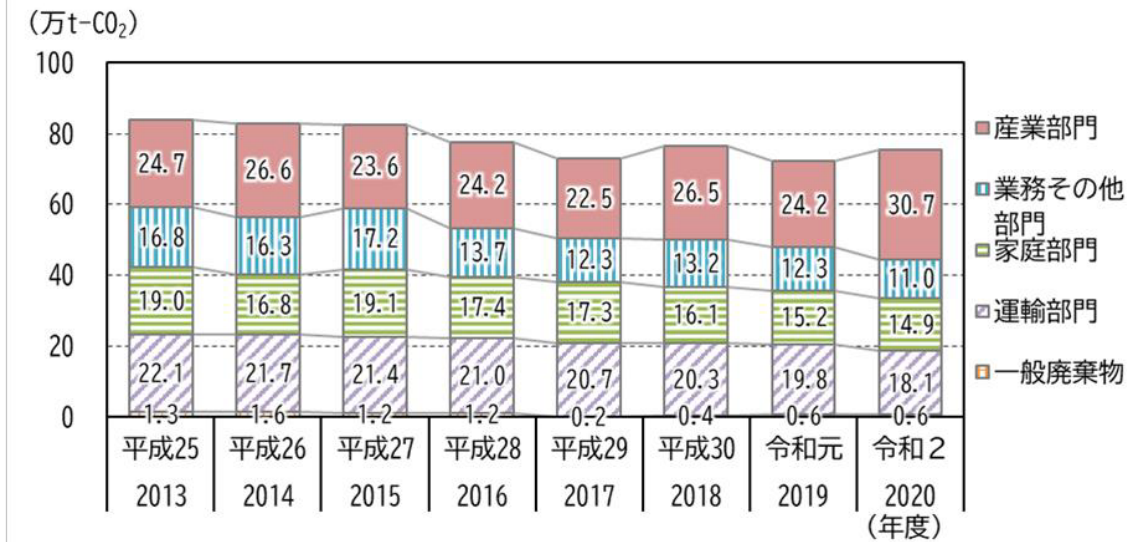


出典：温室効果ガスインベントリオフィスホームページ「日本の温室効果ガス排出データ（1990～2021年度）確報値」

図2-14 日本の二酸化炭素（エネルギー起源）排出量



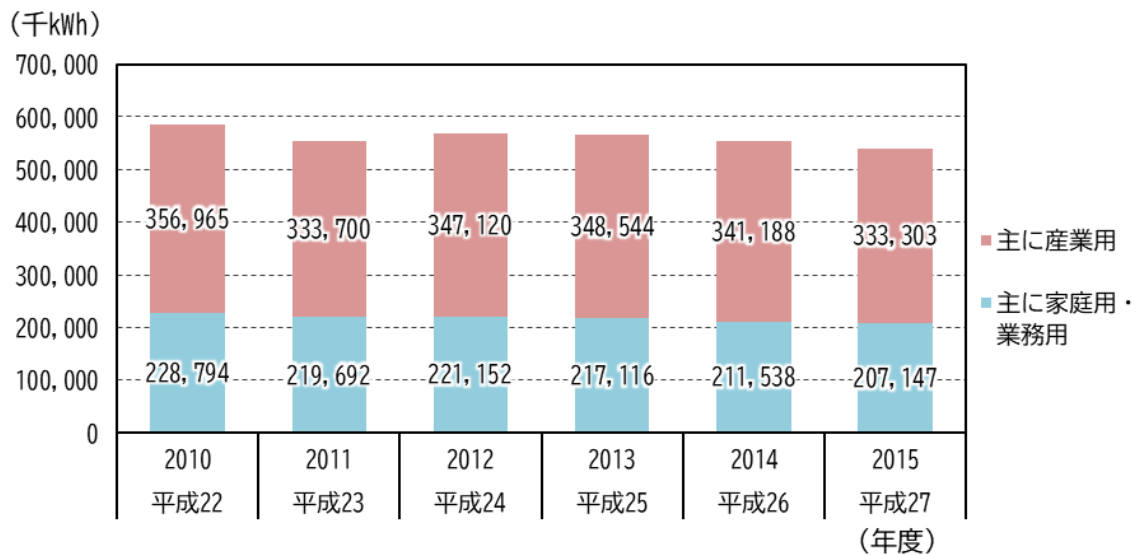
本市の二酸化炭素排出量については、推計した結果、基準年度である平成25(2013)年度以降、減少傾向となっています。推計が可能な直近年度である令和2(2020)年度の二酸化炭素排出量は75.3万t-CO₂となっており、平成25(2013)年度の二酸化炭素排出量83.9万t-CO₂と比べて10%の減少となっています。また、市の統計値が得られる平成27(2015)年度までの電気の消費量については、概ね横ばいとなっています。



注) 排出量は、国や県の排出量を人口等で按分することにより算出された推計値であり、現在公表データのうち平成22(2010)年度以降について記載しています。

出典：環境省ホームページ「部門別CO₂排出量の現況推計」

図2-15 本市の二酸化炭素排出量(推計値)



注) 電力自由化に伴い、平成28(2016)年度以降はデータが非公開となっています。

出典：花巻市「花巻市統計書」

図2-16 本市における電気の消費量



2-4 市民の環境意識

市民の皆さんの環境に対する意識を把握するため、一般市民、事業所、小中学生及び高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

実施結果の概要を以下に整理しています。下記の内容に関する集計結果を資料編に記載しています。

(1) 環境の現況に対する評価

区分	結果の概要
市民	身の回りの環境に対するイメージ
	【良い環境のイメージ】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「豊かな緑・自然」(136件)、「さわやかな空気」(129件)、「きれいな川の水」(113件)の順となっており、多くの市民が本市の豊かな自然環境について好意的に感じていることが示されています。
	【悪い環境のイメージ】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ごみの散乱・不法投棄」(265件)、「乱雑な街並み」(118件)、「道路の未整備・交通の不便」(77件)の順となっており、多くの市民がごみ問題や都市環境について課題を感じていることが示されています。
	関心のある地球全体の環境問題 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「地球温暖化」(83.3%)に関心を示した市民が最も多く、次いで「海洋汚染」(36.7%)、「大気汚染」(35.4%)となっており、地球温暖化対策への取組への意識も高いことが期待できます。
事業所	現在の環境に対する取組
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー※の導入や省エネルギーの取組については、費用面の課題が大きい再生可能エネルギーの導入に比べ、可能なことから着実に実践できる省エネルギー化を推進する事業所が多い傾向がみられます。 ■ 環境に関する取組を実施する上で、「経済活動の持続的発展の中で環境保全を実現することが理想である」(51.6%)が最も多く、経済と環境の両立が重要と考えていることが示されています。
小学生	身の回りの環境に対するイメージ
	【良い環境のイメージ】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「空気がきれいなこと」(56.1%)、「花や緑の多い景色がたくさんあること」(47.0%)が他の項目の約2倍となっており、多くの小学生が本市の自然環境や生活環境に良好なイメージを持っていることが示されています。
	【悪い環境のイメージ】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「道や公園などにごみが落ちていること」(60.1%)が最も多く、「野原や川にごみが落ちていること」(39.0%)、「川や池などの水がよごれていること」(38.5%)も他の項目の約2倍となっており、多くの小学生がごみ問題や水環境について課題を感じていることが示されています。



区分	結果の概要
中学生	身の回りの環境に対する満足度
	■ 「空気のきれいさ」、「生活環境の静けさ」、「緑の豊かさ」、「野生の動植物の豊かさ」、「自然とのふれあい」、「景観の美しさ」について「満足」「やや満足」と回答した生徒が、いずれも60%を超えており、多くの中学生が本市の豊かな自然環境を良好と感じていることが示されています。
	身の回りの環境に対するイメージ
	【良い環境のイメージ】 ■ 「豊かな緑・自然」（339件）、「さわやかな空気」（255件）が他の項目よりも2倍以上となっており、多くの中学生が本市の自然環境について良好なイメージを持っていることが示されています。
【悪い環境のイメージ】 ■ 「ごみの散乱・不法投棄」（478件）が圧倒的に多く、次いで「汚い空気・悪臭」（57件）となっており、多くの中学生がごみ問題について課題を感じていることが示されています。	
高校生	身の回りの環境に対する満足度
	■ 「空気のきれいさ」、「生活環境の静けさ」、「緑の豊かさ」について、「満足」「やや満足」と回答した生徒が、いずれも70%前後となっており、多くの高校生が本市の豊かな自然環境を良好と感じていることが示されています。
	身の回りの環境に対するイメージ
	【良い環境のイメージ】 ■ 「豊かな緑・自然」（313件）、「さわやかな空気」（241件）が他の項目の約2倍となっており、多くの高校生が本市の自然環境について良好なイメージを持っていることが示されています。
【悪い環境のイメージ】 ■ 「ごみの散乱・不法投棄」（400件）が最も多く、次いで「道路の未整備・交通の不便」（156件）となっています。多くの高校生がごみ問題について課題を感じているとともに、通学時や生活での移動の不便さを感じていることが示されています。	



(2) 将来に残したい自然・場所や環境に関して望むまちのあり方等

区分	結果の概要
市民	大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「早池峰山」をはじめとした「山・森」、「北上川」や「豊沢川」などの「川」が上位を占め、多くの市民が本市の豊かな自然環境を大切に思っていることが示されています。
	10年後の花巻市のあり方として望むこと
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「安心して暮らせるまち」(35.5%)、「緑や生き物、水などの自然が豊かなまち」(15.2%)、「産業活動が活発なまち」(13.7%)が上位を占め、多くの市民が、安全安心な環境や豊かな自然環境、産業等の人の営みが調和したまちを望んでいることが示されています。
	環境問題を解決するために必要な環境保全施策
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「市民・事業者・行政が一体となり取り組める仕組みづくりを行う」(47.9%)が最も多く、約半数の市民が、各主体が協働・協力した取組が必要と考えていることが示されています。次いで「リサイクルなどを進め、廃棄物の減量化を促進する」(26.0%)、「森林や河川などの自然環境を保全し、再生する」(23.4%)となっており、ごみ問題の改善や自然環境の保全・再生に関する取組が必要と考える市民が多いことが示されています。
	10年後の花巻市のあり方として望むこと
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「産業経済活動が活発なまち」(25.8%)、「安心して暮らせるまち」(25.8%)が同率となっており、多くの事業所が、事業活動の活性化とともに、安心できる生活環境が整ったまちを実現していくことが重要と考えていることが示されています。
小学生	環境に関して必要としている情報
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「廃棄物の適正な処理方法」(50.5%)が最も多く、次いで「再生可能エネルギーや省エネルギー」(38.7%)、「リサイクル方法や事例」(33.3%)となっており、ごみ処理に関する情報や地球温暖化対策等に関する情報のニーズが高いことが示されています。
	大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「早池峰山」をはじめとした「山・森」、「北上川」や「豊沢川」などの「川」とともに、「ハナショウブ」、「花・植物」、「タヌキ・キツネ・カモシカ等の哺乳類・動物」といった動植物に関する回答も多く、生物やその生育・生息環境を守っていききたいと考えている小学生が多いことが示されています。
小学生	10年後の花巻市のあり方として望むこと
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「環境問題の心配がなくなっている」(25.5%)、「昔から花巻市にいる鳥や虫、魚などの野生の生き物が守られている」(23.4%)が他の項目の約2倍となっており、地球温暖化対策や生物多様性の保全に関する取組について関心を持っている小学生の割合が多いことが示されています。



区分	結果の概要
中学生	大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所
	■ 「早池峰山」や「岩手山」などの「山・森」、「北上川」や「豊沢川」などの「川」とともに、「タヌキ・キツネ・カモシカ等の哺乳類・動物」等の動植物、「公園」が多く、本市の豊かな自然環境や動植物の生息環境を守っていきたいと考えている中学生が多いことが示されています。
	10年後の花巻市のあり方として望むこと
	■ 「まちや川、野原などへのごみの不法投棄が少なくなること」(17.3%)、「きれいな自然の景色が守られていること」(17.2%)が多く、ごみ問題の改善や自然環境と調和した景観の保全について関心を持っている中学生の割合が多いことが示されています。
高校生	大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所
	■ 「岩手山」をはじめとした「山・森」、「北上川」や「豊沢川」などの「川」とともに、「タヌキ・キツネ・カモシカ等の哺乳類・動物」等の動植物、「田・畑」が多く、本市の豊かな自然環境や動植物、美しい景観、田・畑について関心を持っている高校生が多いことが示されています。
	10年後の花巻市のあり方として望むこと
	■ 「きれいな自然の景色が守られていること」(21.5%)、「まちや川、野原などへのごみの不法投棄が少なくなること」(20.9%)が多く、自然環境と調和した景観の保全やごみ問題の改善について関心を持っている高校生の割合が多いことが示されています。



3 第2次計画の成果指標に対する状況

第2次計画の成果指標について、目標値と実績値(令和4(2022)年度)を比較した進捗状況は、下表のとおりです。

なお、目標値は計画の最終年度である令和5(2023)年度の設定となっていますが、令和4(2022)年度実績値により進捗状況を判断します。

各指標は、次の進捗区分を目安に判断しています。

進捗状況	進捗区分
	目標値を達成した指標(達成率101%以上)
	目標値をほぼ達成した指標及び現状維持(達成率90~100%)
	目標値に達していない指標(達成率90%未満)

第2次計画では21項目の指標を設定しましたが、「達成」は2項目、「ほぼ達成・現状維持」は10項目、「未達成」は9項目でした。

表2-3 成果指標の進捗状況

施策の方向	指標	基準値 平成26(2014)年度	実績値 令和4(2022)年度	目標値 令和5(2023)年度	進捗状況
ごみ減量・資源化	「もったいない」で暮らしを見直す				
	市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)	625g/日	576g/日	562g/日	
	市内全事業所の一般廃棄物排出量	13,645t/年	10,691t/年	10,525t/年	
	一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	22.8%	27.1%	24.6%	
	市民1人当たりの資源ごみ回収量(家庭系)	51.1kg/年	38.5kg/年	60.4kg/年	
	資源集団回収に取り組んでいる地区の割合	100%	100%	100%	
温暖化対策	省エネルギー型の暮らしに転換する				
	再生可能エネルギー*発電設備導入容量	12,962kW	58,494kW	28,281kW	
	環境にやさしい取り組みを行っている市民の割合(市民アンケート)	45.6%	57.0%	70.0%	
自然環境	自然を守り、自然と共に暮らす				
	森林整備面積	372ha/年	246ha/年	600ha/年	
	植林などの森林保護活動イベント参加人数	105人	137人	400人	
	グリーンツーリズム*受入者数	1,926人	390人	2,700人	
	自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合(市民アンケート)	59.9%	59.7%	80.0%	



施策の方向	指 標	基準値 平成26 (2014) 年度	実績値 令和4 (2022) 年度	目標値 令和5 (2023) 年度	進捗 状況
生活環境	きれいな環境で安心な暮らしを守る				
	大気汚染物質 (NO ₂ 、SO ₂ 、SPM) の環境基準達成率	100%	100%	100%	→
	環境基準の類型指定河川 (北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川) の水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	100%	→
	定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率	88.9%	90.9%	100%	→
	悪臭モニターの年間感知件数	579 件	870 件	450 件以下	↘
	汚水処理設備整備率*	88.0%	91.1%	93.5%	→
	水洗化人口割合	76.0%	82.4%	85.8%	→
環境美化	暮らしに安らぎを与える				
	花壇等実践者*登録件数	339 件	338 件	350 件	→
	地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合 (市民アンケート)	57.2%	50.0%	70.0%	↘
	住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	54.7%	70.0%	↘
環境学習・情報発信 (基本目標に共通する事項)					
	環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数	547 人	830 人	880 人	→

注) 令和4 (2022) 年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの開催中止や規模の縮小により、受入者数や参加者数が減少しています。
 実績値 (令和4年度) 出典: 「はなまきの環境 (令和5年度版環境報告書)」



4 第2次計画の取組と課題

4-1 「もったいない」で暮らしを見直す

【第2次計画の方針】

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R^{*}（発生抑制、再使用、再生利用）運動が大切です。そして不法投棄を許さない、循環型社会^{*}を形成します。

【取組状況】

ごみの減量を進めるために、市民や事業者への情報提供や分別収集の実施、資源集団回収運動やフリーマーケットの開催支援により、3Rを推進しました。また、不法投棄対策として不法投棄監視員を設置しパトロールを実施するとともに、啓発看板や監視カメラを設置しました。

ごみの減量や資源化についての啓発活動や食品ロス^{*}削減への協力を呼びかけました。

具体的な取組例	
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ分別辞典ウェブサイト「花巻市ごみ分別辞典」の運用開始 ■ 分別収集の実施（小型電子機器、衣類、廃食用油） ■ 廃食用油の再資源化、生ごみの堆肥化 ■ 生ごみの水切りによる減量化の推奨 ■ 資源集団回収運動への奨励金交付、フリーマーケットの開催支援 ■ グリーン購入[*]契約法適合商品の選択
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄監視員の設置、パトロールの実施 ■ 不法投棄防止の看板配付や監視カメラの設置 ■ 県や警察との連携による対応
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講座の実施、清掃センターの見学受け入れ ■ 「30・10（さんまる・いちまる）運動」[*]の呼びかけ ■ 広報はなまきの特集コーナー「はなまき環境だより」の掲載

【課題・方向性】

市民や事業者の一般廃棄物排出量は減少傾向にある一方で、市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、概ね横ばいで推移しています。

市民アンケートでは、「ごみ減量・資源化」に関して「家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり」の満足度が「満足」「やや満足」を合わせて約74%となっている一方、「不法投棄を許さない」の満足度は「満足」「やや満足」を合わせて約55%と少なく、不法投棄が大きな課題と考えている市民の割合が多くなっています。

また、市民、小学生、中学生、高校生のいずれにおいても「悪い環境のイメージ」として「ごみの散乱・不法投棄」が最も多くなっています。

ごみの問題については、引き続きごみの減量化や資源回収等を推進していくこと、不法投棄が課題となっており、今後も、循環型社会の形成に向けた3Rを徹底するとともに、不法投棄の防止対策が重要となっています。



4-2 省エネルギー型の暮らしに転換する

【第2次計画の方針】

私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

【取組状況】

「花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第3期）」に基づき、公共施設等の照明のLED化*や節水・節電等に取り組み、温室効果ガス排出量の削減に努めました。

予約応答型乗合交通*の運行、木質バイオマス*の活用に取り組みました。

国や県の補助事業、「いわてわんこ節電所」等、省エネルギーに関する情報を発信し、市民、事業者の省エネルギー化の推進を図りました。

具体的な取組例	
二酸化炭素の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第3期）」に基づく取組 ■ 公共施設、学校施設、公園施設の照明のLED化 ■ 予約応答型乗合交通の運行、公用車への次世代自動車*導入 ■ いわてウォームシェアスポット・いわてクールシェアスポット*へのスポット登録
再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭で伐採した少量の針葉樹の買い取り支援 ■ 木質バイオマス（チップ・ペレット）を利用した暖房 ■ 環境学習講座開催による再生可能エネルギーの普及啓発

【課題・方向性】

本市の二酸化炭素排出量は、基準年度である平成25（2013）年度以降、減少傾向となっており、令和2（2020）年度の排出量は、基準年度比で10%減少しています。

また、再生可能エネルギー発電設備の導入容量も第2次計画の目標値を大きく上回りました。

市民アンケートでは、温暖化対策に関して、「二酸化炭素の排出抑制」や「再生可能エネルギーの導入促進」の満足度がいずれも50%を超えており、重要度も約85%と多くなっています。一方、事業所アンケートでは、「経済活動の持続的発展の中で環境保全を実現することが理想である」が52%となっています。再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化への取組項目については「導入予定はない」と回答した事業者が約50%を占め、その主な理由は「費用がかかる」となっています。

地球温暖化対策には、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が重要な取組ですが、再生可能エネルギーの導入に際しては、自然環境と調和を図ることや経済的負担が大きいことなどが課題です。

今後は、地球温暖化対策の推進に向けて、市民、事業者、市が、省エネルギー化のためにそれぞれ実践できる取組について情報を共有しながら行動していくことが重要であり、再生可能エネルギー設備の導入についても、国や県の補助金を活用し、自然環境を守りながら施策を検討していく必要があります。



4-3 自然を守り、自然と共に暮らす

【第2次計画の方針】

本市は市街地を取り囲むように里地・里山[※]が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻にあった人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めていきます。

【取組状況】

本市の優れた自然を代表する早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園において、自然公園保護管理員を配置するとともに、希少生物の生息地保護や外来植物の植生の拡大防止など自然環境の保全に取り組ましました。

耕作放棄地[※]の発生防止や農業の多面的機能[※]の維持のための地域活動支援、森林整備に関する活動の支援、有害鳥獣への対策等、里地・里山の保全に取り組ましました。

環境学習講座の開催や公園の維持管理により自然との触れ合いの推進に努めました。

具体的な取組例	
里地・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ ニホンジカやイノシシの捕獲活動への ICT 技術の導入 ■ 花巻市産直スタンプラリーや学校給食への地元産食材使用による地産地消 ■ 農地パトロール（利用状況調査） ■ 森林管理署と連携した森林の整備 ■ 森林環境譲与税[※]を活用した地域の里山整備支援
すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 早池峰国定公園及び花巻温泉郷県立自然公園への自然公園保護管理員の配置 ■ 胡四王山地域（県の環境緑地保全地域）の森林保全整備 ■ 河川の定期的な清掃活動、モニタリングの支援 ■ 外来植物の植生の拡大防止・駆除についての意識啓発
自然との触れ合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境マイスターの派遣、環境学習講座の実施 ■ スモール・フォレスト・カレッジ[※]等各種講座の開催 ■ 公園や遊歩道などの維持管理

【課題・方向性】

本市は、早池峰国定公園をはじめとする豊かな自然環境を有していますが、特定外来生物等の生息地拡大に伴う生物多様性の損失やシカの食害による希少な高山植物への影響が懸念されています。

市民アンケートでは、自然環境に関して、「自然とのふれあいの推進」、「里地・里山の保全」、「優れた自然環境と市全体の生物多様性の保全」の満足度が「満足」「やや満足」を合わせて、いずれも 60%前後となっています。一方で、身の回りの環境に関して、「農地や山林の荒廃」について「悪くなった」「やや悪くなった」を合わせて約 48%となっており、多くの市民が課題と考えています。

自然環境については、在来生物の保護や外来生物の駆除といった自然環境保全活動が一層重要となっており、今後も、希少生物の生息地保護や外来植物の植生の拡大防止等による生物多様性の保全、耕作放棄地の発生抑制や森林整備の支援等による里地・里山の保全に引き続き取り組むとともに、環境学習講座等の実施により自然環境保全活動に関する啓発に努める必要があります。



4-4 きれいな環境で安心な暮らしを守る

【第2次計画の方針】

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さず次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

【取組状況】

定期的に大気や水質等に関する環境汚染物質や騒音・振動を調査し状況把握に努めるとともに、結果を公表しました。化製場からの悪臭については、パトロールの実施や事業所への立ち入りによる臭気測定、悪臭モニターの設置による調査のほか、24時間体制で電話等による苦情の受付を行い、悪臭を感知した場合には、事業所に対し状況の聴き取りと併せて改善について指導しました。

PRTR制度により有害な化学物質の使用実態の把握に努めるとともに、市内の空間放射線量を測定し市ホームページやコミュニティFMなどにより情報を提供しました。

具体的な取組例	
大気環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染防止法に基づく届出事務や事業場立ち入り等 ■ 大気汚染物質上昇時の情報連絡訓練
水環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水質汚濁防止法や公害防止協定※に基づく届出事務及び事業場立ち入り等 ■ 公共下水道事業、浄化槽設置整備事業の推進 ■ 市内の河川や不法投棄箇所の水質検査、監視
騒音・振動 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業場、高速道路、新幹線の騒音振動測定、改善要請 ■ 近隣騒音※等についての相談対応
悪臭防止 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悪臭モニターの設置、悪臭防止対策会議の定期開催、専門家による改善対策の検討、悪臭に関する相談対応 ■ 飼養農家等への指導による家畜排せつ物の適正管理と利用促進
化学物質 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ PRTR制度の事務等による化学物質の使用実態の把握 ■ 農薬の適正使用の徹底 ■ 自家焼却の禁止の周知
放射性物質 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空間放射線量や市民から依頼された食品等の放射性物質濃度の測定 ■ 空間放射線量測定結果の公表（市ホームページ、コミュニティFM）

【課題・方向性】

本市の大気環境や水質環境等の状態は良好に保たれている一方で、悪臭については長年にわたり規制基準の超過がみられます。

市民アンケートにおいても、生活環境の重要度に関して「重要」「やや重要」と回答した割合が「水環境の保全」で約89%、「悪臭防止対策」で約87%と多くなっています。満足度に関しては、「満足」「やや満足」と回答した割合が「水環境の保全」が最も多い約71%となっている一方で「悪臭防止対策」が最も少ない約54%となっています。

生活環境については、悪臭防止対策が大きな課題であり、化製場からの悪臭対策に継続して取り組むとともに、住みよい環境を維持していくため、水質や騒音等の測定による実態把握、PM2.5や放射性物質等に関する取組を実施していく必要があります。



4-5 暮らしに安らぎを与える

【第2次計画の方針】

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのもちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

【取組状況】

花いっぱいのもちづくりを推進するため、花壇等実践者への花苗の配付や花壇の造成補助を実施しました。

指定文化財の管理、公園の整備や空き家対策など、それぞれの地域に応じた景観の保全に取り組みました。

ペットの飼育マナーに関する意識啓発や市内一斉清掃の実施等、市民の皆さんと協力しながら地域の美化活動に取り組みました。

具体的な取組例	
花いっぱい運動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花壇等実践者への花苗の配付、コミュニティ花壇の造成・改修補助 ■ 花いっぱい運動の周知
地域にあった景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定文化財の保存管理、公開、確認調査、修繕 ■ 公園等の整備、維持管理 ■ 市内の空き家等の実態調査、相談会の実施、解体費補助 ■ アメリカシロヒトリや松くい虫による被害の防止
きれいなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ ペットの飼育マナーに関する意識啓発 ■ 市内一斉清掃（年3回）、春・秋の大掃除の実施 ■ 河川や田瀬湖周辺の清掃の実施

【課題・方向性】

本市では、花のあるきれいなまちづくりを推進するため、花壇の整備を行う団体等に積極的な支援をしています。また、不法投棄防止のパトロールや市民総参加早朝一斉清掃等による地域の美化活動に取り組んでいます。

市民アンケートでは、環境美化に関して、「花いっぱい運動」、「地域にあった環境の保全」、「きれいなまちづくり」の満足度が「満足」「やや満足」を合わせて、それぞれ80%前後となっており、多くの市民が満足と感じています。

また、重要度に関しては、「きれいなまちづくり」が「重要」「やや重要」を合わせて約84%と最も多くなっている一方、第2次計画の評価指標である「地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合」、「住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合」のいずれも目標値を達成できませんでした。

花いっぱいのきれいなまちづくりを継続していくためには、市民の協力や担い手の育成が不可欠であり、今後も、まちの景観保全や美化推進に向けて、市民や民間団体等と協力・連携しながら、花いっぱい運動や市内の清掃活動を継続するとともに、空き家対策等による良好な景観の保全に取り組むことが必要です。



4-6 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

【第2次計画の方針】

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の5つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子供たちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

【取組状況】

市民の自主学習等への環境マイスターの派遣、環境学習講座の開催、児童期からの環境保全意識の醸成を目的とした小学校への出前授業の実施、小学生への環境教育教材の配布、市内図書館での環境に関する書籍の紹介等により環境学習の推進を図りました。

また、本市の大気や水質等の測定結果や環境施策の取組状況をまとめた年次報告書「はなまきの環境」の作成・公表、環境に関する情報発信に努めました。

具体的な取組例	
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の自主学習会や水生生物調査への環境マイスターの派遣 ■ 環境学習講座の開催 ■ 小学校へのごみの出前授業 ■ 小学生への環境教育教材の配布 ■ 市内図書館での環境月間※に合わせた書籍の紹介
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習講座や環境マイスター派遣制度等に関する情報発信 ■ 年次報告書「はなまきの環境」の公表

【課題・方向性】

5つの基本目標を推進するため、環境学習の機会の提供や環境情報の発信による意識啓発に努めました。

市民アンケートでは、「花巻市が取り組んでいる環境施策の情報」を知りたいと回答した割合が約50%となっており、また、「環境問題を解決するために必要な環境保全施策」として、「市民・事業者・行政が一体となり取り組める仕組みづくりを行う」と回答した割合が約48%となっています。

小学生アンケートでは、「環境をよくするために参加したいと思う、またはおもしろそうだなと思う活動」について、多くの学校で取り組んでいる水生生物調査の割合が多くなっています。

より良い環境を創出していくためには、よりわかりやすい情報発信、各主体が協力・連携して取り組める施策の検討、環境学習・環境活動に参加しやすい工夫や多くの機会の提供等により、市民・事業者・市が一体となって環境問題に取り組むことができる環境づくりを推進していく必要があります。



第3章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

本市の豊かな自然と快適な環境を維持・向上させ、将来にわたって継承していくためには、気候変動対策や生物多様性の保全、限りある資源を効率的に利活用していく循環経済（サーキュラーエコノミー）の構築など、地球規模の環境課題から自分たちの身の回りにある身近な環境課題を総合的な視点で捉え、将来の望ましい環境像（目指す姿）を市民、事業者、市が共有し、一人ひとりが考え、行動していくことが必要です。

本計画では、「SDGs」や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、多様で豊かな自然環境を守りながら快適な生活を維持していくための様々な取組が、私たちの「Well-being・高い生活の質」を実現するアプローチの一つであることを認識し、これらを具体的施策を展開する上での基本的な姿勢とします。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を主体的に果たし、協力・連携しながら、豊かな自然の中で、豊かな心を育み、安心して潤いのある暮らしを続けられる「花巻市」を次世代へつないでいくため、次の環境像を掲げます。

望ましい環境像

自然と人の営みが調和した
豊かな環境と文化のまちを未来へつなぐ



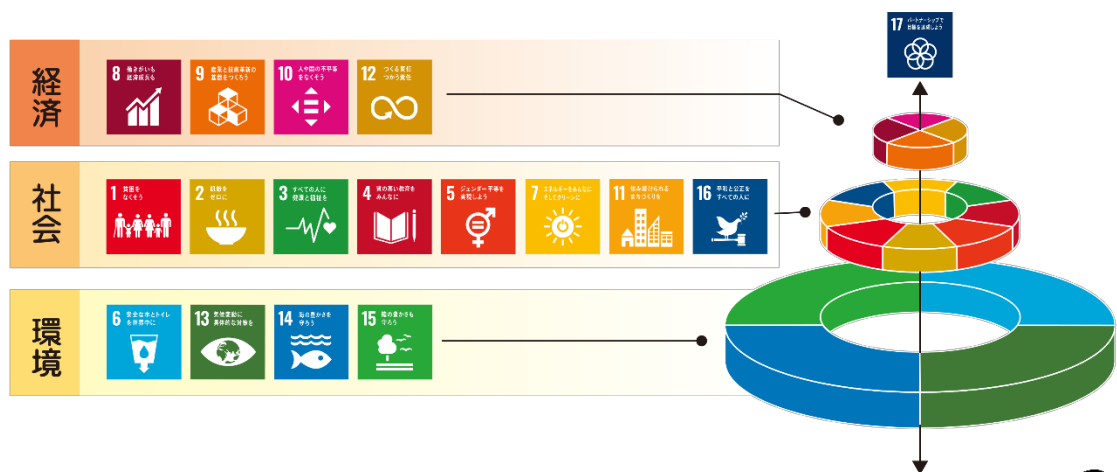
SDGs（エス・ディー・ジーズ）ってなんだろう？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、環境・社会・経済のバランスがとれた持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

私たちがこの世界で暮らし続けることができるよう、2030年までに達成を目指す17のゴール・169のターゲットが設定されています。

持続可能な社会の実現のためには、「経済」を「社会」が、「社会」を「生物（環境）」が支えていることを踏まえ、全ての活動の基盤となる豊かな環境（健全な生態系、安定した気候、安全な水や空気等）を保ち続けていくことが必要です。

また、経済・社会・環境それぞれの課題を同時に解決することで、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。



出典：Stockholm Resilience Centre を基に作成

図3-1 SDGs ウェディングケーキモデル



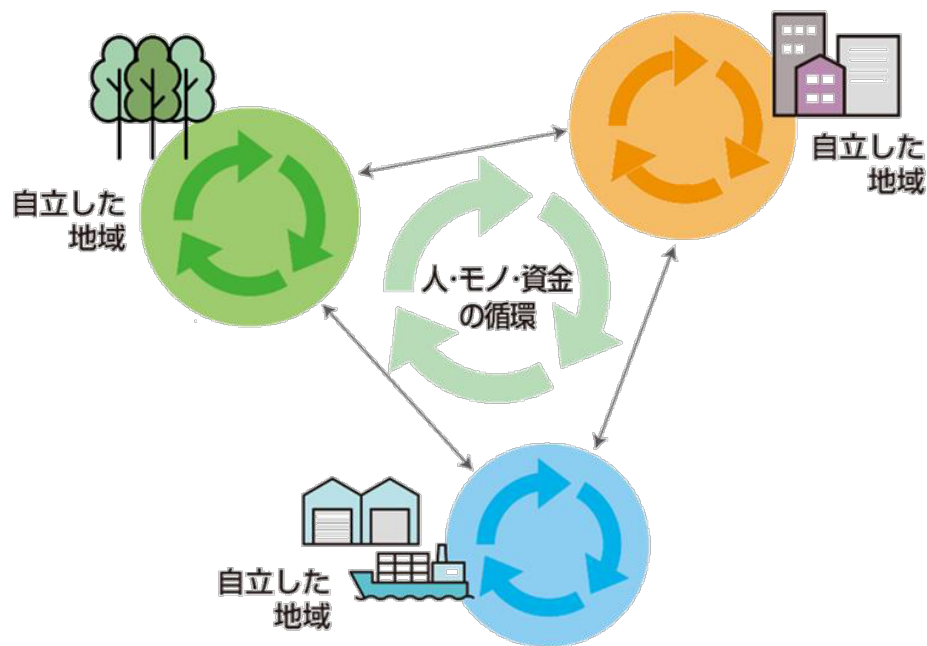


地域循環共生圏ってなんだろう？

地域循環共生圏は、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿として、国の第五次環境基本計画で掲げられました。

それぞれの地域が、その地域にある資源を活用し、地域課題を解決しながら、地域の得意分野で他の地域と支え合うネットワークをつくり、個々の地域だけでなく国全体で持続可能な社会を実現しようとする考えです。

地域の特性を生かして、人・モノ・資金を循環させることで、環境・社会・経済の課題を同時に解決していくということから、「ローカルSDGs」とも呼ばれています。



出典：環境省 HP を基に作成

図3-2 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の考え方





2 統合的な視点による環境施策の推進

本市において、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地球温暖化対策、循環型社会、自然環境、生活環境、快適環境の各分野の取組が相互に深く関連し合っていることを踏まえ、環境・社会・経済の統合的な視点で環境施策を推進していくことが必要です。

また、これらの各分野の取組を推進していくため、市は、市民、事業者等と連携を促進し、多様な主体の参加や関係づくりを図ります。

環境施策の推進により、本市が有する美しく豊かな自然環境を基盤としつつ、快適で心豊かな生活を送るための生活環境や経済活動の促進との調和を図りながら、望ましい環境像「自然と人の営みが調和した豊かな環境と文化のまちを未来へつなぐ」の実現を目指します。

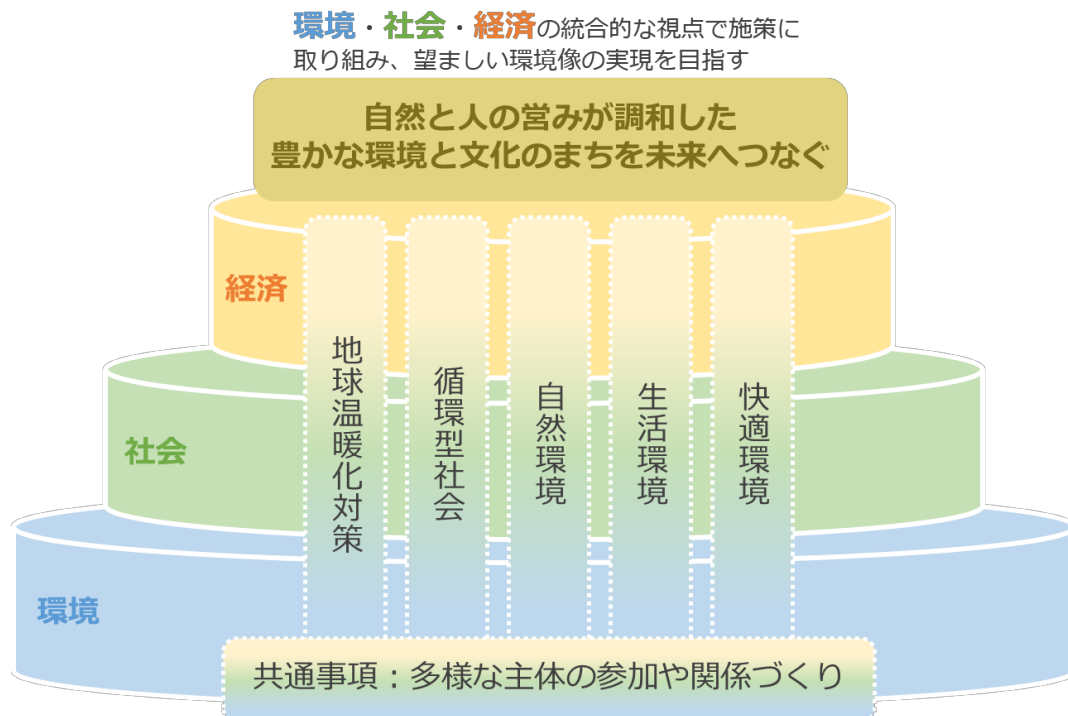


図3-3 環境・社会・経済の統合的な視点による本市の環境施策の推進のイメージ

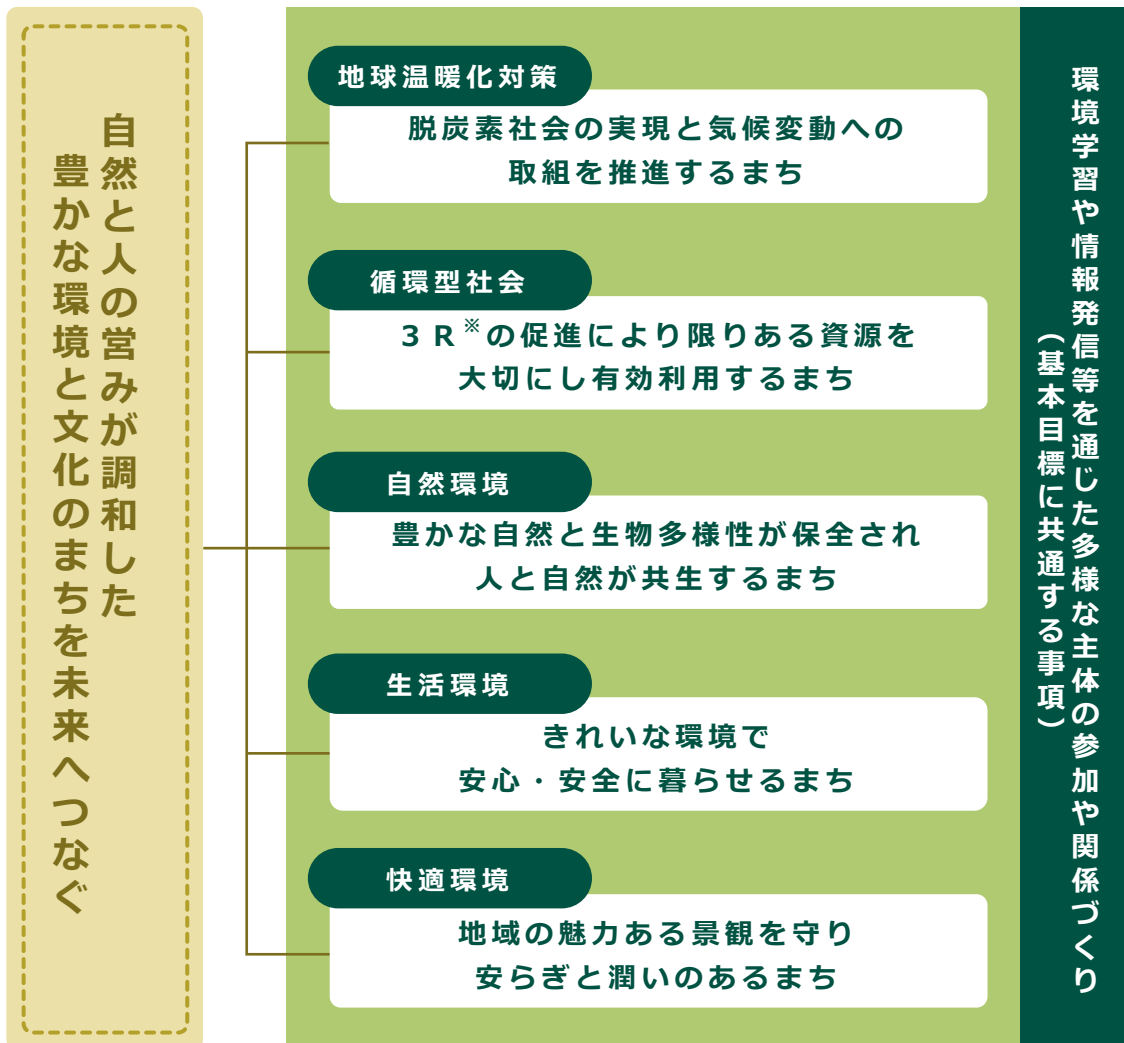


3 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて、限られた人的資源や財源等を有効活用しながら効率的に環境施策に取り組んでいくため、5つの施策分野ごとに基本目標を設定します。また、基本目標を達成するための共通事項として「環境学習や情報発信等を通じた多様な主体の参加や関係づくり」を位置づけます。

望ましい環境像

基本目標





<SDGs と本計画の主な環境施策の関連性>

<p>すべての人に健康と福祉を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境の保全 ・ 水環境の保全 ・ 騒音・振動対策 ・ 悪臭防止対策 ・ 化学物質対策 ・ 放射性物質対策 	<p>質の高い教育をみんなに</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・学習の推進 ・ 自然とのふれあいの推進
<p>安全な水とトイレを世界中に</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 水環境の保全 ・ 化学物質対策 	<p>エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用の効率化 ・ 再生可能エネルギーの導入や活用の推進
<p>働きがいも 経済成長も</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用の効率化 ・ 再生可能エネルギーの導入や活用の推進 ・ 家庭ごみの排出量削減と循環の仕組みづくり ・ 事業ごみの排出量削減の推進 	<p>産業と技術革新の基礎をつくろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの導入や活用の推進 ・ 家庭ごみの排出量削減と循環の仕組みづくり ・ 事業ごみの排出量削減の推進
<p>住み続けられるまちづくりを</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用の効率化 ・ 再生可能エネルギーの導入や活用の推進 ・ 美化活動 ・ 身近な景観の保全・形成 	<p>つくる責任 つかう責任</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ごみの排出量削減と循環の仕組みづくり ・ 事業ごみの排出量削減の推進 ・ 不法投棄の防止
<p>気候変動に具体的な対策を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用の効率化 ・ 再生可能エネルギーの導入や活用の推進 ・ 里地・里山の保全 	<p>海の豊かさを守ろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ごみの排出量削減と循環の仕組みづくり ・ 事業ごみの排出量削減の推進 ・ 不法投棄の防止
<p>陸の豊かさも守ろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 恵まれた自然環境と生物多様性の保全 ・ 里地・里山の保全 ・ 自然とのふれあいの推進 ・ 不法投棄の防止 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動 ・ 自然とのふれあいの推進 ・ 環境情報の発信



第4章 施策の展開

1 基本目標を達成するための施策

1-1 地球温暖化対策

「脱炭素社会の実現と気候変動への取組を推進するまち」

地球温暖化の進行は、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつの発生、熱帯性感染症の拡大、自然生態系の変化など地球規模の影響をもたらします。そして、近年、私たちの生活においても、大雨や台風等による災害の激甚化や頻発化、熱中症リスクの増大、農作物の高温障害や漁獲量の変化など、目に見えるかたちで大きな影響が出ています。

地球温暖化の進行をできる限り抑制し、生活への影響を緩和するためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で積極的にエネルギー消費量の削減に努め、化石資源から再生可能エネルギーへの転換を図っていくとともに、地球温暖化がもたらす気候変動の影響によって引き起こされる環境の変化に対処するための適応策を講じていくことが必要です。

再生可能エネルギーへの転換に際しては、地域共生型の設備や小規模分散型の設備など、豊かで恵まれた自然環境や景観資源等に十分に配慮しながら導入を検討します。

地球温暖化対策については、「花巻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「花巻市役所地球温暖化対策実行計画」をアクションプランとして取組を推進します。

◇主に関連する SDGs



<市の主な取組>

エネルギー使用の効率化

- 公共施設の新改築や既存施設の改修、設備更新の際には、省エネルギー設備（空調、照明等）の導入を推進します。
- 灯油や重油を使用している設備の更新の際には、電気を使用する設備の導入を検討します。
- 施設の新改築の際には、省エネルギー性能に優れた施設設計について検討し、既存施設においては、設備等の更新や施設の長寿命化の企画段階で省エネルギー化を検討します。
- 公用車を購入する際には、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の導入を推進します。



<p>再生可能エネルギーの導入・活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共施設の新改築等の際には、太陽光発電設備等の導入を推進します。 □ 本市の豊富な森林資源を活用するため、木質バイオマス利用設備等の普及を促進します。 □ 中小水力発電や再生可能エネルギーの熱利用など多様な再生可能エネルギーの利活用を検討します。 □ 二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギー電力の調達を検討します。
<p>省エネルギー活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 節電や機器の省エネモードの利用、適切な室温管理等により、電気使用量及び燃料使用量を削減します。 □ 節水や資源の有効利用等を推進します。
<p>啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活[※]）に関する情報提供や普及啓発に努めます。 □ 公共交通の利便性向上や利用促進を図ります。 □ 市民や事業者に対する環境・エネルギー教育や学習の機会づくりを推進します。 □ 国や県が実施している補助制度について情報発信し、制度を活用した再生可能エネルギーや省エネルギー設備の効率的な導入を促進します。

＜市民、事業者に期待される主な取組＞

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 脱炭素型のライフスタイルの実践に努めます。 □ 節電（照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付ける）や節水等に努めます。 □ 近い距離の徒歩での移動、自転車や公共交通機関の利用に努めます。 □ 省エネルギー家電の選択や照明のLED化に努めます。 □ 建物の新築や改修等に際しては、ZEH[※]の検討や断熱改修など、省エネルギーに配慮するよう努めます。 □ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや蓄電池等の設置を検討します。 □ 電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の選択に努めます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 節電（照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付ける）や節水等の環境に配慮した行動に努めます。 □ 設備を更新する際には、エネルギー効率性に優れた設備の導入に努めます。 □ 建物の新築や改修等に際しては、ZEB[※]の導入や断熱改修など、省エネルギーに配慮するよう努めます。 □ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入に努めます。 □ 再生可能エネルギーの導入に際しては、自然との調和に配慮します。 □ 電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の選択に努めます。 □ 環境やエネルギー、SDGsに関する社内研修を実施し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。



◇ 成果指標

指標	基準値 令和4 (2022)年度	目標値 令和12 (2030)年度	目標値 令和13 (2031)年度
①環境にやさしい取組を行っている市民の割合(市民アンケート)	57.0%	—	70.0%
②再生可能エネルギー発電設備導入容量	95,271 kW*	108,131 kW*	109,968 kW*

※95,271kW: 令和4(2022)年度末時点の固定価格買取制度(FIT)設備導入状況における認定設備容量(新規認定分+移行認定分)及び市内の水力発電所の設備容量の合算値

※108,131kW、109,968kW: 発電設備の新規導入量目標12,860kW(令和12年度)、14,697kW(令和13年度)を加えた導入累積値

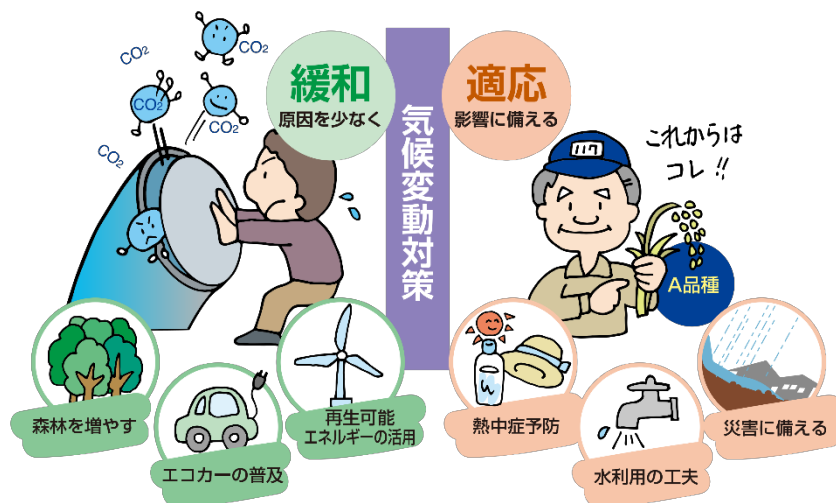


「緩和策」と「適応策」ってなんだろう？

「緩和策」…地球温暖化の進行を緩やかにするための取組です。省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入といった温室効果ガスの排出を「減らす」ことや、森林等の保全といった温室効果ガスを「吸収する」ことがあてはまります。

「適応策」…既に起こっている、あるいは将来予測される気候変動による影響を回避・軽減したり、逆に気候の変化を利用したりする取組です。災害や熱中症への予防、高温でも育つ農作物の栽培や水利用の工夫といったことがあてはまります。

私たちの生命や財産、そして、私たちの地球を将来にわたって守っていくためには、私たちが連携・協力して、「緩和策」と「適応策」に取り組んでいくことが重要です。





1-2 循環型社会

「3Rの促進により限りある資源を大切にし有効利用するまち」

私たちの最も身近な環境問題の一つとして、「ごみ」（廃棄物）が挙げられます。生活や事業活動において3R（リデュース：ごみの発生を減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：資源として再利用する）に継続して取り組み、限りある資源を大切にすることでごみの排出を減らし、資源を有効に利活用しながら環境への負荷を低減する循環型社会の形成を推進します。

近年では、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチックによる環境への影響が深刻化しています。ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、河川等を通じて海へ流出し、海の生態系や海岸の景観等に大きな影響を及ぼすため、内陸部に住む私たちの責任として、ごみの発生抑制や資源循環に積極的に取り組むことが重要です。

また、循環型社会をより発展させた概念である循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が世界の潮流となっています。循環経済は、これまでの循環型社会の取組に加えて、原材料調達や製品設計の段階から資源の循環利用を前提とし、循環利用する過程においても、製品やサービスの付加価値を向上させ、できるだけ長く利用することにより、廃棄物ゼロと持続可能な経済の発展を目指しています。

◇主に関連する SDGs



＜市の主な取組＞

<p>家庭系ごみの減量と資源循環の仕組みづくり</p>	<p>＜リデュース（Reduce）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 家庭系ごみの減量を推進するため、ごみの分別及び適切な排出方法の周知や指導を徹底します。 □ 生ごみのたい肥化を推進します。 □ 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者への意識啓発を図ります。 □ ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む店舗を認定する「エコ協力店いわて認定制度」を県と協働で実施します。 <p>＜リユース（Reuse）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ フードドライブ※やフリーマーケット等の情報を提供します。 <p>＜リサイクル（Recycle）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 家庭系ごみの資源化を促進するため、小型電子機器や
-----------------------------	---



	<p>廃食用油等の資源ごみの分別回収を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 資源集団回収運動を引き続き支援し、市民の資源化意識の高揚につなげるとともに、ごみの減量と資源化を推進します。□ 資源ごみを店頭回収する店舗情報を提供します。
事業系ごみの減量の推進	<p><リデュース (Reduce) ></p> <ul style="list-style-type: none">□ 事業系ごみの減量を推進するため、分別や排出方法等の適正処理について指導します。 <p><リサイクル (Recycle) ></p> <ul style="list-style-type: none">□ 事業系ごみの資源化を促進するため、資源化ルートや資源化方法について検討し、事業所へ情報を提供します。
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none">□ 不法投棄の早期発見・早期対応により不法投棄の拡大を防ぐため、地域と一体となった監視体制を継続します。□ 県や警察などの関係機関との連携を図り、不法投棄監視員によるパトロールを継続します。□ 地域と協力し不法投棄防止のための看板を設置します。
啓発活動	<ul style="list-style-type: none">□ 3Rを意識したごみの分別等の出前授業や出前講座の実施、ごみ処理施設の見学などにより、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。□ 資源には限りがあるという意識を持ち、モノを大切にし、その価値を長く受け継いでいく取組（製品寿命の長い品質のよい品物を選択する、購入した品物を修理しながら長く使用するなど）を促進します。□ 環境負荷の少ない再生プラスチックやバイオマス資源由来のプラスチック製品の使用について意識啓発を図ります。□ マイボトルやマイバッグ等、繰り返し使える製品利用を促進します。□ 食品ロスの削減を図るため、フードドライブの利用や陳列棚の手前にある商品の購入、「30・10（さんまる・いちまる）運動」等の普及啓発を推進します。



＜市民、事業者に期待される主な取組＞

市民	<p>＜リデュース (Reduce) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 計画的な買い物を心掛け、ごみの発生や食品ロスの削減に取り組みます。 □ 簡易包装された商品や分別しやすい商品など、環境負荷の少ない製品やサービスを選択します。 □ 生ごみを捨てる際には、十分に水切りをします。 □ 刈り取った雑草などは乾燥させてから可燃ごみに出します。 □ 生ごみの堆肥化を検討します。 <p>＜リユース (Reuse) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ マイボトルやマイバッグ、詰め替え用品などの繰り返し使える製品を利用します。 □ まだ使用できる製品を知人や友人等と交換するなど再利用に努めます。 <p>＜リサイクル (Recycle) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ごみの分別方法や収集日を守り、適切にごみ処理が進むように協力します。 □ 資源集団回収などのリサイクル活動に協力します。 □ 再生プラスチックやバイオマス資源由来のプラスチックを使用した製品を優先的に選択します。 □ 特定プラスチック使用製品（スプーン、フォーク、ストロー等）の使用を控え、繰り返し使える製品や紙製・木製の製品を使用します。 □ ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
事業者	<p>＜リデュース (Reduce) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ごみの分別の徹底や梱包材などは再利用するなど、ごみ排出量の削減に取り組みます。 □ 食べ残しや売れ残りによる食品ロスの削減に取り組みます。 <p>＜リユース (Reuse) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 特定プラスチック使用製品の使用・提供を控えながらサービス品質を維持するとともに、繰り返し使える製品や使い捨ての場合は紙製・木製の製品を使用・提供します。 □ 再生プラスチックやバイオマス資源由来のプラスチック製品の使用を可能な範囲で検討し、環境負荷を低減したサービスや製品の提供に努めます。 <p>＜リサイクル (Recycle) ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □ グリーン購入を推進します。 □ 再生資源を原材料とした製造方法、リサイクルしやすい製品の設計等を検討し、環境負荷の低減、製品やサービスの付加価値向上に取り組みます。



◇ 成果指標

指標	基準値 令和4(2022) 年度	目標値 令和13(2031) 年度
① 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)	576 g/日	547 g/日
② 市内全事業所の一般廃棄物排出量	10,691 t/年	9,745 t/年
③ 一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	27.1%	27.1%

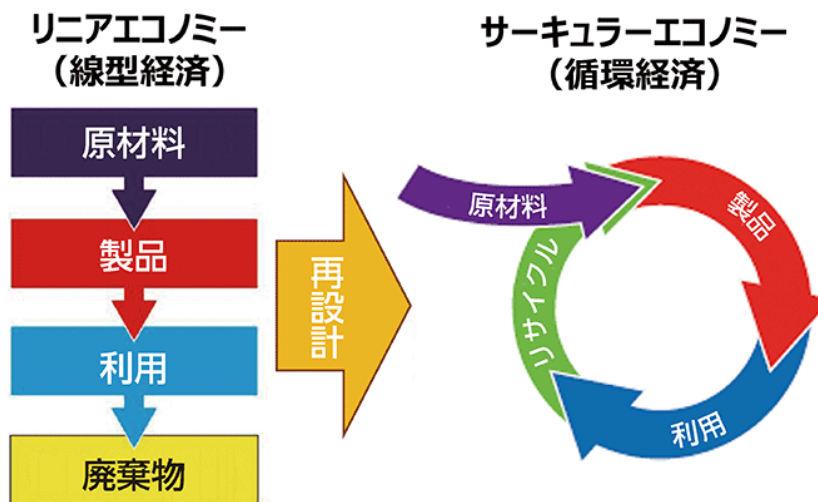


循環経済(サーキュラーエコノミー)ってなんだろう?

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による経済体系を線型経済(リニアエコノミー)といいます。

循環経済(サーキュラーエコノミー)は、モノやサービスを生み出す段階からリサイクル・再利用を前提に設計するとともに、リサイクル資源や在庫製品といった「今あるもの」を有効活用することで、廃棄物の発生を最小化しつつ、経済を成長させる考え方です。

製品やサービスを所有するのではなく、共有したり一定期間利用したりするシェアリングやサブスクリプションの広がり、持続可能な循環経済の実現を後押しする動きとなっています。



出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)





海洋プラスチックごみってなんだろう？

ポイ捨てされたビニール袋やペットボトルといったプラスチックごみが海に流れ出したものが海洋プラスチックごみです。

海洋プラスチックごみは、令和32(2050)年には魚の量を上回ると予測されるほど増加しています。

特に、海を流れる中で細かく分解されたマイクロプラスチックによって水質が悪くなったり海の生き物が飲み込んだりする問題や、捨てられた漁網が船や海の生き物に絡まる(ゴーストネット)問題により、海の環境が悪化するだけでなく、漁業や観光、人の健康にも悪影響が引き起こされています。

海洋プラスチックごみによる影響をなくすため、令和元(2019)年のG20大阪サミットでは、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す

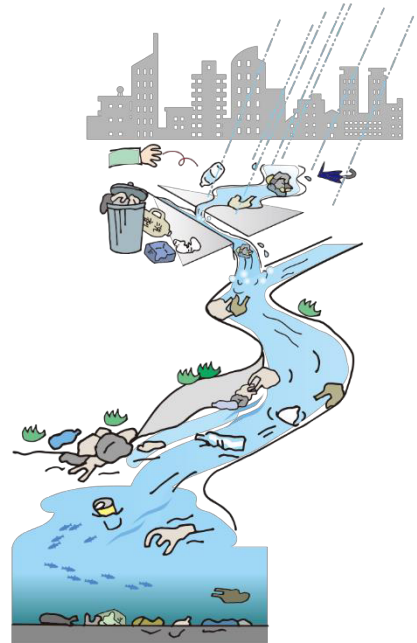
「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が世界共通のビジョンとして共有されました。また、令和5(2023)年のG7広島サミットでは、このビジョンを10年早めた令和22(2040)年までに達成する野心的な目標に合意がされました。

環境省では、海洋プラスチックごみ対策の一つとして、プラスチック削減に向けた先進的な技術や取組、プラスチックを賢く使う取組をWEBサイトで公開しています。

環境省 プラスチック・スマート HP
(<https://plastics-smart.env.go.jp/>)

海洋プラスチックごみを減らすために私たち一人ひとりができる取組の例を紹介します。

- ・マイバッグや繰り返し使える食器を使い、レジ袋や使い捨て容器を減らす
- ・詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選ぶ
- ・ごみは決まった場所・時間に、分別して出す
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄はしない
- ・河川敷や海岸の清掃活動に参加する





1-3 自然環境

「豊かな自然と生物多様性が保全され人と自然が共生するまち」

本市は、市街地を取り囲むように山や川、田畑などの豊かな自然が広がり、自然と人の営みが調和した良好な環境を形成しています。私たちは、自分たちの暮らしや社会が自然環境を基盤に成り立っていることを認識し、自然との共生のあり方を考え、豊かな自然環境や損なわれつつある生物多様性の保全に努めていかなければなりません。

生物多様性に関する国際的な取組の目標として、生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現が示されています。国では、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が閣議決定され、ネイチャーポジティブの実現に向けて様々な取組が進められています。

◇主に関連するSDGs



＜市の主な取組＞

里地・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 農林業や高山植物等に被害を及ぼす増え過ぎたニホンジカなどの野生動物の適正な管理を図るため、関係機関と連携しながら、駆除などの対策を講じます。 □ 適切な森林整備が行われていない里山については、森林所有者や地域住民自らが行う里山整備の取組に支援し、市民の森林への関心を高めます。 □ 地域の農畜産物を地域で消費する地産地消を推進するとともに、都市部での高付加価値化を図った販売促進などを目的に農業の活性化と農地の保全に努めます。 □ 耕作放棄地について、関係機関と連携し保全対策や活用策の検討を推進します。 □ 農業用水路やため池の多面的な機能を維持するため、地域住民の参加による保全活動に取り組みます。 □ 森林の持つ環境保全機能の向上や動植物の生育・生息環境を改善するため、森林病虫害被害拡大の防止を行うとともに、「花巻市森林整備計画」に基づいた森林整備を推進します。 □ 森林環境譲与税を財源として、森林整備に関する取組を検討します。 □ J-クレジット※制度の活用について検討します。
----------	--



	<ul style="list-style-type: none">□ 県と連携し、生産者による環境負荷低減事業活動実施計画等（土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減や温室効果ガスの排出量削減、プラスチック資材の排出・流出の抑制等の取組）の認定を推進するとともに、認定に基づく支援に取り組みます。□ ツキノワグマなどの人身被害を及ぼす動物に対する情報を提供するとともに、安全対策を周知します。□ 市の事業における地域材の利用推進や市民や事業者に対する地域材の利用促進を図ります。
恵まれた自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">□ 自然公園に自然公園保護管理員を配置し、希少な動植物の保護や来訪者の利用マナーの啓発等を図ります。□ 河川の定期的な清掃活動による水質保全や河川や水路等の整備・改修時における自然に配慮した工法の導入により、生物多様性の保全を図ります。□ 市内の環境保全団体や環境マイスター（自然環境分野）へのアンケート調査等により生物の生息状況の把握に努めます。□ 希少生物の保全などに取り組む団体を支援します。□ 在来生物の生態系を守るため、外来種の情報幅広く発信するとともに、特定外来種の飼育や栽培等の禁止、駆除について周知します。□ 市民や事業者による外来種の駆除活動を支援します。□ 生物多様性の保全活動に取り組む自然活動団体や事業者等に対して、OECM[※]に関する情報発信をするとともに、生物多様性の保全活動に連携して取り組みます。□ 都市公園や市有地における緑化を推進するとともに、適正な維持管理・保全を図ります。
自然とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none">□ 環境マイスター派遣や環境学習講座の実施、植樹体験、里山管理の知識・技術を学ぶ講習会の実施など、自然環境を理解するための多様な機会を提供します。□ 遊歩道、河川などの親水空間等を適切に管理し、自然環境の保全と自然とのふれあいの場の確保を図ります。□ 国定公園や県立自然公園については、関係機関や民間団体等と連携し、自然環境保護を図りながら、自然資源の利活用を推進します。



＜市民、事業者に期待される主な取組＞

市民	<ul style="list-style-type: none"> □ 所有する森林や農地を適切に管理します。 □ 地元農畜産物を積極的に使用するなど地産地消に協力します。 □ 身近な地域の動植物や特定外来種について知ることに努め、希少種の保護など生物多様性の重要性への理解を深めます。 □ 植林や下草刈りなどの里山保全活動や緑化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> □ 所有や利用している森林や農地を適切に管理します。 □ 森林の適正な利用や適切な保全に配慮した資材の調達に努めます。 □ 事業活動における周辺環境への影響に配慮し、生物多様性の保全に努めます。 □ 自然保護事業や緑化活動等の環境施策への協働・連携に努めます。 □ 市や環境関連団体が実施する自然環境の保全に関連するイベントなどへの協力や参加に努めます。

◇成果指標

指標	基準値 令和4（2022） 年度	目標値 令和13（2031） 年度
①里山整備活動面積	1,740 a/年	3,500 a/年
②再造林率（針葉樹）	23.3%	31.0%
③植林などの森林保護活動イベント参加者数※	137人	200人
④自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合（市民アンケート）	59.7%	80.0%

※令和4（2022）年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの開催中止や規模の縮小により、参加者数が減少しています。



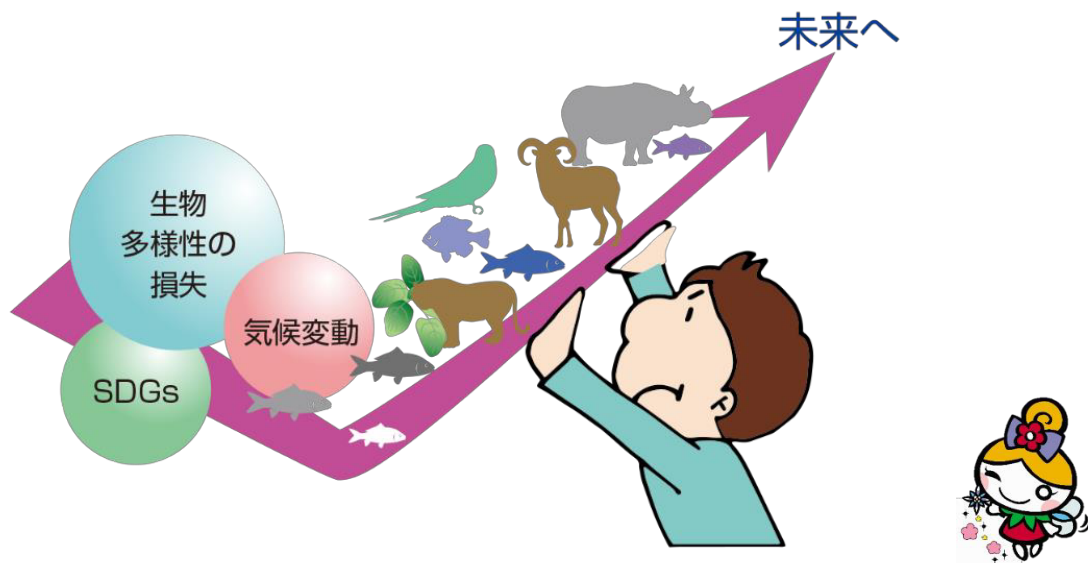
ネイチャーポジティブ（自然再興）ってなんだろう？

世界の生物多様性は、1970年から約68%が失われたといわれています。ネイチャーポジティブは、生物多様性が失われることを止めるだけでなく、回復させていくことを意味する言葉です。

カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに続く、新しい世界の目標であり、SDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」や目標15「陸の豊かさを守ろう」とも関連しています。

ネイチャーポジティブを実現するため、令和12（2030）年までに陸域と海域の30%以上を保全・保護しようとする30by30*が掲げられており、わが国では、令和3（2021）年度時点で、陸域20.5%と海域13.3%が国立公園等の保護地域として保全・保護されています。

30by30の達成を目指すには、保護地域を増やすだけでなくOECMを増やすことも大切です。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）は、里地里山や社寺林など、保護地域以外で生物多様性の保全がされている土地のことです。国は令和12（2030）年度までに、少なくとも100地域以上の認定を目標としています。





1-4 生活環境

「きれいな環境で安心・安全に暮らせるまち」

きれいな空気や水は、安全で安心な暮らしには欠かせない要素です。本市は、大気や水質に関する環境基準を満たしており、良好な環境を有しています。一方で、悪臭に関する苦情など長年にわたって課題となっている事項について、関係者と連携の上、引き続き対応を図っていきます。

また、便利で豊かな暮らしを支えるために様々な製品で使われてきた化学物質には、生態系や私たちの健康等への影響がはっきりしていないものもあります。その中でも、半導体工業や繊維製品等をはじめとして幅広い用途に使用され、自然界での分解に多くの年月を要する有機フッ素化合物の環境中の動向に対する注目が近年高まっています。

◇主に関連する SDGs



＜市の主な取組＞

大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 大気汚染防止法や県条例等に基づき、工場・事業所の大気汚染物質の排出規制等に関する指導を継続して実施します。 □ 県が観測している PM2.5 を含めた大気汚染物質が高濃度になった場合は、速やかに注意喚起を行います。
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 水質汚濁防止法や県条例等に基づき、工場・事業所の排水規制などに関する指導を継続して実施します。 □ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、生活排水の適切な処理のため、汚水処理施設を適正に維持管理するとともに、老朽化した施設については計画的に長寿命化を行います。また、浄化槽整備を計画的に推進します。 □ 水洗化率向上のために、水環境保全の意識啓発を図るとともに、補助金支援などにより水洗化を促進します。 □ 水質事故の発生予防に向けた意識啓発を図るとともに、事故発生時には関係機関と連携して、被害の拡散防止に取り組みます。
騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 騒音規制法や振動規制法、県条例等に基づき、工場・事業所等の騒音・振動の規制に関する指導を継続して実施します。 □ 高速道路や東北新幹線による騒音や振動の調査を継続して実施し、防止対策を推進します。 □ 近隣騒音等についての相談対応を行います。



悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 化製場を発生源とする悪臭については、臭気測定やパトロール等の悪臭に対する監視体制を継続するとともに、発生源の事業所等に対して、花巻市悪臭公害技術参与の指導のもと、早期に法令や市条例の規制基準を順守して操業するよう指導し、必要に応じて関係機関と連携した立ち入り等の対応を行います。 □ 家畜排せつ物の適正な管理やその利用促進に関して指導します。
化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 工場や事業所から排出される有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量については、PRTR 制度※により把握します。 □ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の適正管理に関する事業者の自主的な取組を支援するほか、事故発生時は被害の拡大防止策を講じます。 □ 公園等における除草剤散布の削減を図るとともに、住宅地等の病虫害防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民に害を及ぼすことがないように農薬使用者へ指導します。 □ ダイオキシンなどの有害物質を発生させる恐れがあるため、自家焼却の禁止の周知徹底を図ります。 □ 有機フッ素化合物など、生態系や健康等に影響を及ぼすリスクのある化学物質に関する情報収集や情報発信を行います。
放射性物質対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 空間放射線量の測定や市民等から依頼された食品等の放射性物質濃度の測定を行い、空間放射線量の測定結果について、ホームページ等で公表します。 □ 放射線量の測定結果とともに、花巻市周辺地域の放射性物質に関する情報を把握し、周知します。

＜市民、事業者に期待される主な取組＞

市民	<ul style="list-style-type: none"> □ 廃食用油や調理くずは直接排水口に流さないように適切に処理して、水質の保全に協力します。 □ ペットの鳴き声や日常生活における騒音や悪臭の発生防止に努めます。 □ 次世代自動車の利用等により、自動車に由来する大気汚染物質の排出抑制に努めます。 □ 殺虫剤や除草剤の使用量低減に努めます。 □ 庭先等でのごみの焼却はせず適切に処理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> □ 法令を順守して、公害防止や環境汚染防止に努めます。 □ 次世代自動車の利用等により、自動車に由来する大気汚染物質の排出抑制に努めます。 □ 原材料に使用する化学物質の適正管理に努めます。 □ 原材料に使用する化学物質について、より生態系や健康等に影響を及ぼすリスクの少ない化学物質がある場合には代替などを検討します。 □ 化学物質の環境中への排出や管理について、情報公開に努めます。



◇ 成果指標

指標	基準値 令和4(2022) 年度	目標値 令和13(2031) 年度
① 大気汚染物質(NO ₂ 、SO ₂ 、SPM)の環境基準達成率	100%	100%
② 環境基準の類型指定河川(北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川)の水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%
③ 定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率	90.9%	100%
④ 悪臭モニターの年間感知件数	870件	450件以下
⑤ 汚水処理人口普及率	91.1%	95.0%
⑥ 水洗化人口割合	82.4%	87.0%以上



有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)ってなんだろう？

有機フッ素化合物は、水や油をはじく、熱に強いといった性質があり、防水性の布地や調理用器具のコーティング、殺虫剤など様々なものに使われています。有機フッ素化合物の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンサルホン酸)とPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は特に多く使用されてきた物質です。

一方で、これらの物質は自然界では分解されにくいため、地中や水中に残ることで食物連鎖などを通じて人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼす可能性が指摘されています。

現在、PFOSとPFOAは「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」により、国際的に廃止等の対策がとられており、わが国でも製造や輸入が禁止されています。

国内では、一部の地域で河川・地下水等の水環境においてPFOS、PFOAの暫定目標値(50ng/L)を超える事例が確認されており、継続的なモニタリングや情報発信が行われています。





1-5 快適環境

「地域の魅力ある景観を守り安らぎと潤いのあるまち」

快適で住みよい暮らしの環境は、私たち一人ひとりの生活に安らぎと潤いをもたらす、生き生きとしたまちづくりにつながっていきます。

本市では、花巻という名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進するとともに、豊かな自然環境の保全や情緒あふれる文化の醸成に取り組み、市民はもとより、市外や県外、海外から訪れる方々にとっても、より一層魅力を感じられる環境づくりを推進します。

また、本市においても人口減少や高齢化により、地域における活動の担い手確保や増加する空き家の適正な管理等が課題となっており、引き続き、快適な環境づくりに向けた施策を展開し、活動の担い手育成や良好な景観づくりに取り組めます。

◇主に関連する SDGs



＜市の主な取組＞

美化活動（花いっぱい運動・一斉清掃）	<ul style="list-style-type: none"> □ 花苗配付やコミュニティ・公共施設花壇の造成事業等により「花のあるきれいなまちづくり」を展開します。 □ 花壇等実践者の育成支援をするとともに、市民が花と緑に触れ合う場を提供します。 □ 花いっぱい運動のPRや意識啓発を図ります。 □ 市民参加による一斉清掃の実施や地域の団体への委託による河川清掃を継続します。
身近な景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の特性に調和した景観を形成するため、公共施設やまち並みなどの整備において、市民と協働で魅力ある都市景観の創出に取り組めます。 □ 歴史的・文化的に価値のある建造物や遺跡などを保護し、恵まれた豊かな自然とともに将来の世代に継承します。 □ 地域住民や利用者の意向に配慮した公園の維持管理・整備により、安全・快適で豊かな緑にあふれた都市景観の形成を図ります。 □ 地域の景観を損なう空き家等について、「花巻市空き家等対策計画」に基づき、対応支援や適正な管理の依頼等を行います。 □ 森林環境や景観を保全するため、松くい虫対策などを推進します。 □ 市街地におけるカラスの鳴き声やふん害、害虫被害への相談対応を行います。



啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> □ごみのポイ捨てやペットの飼い方について、関係機関と連携し、ルールとマナーの周知を行うなど、まちの美化に対する意識啓発を図ります。
------	---

＜市民、事業者に期待される主な取組＞

市民	<ul style="list-style-type: none"> □花いっぱい運動へ積極的に参加します。 □外出先でのごみの持ち帰りやペットのふんの処理に責任を持ちます。 □地域で実施する清掃活動や早朝一斉清掃に積極的に参加します。 □所有する敷地や建物を適正に管理し、地域の良好な景観づくりに協力します。 □地域の歴史や文化等への理解を深め、継承に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> □事業所などの敷地内の緑化に努めます。 □地域の美化活動に積極的に参加します。 □看板や建築物のデザインや色彩等について、周辺環境との調和に配慮します。 □地域の歴史や文化等への理解を深め、継承に協力します。

◇成果指標

指標	基準値 令和4(2022) 年度	目標値 令和13(2031) 年度
①花壇等実践者登録件数	338件	350件
②地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合(市民アンケート)	50.0%	70.0%
③住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合(市民アンケート)	54.7%	70.0%



2 基本目標に共通する事項

● 環境学習・情報発信等

「環境学習や情報発信等を通じた多様な主体の参加や関係づくり」

「地球温暖化対策」「循環型社会」「自然環境」「生活環境」「快適環境」の5つの基本目標は、それぞれが独立したものではなく、相互に関係しています。

これらの取組を推進していくためには、私たち一人ひとりが環境問題について関心を持ち、理解を深め、実際に行動していくことが必要です。これまで環境活動にかかわったことがない人が新たに取組を始めたり、既に活動に参加している人がさらに取組を充実させたり、一人ひとりが自分にできることを考え、行動する機会となるよう、環境に関する情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に展開し、多様な主体の参画や関係づくりを推進します。

◇ 主に関連する SDGs



＜市の主な取組＞

環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> □ 市民の自主的な環境学習を推進するために、環境マイスターの派遣など学習支援体制の充実を図ります。 □ 体験学習の実施や環境学習チャレンジブック等の環境教育教材の提供などを行い、子どもたちの環境に対する興味や関心を高めます。 □ 環境学習講座を開催し、様々な世代が参加できる学習機会を提供します。 □ 環境保全に取り組む民間団体等との連携や情報交換を促進し、環境保全活動の推進と意識啓発を図ります。 □ 環境月間等を中心に、環境に関する書籍の紹介や展示、貸出しなどを企画します。
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> □ 市ホームページや広報はなまき等を通じて、環境に関するイベントや講座、環境マイスター派遣制度等に関する情報を発信します。 □ 市の環境施策や国、県の環境に関する情報について、わかりやすく提供します。 □ 市の環境の状況や取組等をまとめた年次報告書を作成し、公表します。



	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境保全に関する取組の必要性や重要性、地球環境と身近な生活環境との関係性等について、わかりやすい情報提供に努め、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。
--	---

＜市民、事業者に期待される主な取組＞

市民	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境に関するセミナーやイベント等に積極的に参加します。 □ 環境に関して学んだことや興味・関心のある話題などを家族や友人等と共有し、小さなことからでも行動につなげます。 □ 所有する山林等を地域の環境教育・学習のフィールドとして可能な範囲で提供します。 □ 専門的知識や技能を生かして、環境活動に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の環境関連イベントや活動に積極的に参加します。 □ 企業の社会的責任（CSR）やSDGsを踏まえ、事業活動における環境保全活動等を推進するとともに、積極的な情報発信に努めます。 □ 従業員への環境に配慮した行動やCSR、SDGsなどに関する教育研修を実施します。 □ 社内に留まらず、同業者や協力事業者等との環境分野での連携・協力を図ります。 □ 所有する山林などを地域の環境教育・学習のフィールドとして可能な範囲で提供します。 □ 市や地域の環境活動団体などと連携して、地域における環境に関する講演会や出前授業、事業所見学などに協力します。

◇ 成果指標

指標	基準値 令和4（2022） 年度	目標値 令和13（2031） 年度
① 環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数※	830人	1,240人

※令和4（2022）年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの開催中止や規模の縮小により、参加者数が減少しています。



3 成果指標の整理

本計画の進捗状況を把握するための成果指標を下表に整理します。

指標	基準値 令和4 (2022)年度	目標値 令和12 (2030)年度	目標値 令和13 (2031)年度
基本目標1：地球温暖化対策「脱炭素社会の実現と気候変動への取組を推進するまち」			
①環境にやさしい取組を行っている市民の割合（市民アンケート）	57.0%	—	70.0%
②再生可能エネルギー発電設備導入容量	95,271 kW※	108,131 kW※	109,968 kW※

※95,271kW：令和4（2022）年度末時点の固定価格買取制度（FIT）設備導入状況における認定設備容量（新規認定分＋移行認定分）及び市内の水力発電所の設備容量の合算値

※108,131kW、109,968kW：発電設備の新規導入量目標12,860kW（令和12年度）、14,697kW（令和13年度）を加えた導入累積値

指標	基準値 令和4（2022）年度	目標値 令和13（2031）年度
基本目標2：資源循環「3Rの促進により限りある資源を大切にし有効利用するまち」		
①市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（家庭系）	576 g/日	547 g/日
②市内全事業所の一般廃棄物排出量	10,691 t/年	9,745 t/年
③一般廃棄物のリサイクル率（家庭系）	27.1%	27.1%
基本目標3：自然環境「豊かな自然と生物多様性が保全され人と自然が共生するまち」		
①里山整備活動面積	1,740 a/年	3,500 a/年
②再造林率（針葉樹）	23.3%	31.0%
③植林などの森林保護活動イベント参加者数※	137人	200人
④自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合（市民アンケート）	59.7%	80.0%



指標	基準値		目標値	
	令和4(2022)年度		令和13(2031)年度	
基本目標4：生活環境「きれいな環境で安心・安全に暮らせるまち」				
①大気汚染物質(NO ₂ 、SO ₂ 、SPM)の環境基準達成率	100%		100%	
②環境基準の類型指定河川(北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川)の水質(BOD)の環境基準達成率	100%		100%	
③定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率	90.9%		100%	
④悪臭モニターの年間感知件数	870件		450件以下	
⑤污水处理人口普及率	91.1%		95.0%	
⑥水洗化人口割合	82.4%		87.0%以上	
基本目標5：快適環境「地域の魅力ある景観を守り安らぎと潤いのあるまち」				
①花壇等実践者登録件数	338件		350件	
②地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合(市民アンケート)	50.0%		70.0%	
③住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合(市民アンケート)	54.7%		70.0%	
基本目標に共通する事項：環境学習・情報発信等 「環境学習や情報発信等を通じた多様な主体の参加や関係づくり」				
①環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数*	830人		1,240人	

※令和4(2022)年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの開催中止や規模の縮小により、参加者数が減少しています。



第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

- (1) 本計画に基づく施策や取組を着実に進めるため、環境施策の調整と進行管理を行う推進事務局（生活環境課）を設置します。
- (2) 本計画を推進するためには、市民、事業者の積極的な参加が必要であり、市を含めた全ての主体がそれぞれの役割を理解し行動できるよう協力・連携を図ります。
- (3) 本計画の推進に当たっては、国及び県の環境基本計画との整合を図ります。

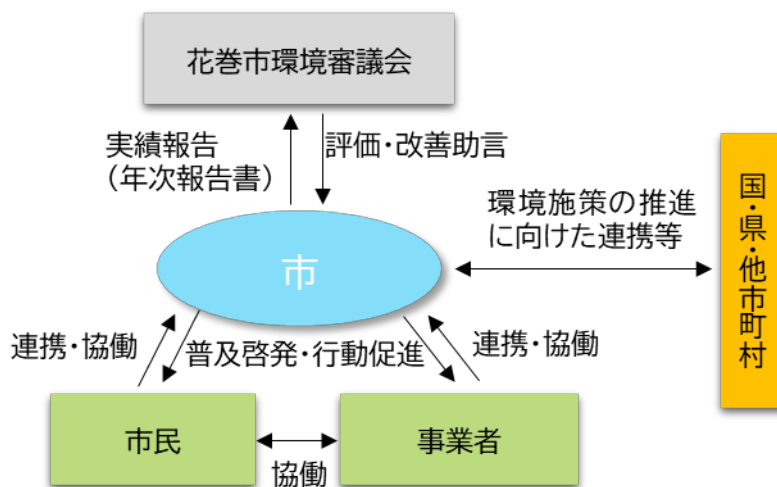


図5-1：推進体制

2 計画の進行管理

- (1) 本計画は、花巻市まちづくり総合計画の見直しや社会情勢の変化等を勘案して、必要に応じ見直しを行います。
- (2) 各施策項目について、関連する事業の実施状況、成果指標のチェック等により進捗状況を毎年検証し、必要に応じて見直しを行うことにより適切な進行管理を行います。
- (3) 進行管理方法については、PDCAサイクルを活用した進行管理と評価を行います。

- ① Plan(計画)・・・事業内容の設定
- ② Do(実行)・・・事業の実施
- ③ Check(点検)・・・成果と進捗の確認・評価
- ④ Action(見直し)・・・評価結果の公開、次年度への見直し

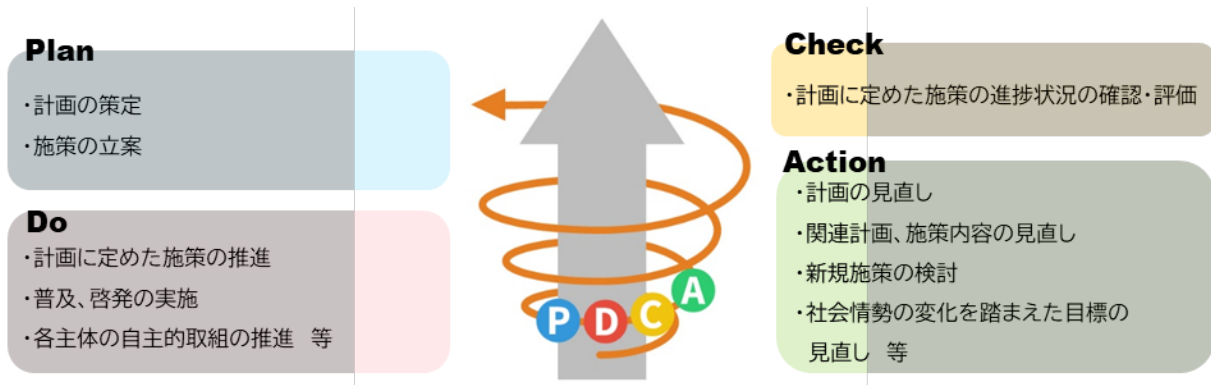


図 5 - 2 : PDCA サイクル

3 年次報告書の作成と報告

本計画に基づいて市が講じた施策の実施状況を取りまとめて、年次報告書（環境報告書）を作成します。報告書は、花巻市環境審議会へ報告し提言を受けた後、公表します。



資料編

1 市民の環境意識（アンケート調査結果の概要）

「第2章2-4 市民の環境意識」で整理した内容に関する集計結果を記載しています。詳細な結果は、「第3次花巻市環境基本計画 環境に関する意識調査 報告書」に記載しています。

アンケート調査の実施状況は、以下のとおりです。

○実施時期：令和4（2022）年9月

○対象者と回収状況

区 分	調査方法		回収率
	対象者	配付回収方法	
一般市民	19歳以上の市民から2,000人を無作為抽出	郵送による調査票の配付、回収	34.7% (693人)
事業所	市内200事業所を無作為抽出	郵送による調査票の配付、回収	46.5% (93事業所)
小学生	市内小学4年生全員 (705人)	学校を通じた調査票の配付、回収	95.9% (676人)
中学生	市内中学2年生全員 (840人)	学校を通じた調査票の配付、回収	93.5% (785人)
高校生	市内高校2年生全員 (911人)	学校を通じた調査票の配付、回収	94.2% (858人)

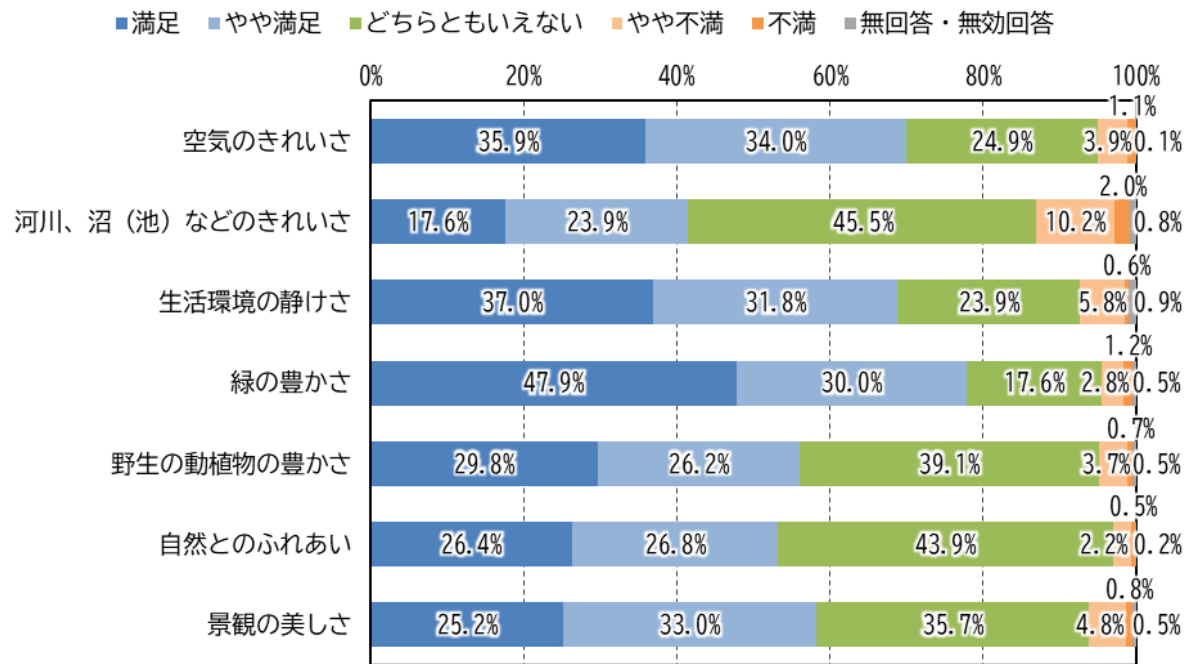


(1) 環境の現況に対する評価

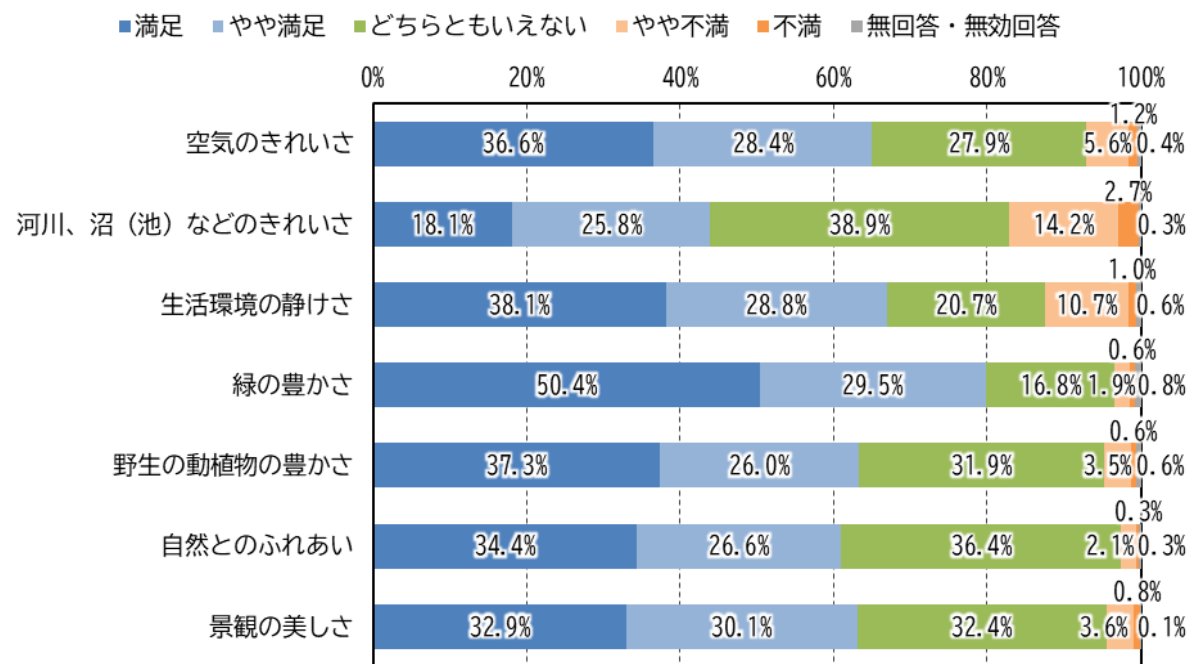
身の回りの環境に対する満足度

身の回りの環境に対する満足度について、「満足」から「不満」までの5段階で選択肢を設けて対象者別に集計しました。「空気のきれいさ」、「生活環境の静けさ」、「緑の豊かさ」は高校生、中学生で共通して回答率が70%前後となっています。

【高校生】



【中学生】



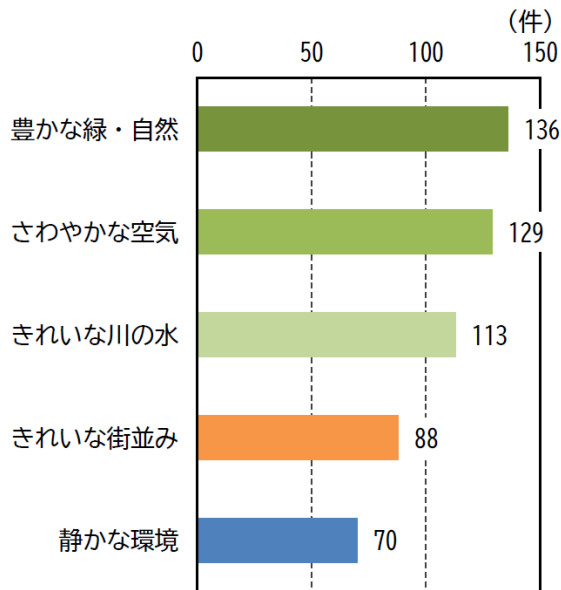


身の回りの環境に対するイメージ

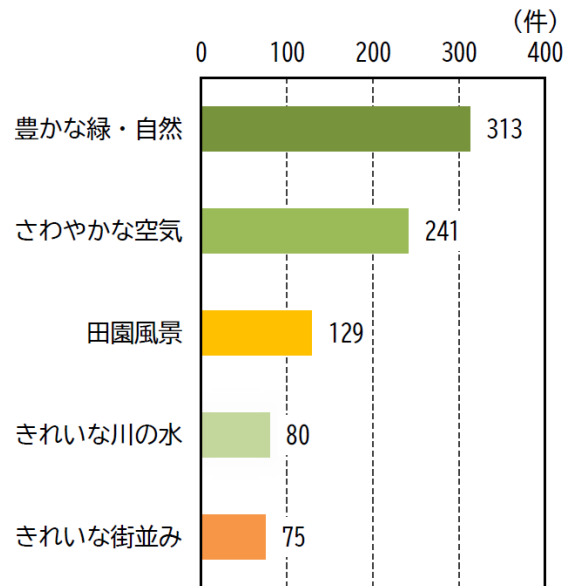
○ 良い環境のイメージとして挙げられた項目

市民、高校生、中学生ともに「豊かな緑・自然」が最も多く挙げられました。全体に共通して、豊かな緑やさわやかな空気といった豊かな自然環境に関する内容が本市の環境における魅力であることが示されています。

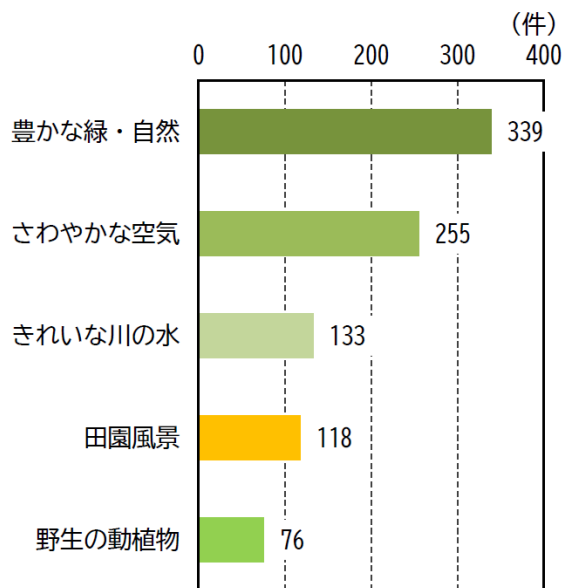
【市民】



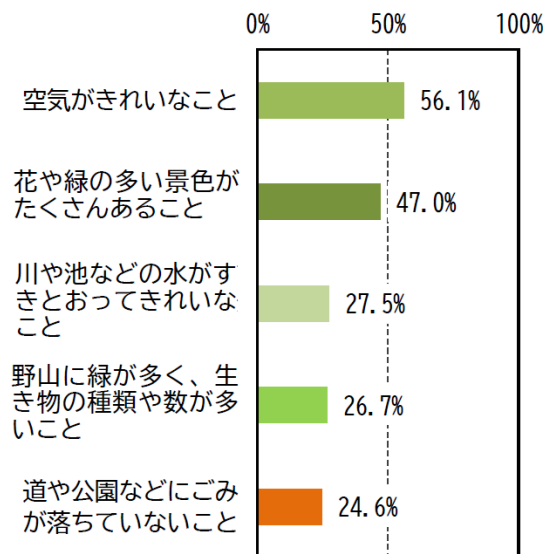
【高校生】



【中学生】



【小学生】



※緑系：自然環境に関する項目、赤系：生活環境に関する項目、青系：その他の項目として、項目別に色分けしています。

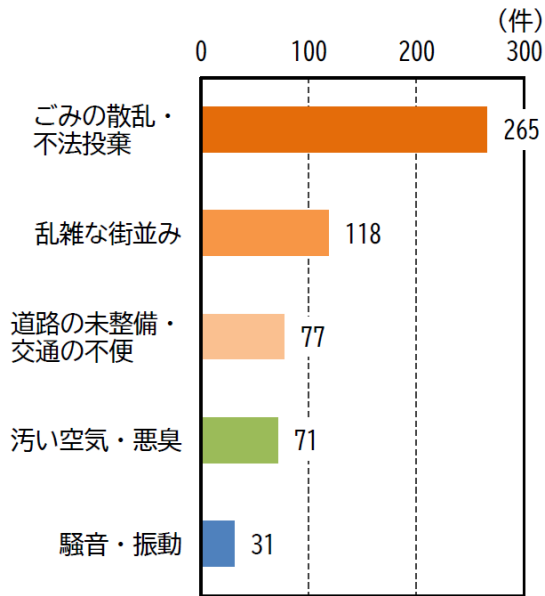


身の回りの環境に対するイメージ

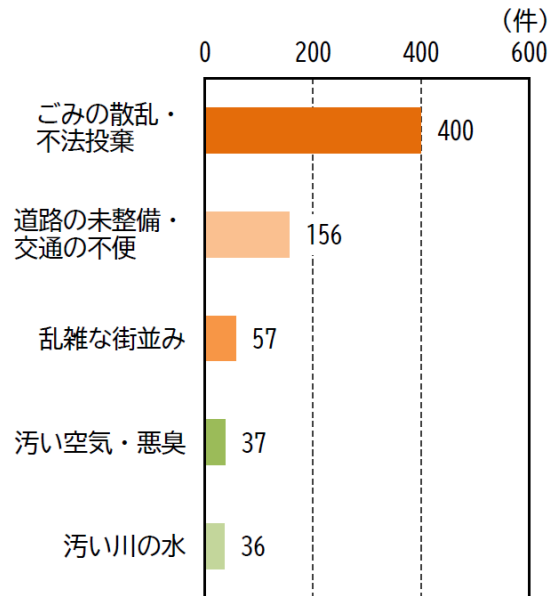
○悪い環境のイメージとして挙げられた項目

市民、高校生、中学生、小学生のいずれにおいても、ごみの散乱に関する内容が最も多く挙げられました。全体に共通して、ごみの問題を本市の環境における最も大きな問題として捉えていることが示されています。

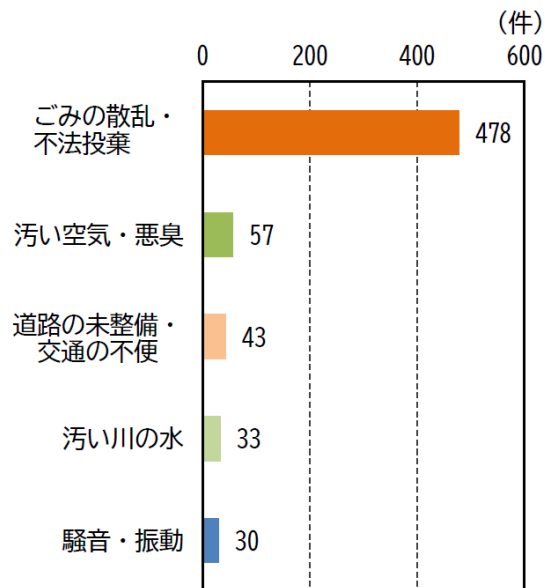
【市民】



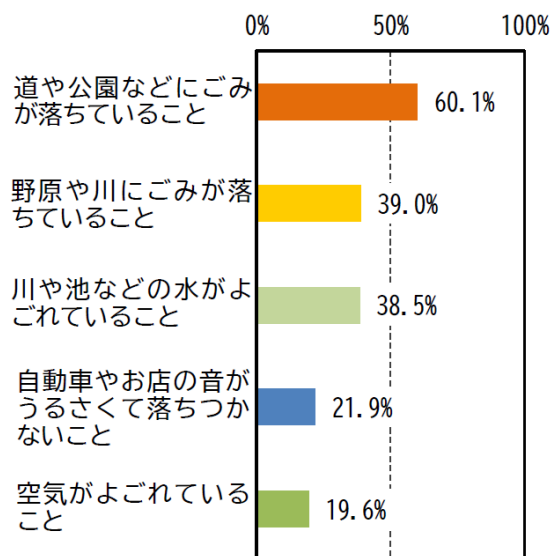
【高校生】



【中学生】



【小学生】



※緑系：自然環境に関する項目、赤系：生活環境に関する項目、青系：その他の項目として、項目別に色分けしています。

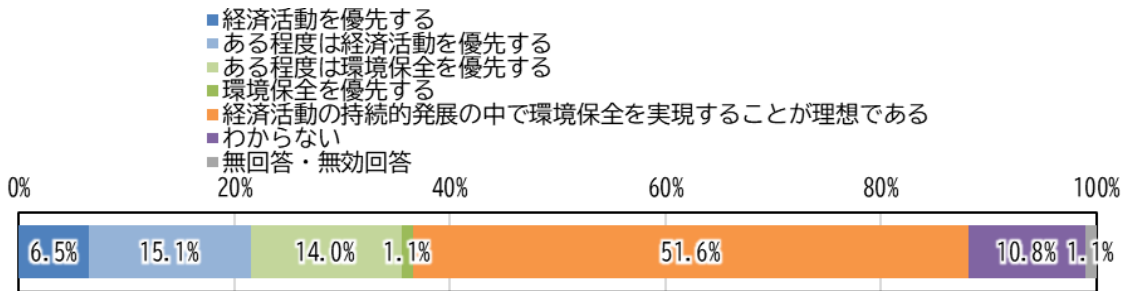


現在の環境に対する取組

【事業所】

○環境に対して取組をする上での優先度

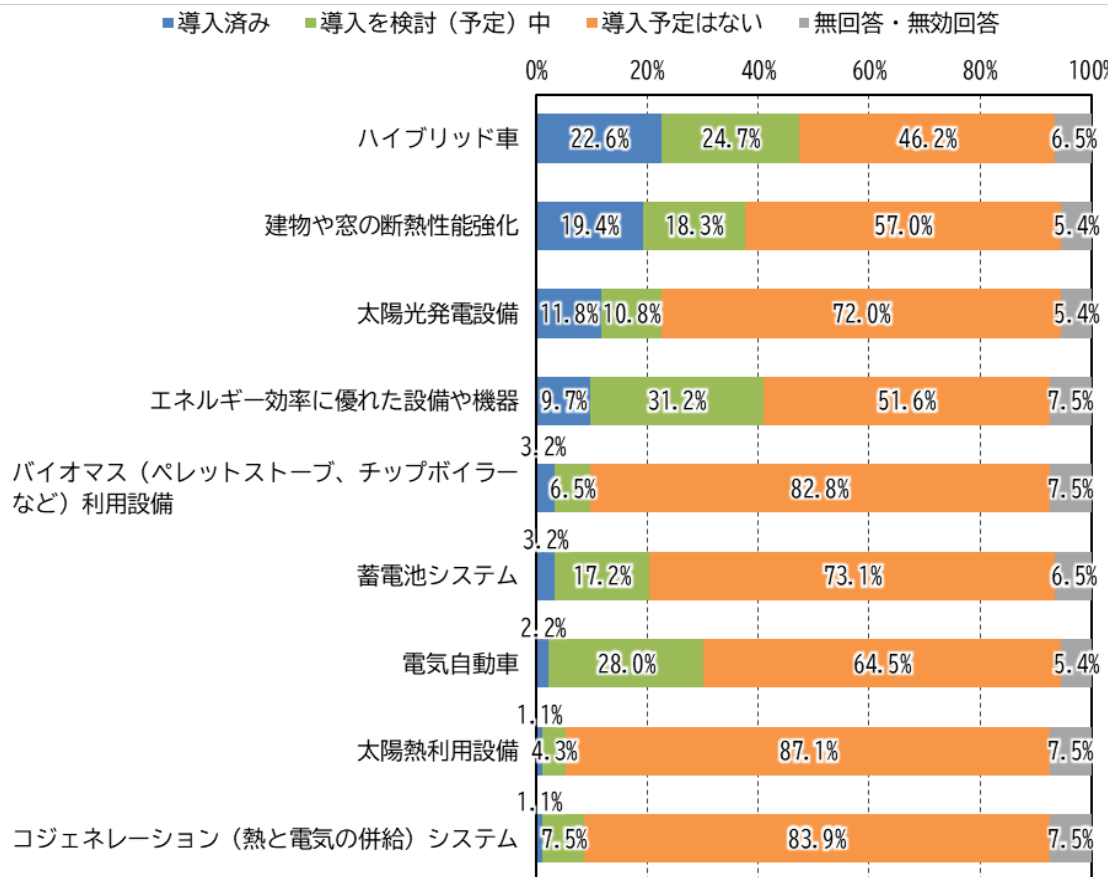
事業所においては、「経済活動の持続的発展の中で環境保全を実現することが理想である」(51.6%)が最も多く挙げられ、安定した事業継続と両立できる環境保全の取組が重要視されています。



○再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化への取組意向と課題

太陽光発電設備や蓄電池設備導入等の導入意向に比べると、エネルギー効率に優れた設備や機器、電気自動車等の導入意向が多くなっています。いずれも、費用がかかることが導入に向けた課題として最も多く挙げられていますが、比較的費用が安価で着実に実践しやすい省エネルギー化に取り組む傾向がみられます。

◇取組意向

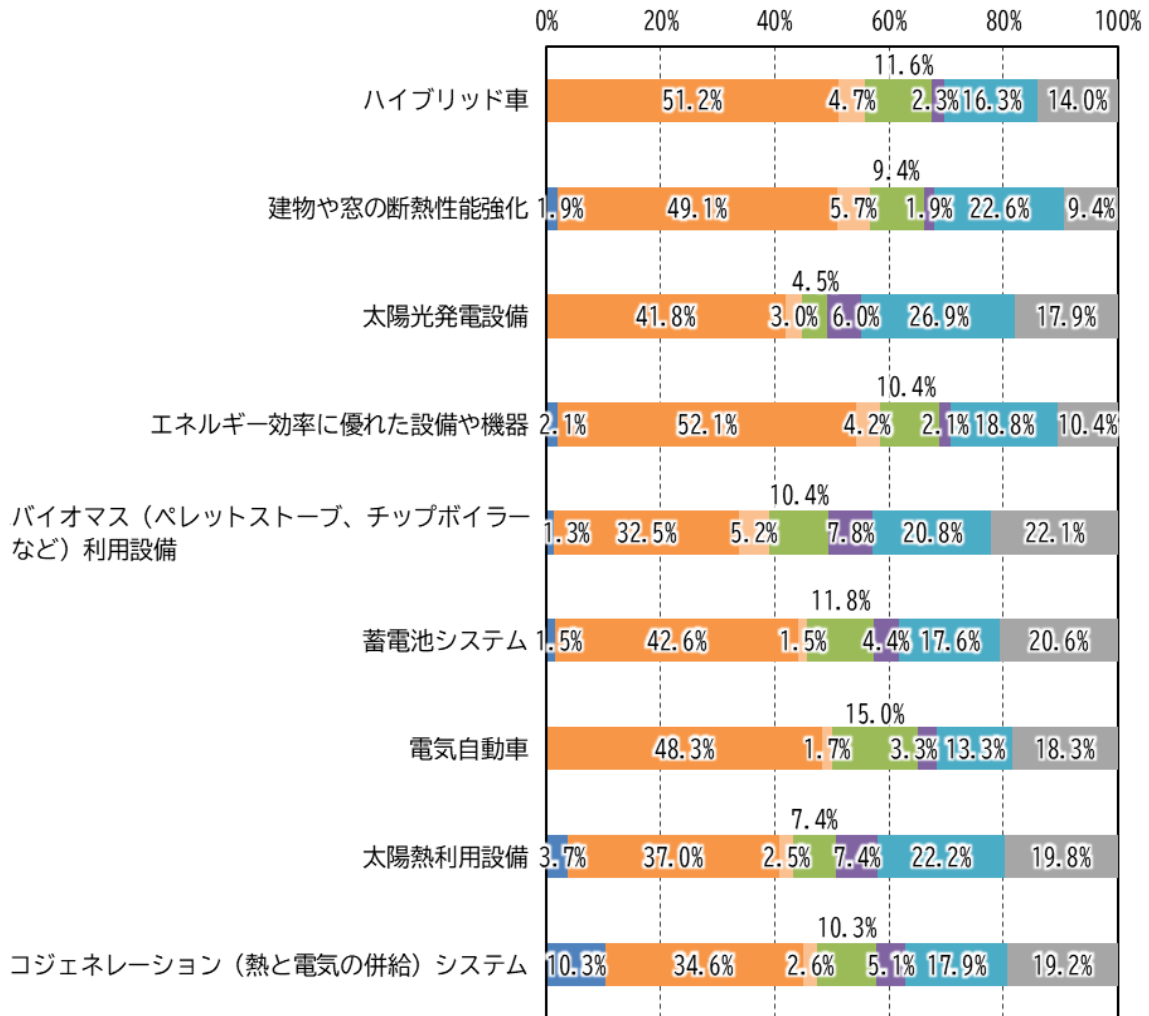




現在の環境に対する取組

◇ 課題

- 設備や導入の方法・仕組みが分からない
- 費用がかかる
- 利益につながらない
- 経営者の判断
- 従業員の理解が得られない
- 効果に疑問がある
- 導入のための土地・建物を所有していない
- 無回答・無効回答



注) 取組意向で「導入予定はない」を選択した場合の理由を集計しました。

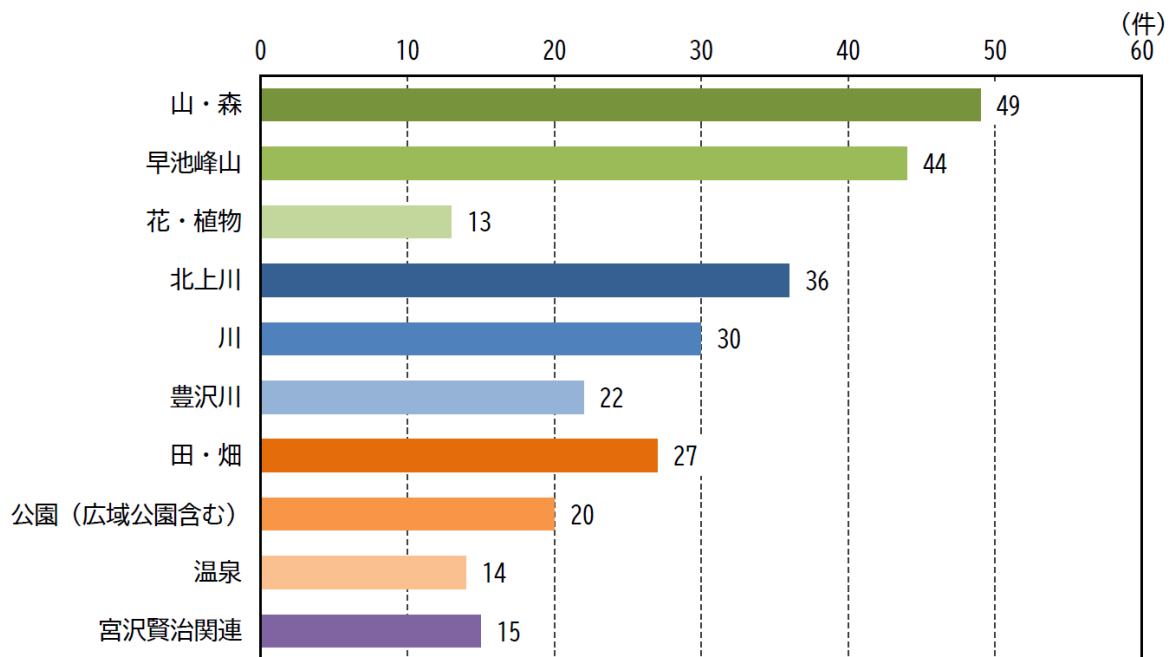


(2) 将来に残したい自然・場所や環境に関して望むまちのあり方等

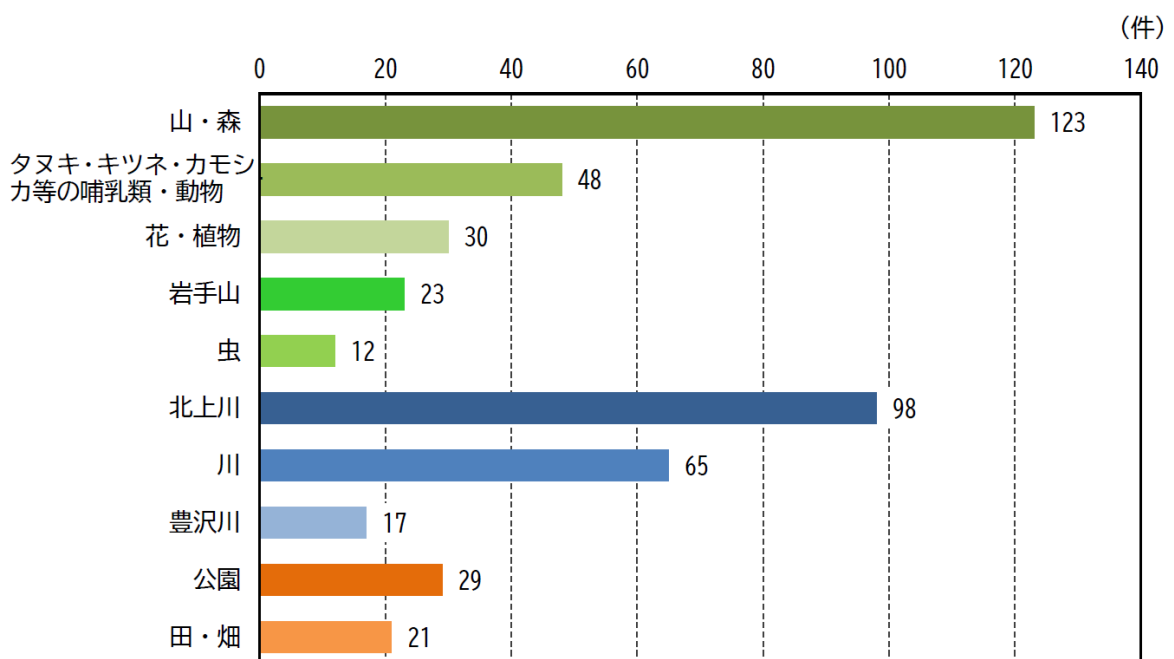
大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所

市民、高校生、中学生、小学生のいずれにおいても、「早池峰山」など「山・森」に関する内容、「北上川」など「川」に関する内容が回答件数の上位を占め、本市の豊かな自然環境を将来へ大切に残していくことが望まれています。

【市民】



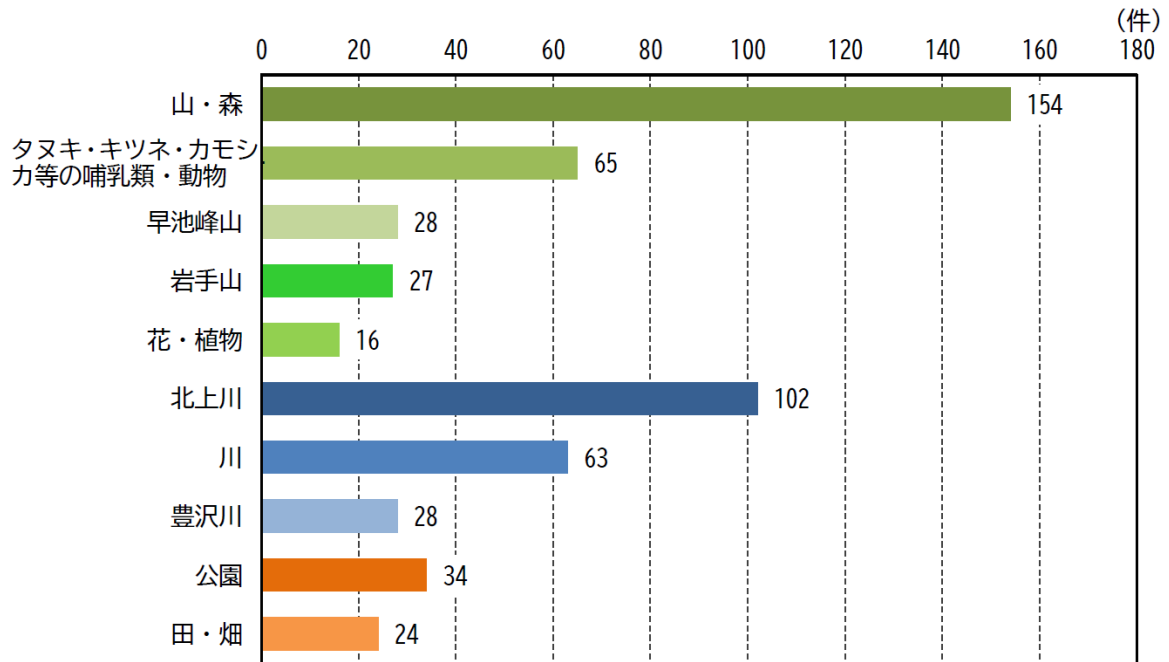
【高校生】



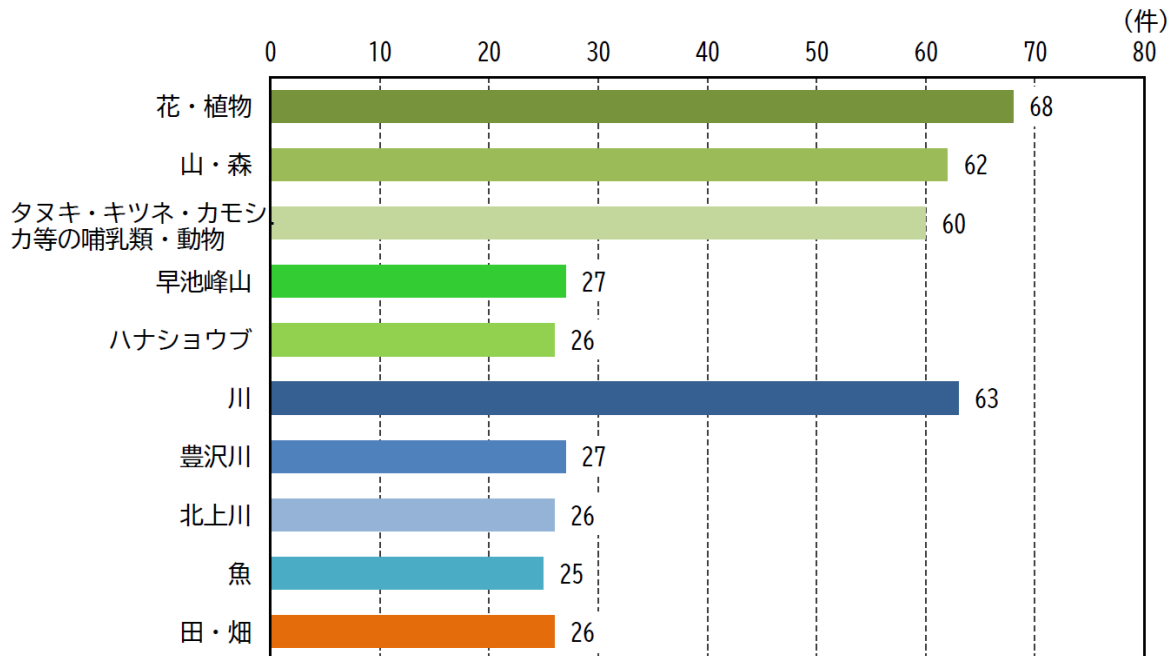


大切にしたい、いつまでも残しておきたい自然や場所

【中学生】



【小学生】



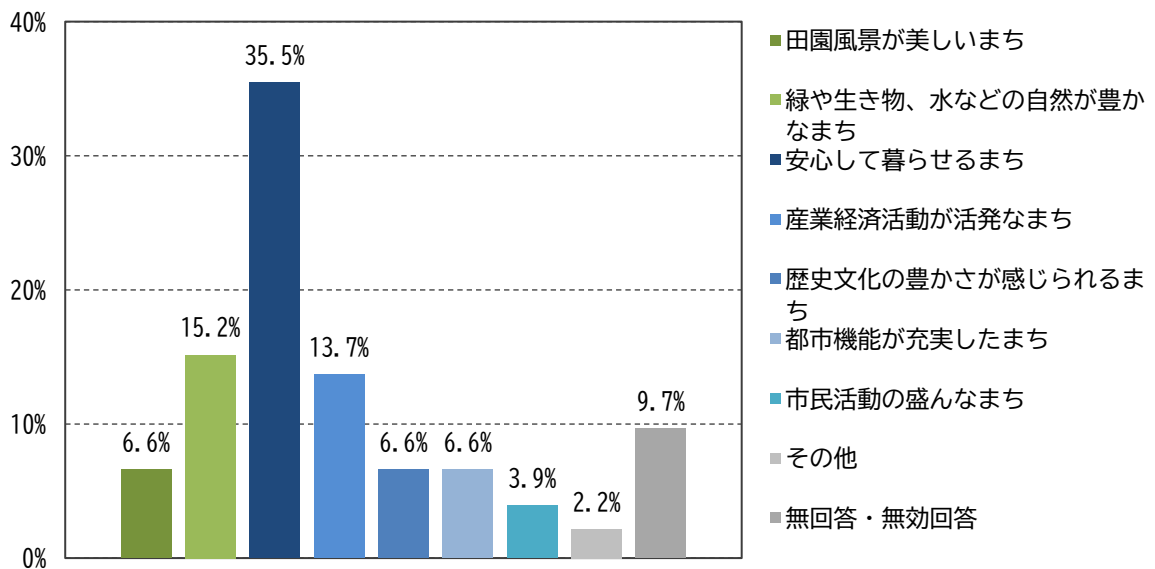
※緑系：陸地の自然に関する項目、青系：水辺の自然に関する項目、赤系：身近な環境に関する項目、紫：文化に関する項目として、項目別に色分けしています。



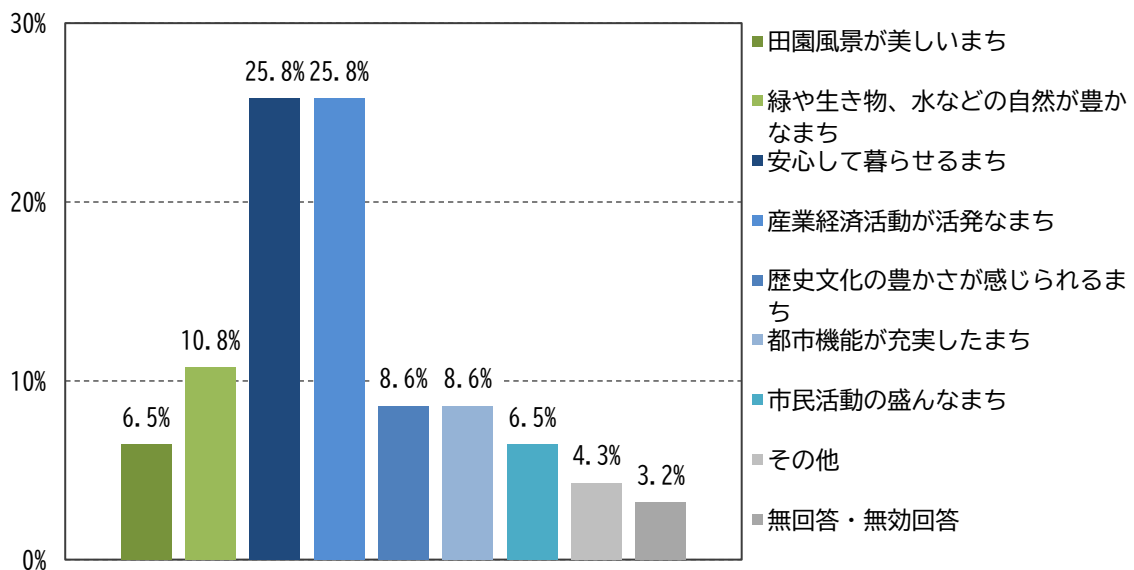
10年後の花巻市のあり方として望むこと

市民、事業者それぞれ25%以上の回答者が「安心して暮らせるまち」を挙げており、安らぎのある環境を望んでいることが示されています。高校生や中学生では、「まちや川、野原などへのごみの不法投棄が少なくなること」、「きれいな自然の景色が守られていること」が多く挙げられ、ごみ問題の改善や豊かな自然環境を望んでいることが示されています。小学生では、「環境問題の心配がなくなっている」、「昔から花巻市にいる鳥や虫、魚などの野生の生き物が守られている」が多く挙げられ、動植物の保護・保全や環境問題全体の解決を望んでいることが示されています。

【市民】



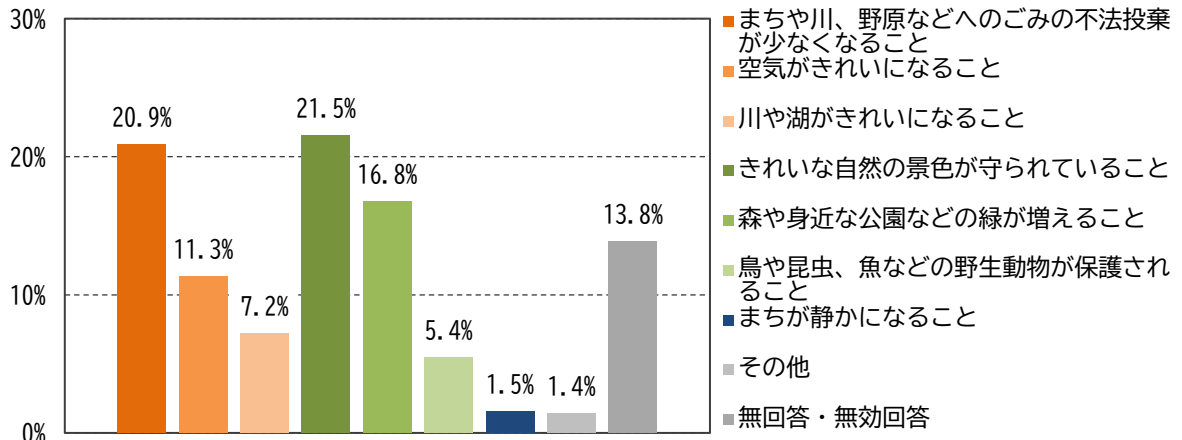
【事業所】



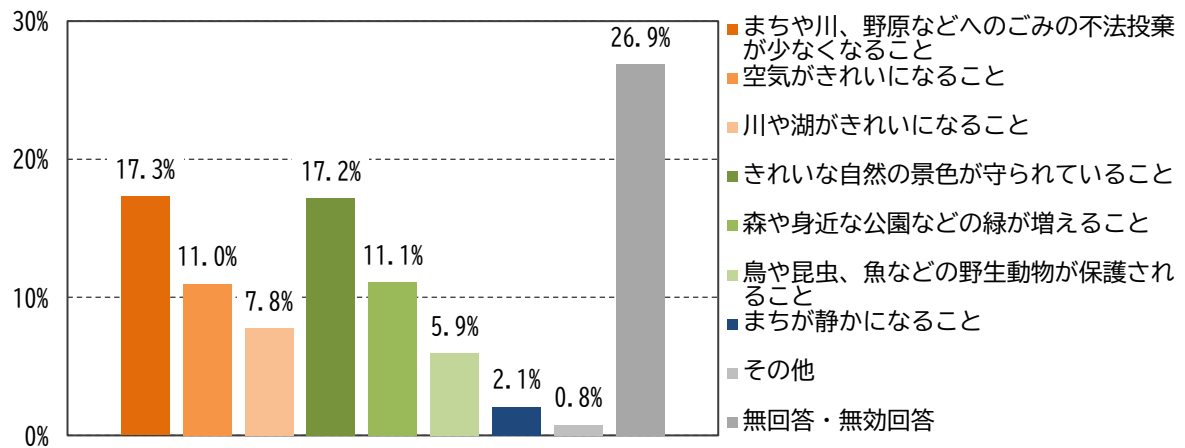


10年後の花巻市のあり方として望むこと

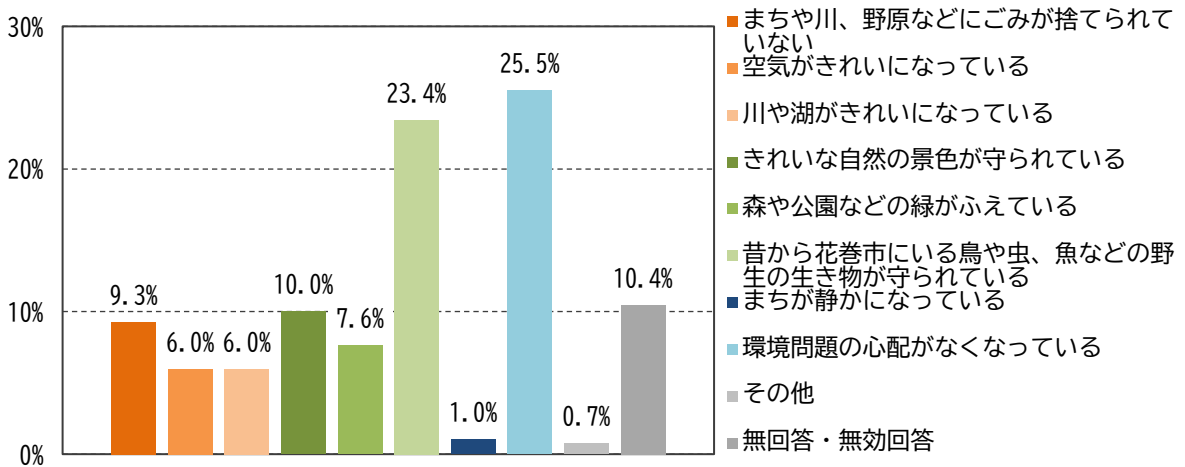
【高校生】



【中学生】



【小学生】



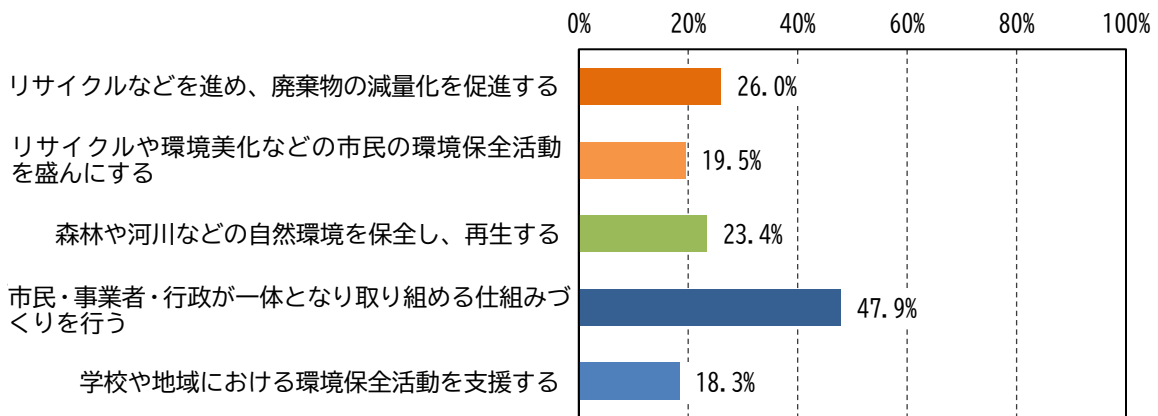
※ 赤系：生活環境に関する項目、緑系：自然環境に関する項目、青系：その他の項目として、項目別に色分けしています。



環境問題を解決するために必要な環境保全施策

【市民】

「市民・事業者・行政が一体となり取り組める仕組みづくりを行う」(47.9%)が最も多く挙げられています。市民の半数近くが、環境問題を解決するためには、各主体が共通の目的を持ち、それぞれが主体的に取り組むとともに、連携しながら環境保全に取り組むことができる仕組みづくりが必要と考えていることが示されています。

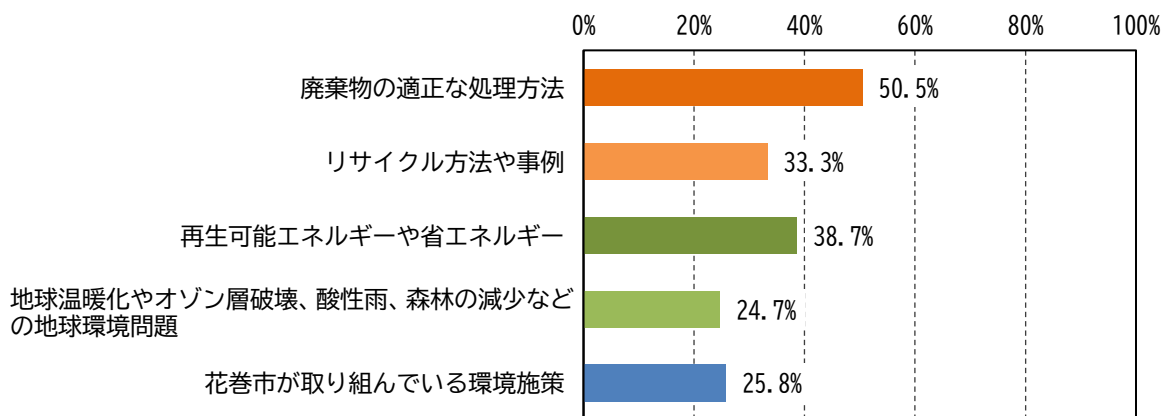


※赤系：生活に関する項目、緑系：自然に関する項目、青系：行動に関する項目として、項目別に色分けしています。

環境に関して必要としている情報

【事業所】

「廃棄物の適正な処理方法」(50.5%)が最も多く挙げられるとともに、「リサイクル方法や事例」(33.3%)についても比較的回答が多く、ごみに関する情報のニーズが高いことが示されています。また、「再生可能エネルギーや省エネルギー」(38.7%)についての情報のニーズも比較的高いことが示されています。



※赤系：生活に関する項目、緑系：地球温暖化対策に関する項目、青系：行動に関する項目として、項目別に色分けしています。



2 用語集

あ行

いわてウォームシェアスポット・いわてクールシェアスポット

冷暖房する場所をシェアすることで地域全体のエネルギー消費量の削減につなげる岩手県の取組です。

汚水処理設備整備率

公共下水道などの汚水処理施設が整備されている人口の割合のことです。

か行

化製場

獣畜の肉や皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料等を製造するために設けられた施設です。

花壇等実践者

花と緑のまちづくり推進のため、公共の場所などにおいて自ら積極的に花づくりによる緑化に取り組む個人や団体のことです。登録できるのは市内の地域団体、市民活動団体のほか事業所や教育機関なども当てはまります。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・水・土壌・騒音など環境上の条件についての基準のことです。

環境月間

昭和47(1972)年6月5日から開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「環境の日」と定め、平成3(1991)年度からは環境省の主唱により6月の1か月間を「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われています。

環境基準適用河川

河川の水質に関する環境基準は、水の利用目的などに応じてAAからEまでの6つの類型に分かれています。A類型は、通常の浄水処理により水道水として利用したり、ヤマメやイワナ等の水がきれいな環境で生育する水産生物に利用したりすることができる基準です。



環境緑地保全地域

岩手県自然環境保全条例の規定により指定された地域のことです。市街地及びその周辺に所在する緑地で、良好な生活環境を維持するために必要な区域のほか、宅地の造成などの開発行為が行われる地区で、良好な環境を形成するために緑地の確保が必要な区域で、一定面積以上のものが指定されます。

近隣騒音

生活の中では、ピアノ・ステレオ・テレビあるいは、エアコン・掃除機・洗濯機などの使用によって、さまざまな音が発生しています。また、歩行やドアの開閉などによる音、ペットの鳴き声もあります。これらの音の中で望ましくない音、あってほしくない音を総称して近隣騒音（または生活騒音）とっています。

空間放射線量

大気中に含まれる放射線の単位時間当たりの量です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーンツーリズム

グリーンツーリズムとは自然に恵まれた農山漁村において、地域の人々との交流を通じて、その自然や文化、生活、人々の魅力に触れ、農業をはじめとするさまざまな体験を楽しむ滞在型の余暇活動です。

形質変更時要届出区域

土壌汚染状況が指定基準に適合しない土地について指定されるもので、汚染の除去等の措置は不要ですが、土地の形質の変更をしようとする場合には届出が必要です。

公害防止協定

地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定のこと、法令の規定基準の補完、公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容としています。

耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）において定義されている用語で、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のことです。



国際放射線防護委員会

放射線から人や環境を守る仕組みを専門家の立場で勧告する国際学術組織で、人が受ける放射線を、①計画的に管理できる平常時 ②事故などの非常事態 ③事故後の回復や復旧の時期等の3つの状況に分けて、防護の基準を定めています（①年間1mSv以下 ②年間20～100mSv ③年間1～20mSv）。

さ行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。

里地・里山

都市部と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念をいいます。また、二次林とは、伐採や風水害、山火事などで森林が破壊されたあと、土中に残った種子などの生長によって自然に再生した林のことです。

30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会や会食で「最初の30分間と最後の10分間は、できるだけ着席してお料理を楽しむことで食べ残しを減らそう」という運動のことです。

次世代自動車（クリーンエネルギー自動車、低排出ガス認定車など）

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。自動車に起因する大気汚染問題への対応や自動車からのCO₂削減に大変有効です。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

出荷制限指示

原子力災害対策特別措置法に基づき国が指示する食品の出荷制限のことです。なお、2023（令和5）年1月31日現在、花巻市の原木生シイタケ（露地栽培）のうち、県の定める管理計画に基づき管理されるものは、一部出荷制限から除外されており、出荷できます。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物等のうち有用なものは資源として再利用し、廃棄物等を適正に処理することにより、天然資源の消費量を減らして環境への負荷をできるだけ少なくする社会のことです。



循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストック（リサイクル資源など）を有効活用しながら、モノを売ることからニーズを満たすための機能を持続的に提供するなどのサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことです。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に定められているもので、市町村が行う森林整備に関する施策や森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する費用に充てることとされています。

水洗化人口割合

公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽を使用している人口を住民基本台帳に基づく人口で除した割合です。

スモール・フォレスト・カレッジ

近くの里山を楽しみながら手入れし、次世代に残していく取組のことです。機械の使い方などの基礎的な部分から、実際に樹木を伐倒し里山を管理するための実践的な知識・技術を学ぶことができます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。地球上の生きもの一つひとつに個性があり、それらはすべて直接・間接的に支えあって生きているということを表します。

た行

多面的機能

農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等）のことです。



地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれ、「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象です。温室効果ガスとは、大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類のガスの総称で、太陽により暖められた地表面から大気中に放射された熱を吸収し、その一部を再び放射することで大気を暖める働きがあります。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。環境大臣、都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地を保護するため特に必要があると認められる区域を特別保護区に指定することができます。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されるほか、特別保護区内では一定の開発行為が規制されます。

デコ活

下記のような、暮らしを豊かにしながら脱炭素に貢献する取組がすべて含まれます。

- デ 電気も省エネ 断熱住宅（断熱、省エネルギー住宅に住み、電気代をおさえる）
- コ こだわる楽しさ エコグッズ（LEDや省エネルギー家電を選択する）
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ（食品ロス削減のため、食品を食べ切る、食材を使い切る）
- ツ つながるオフィス テレワーク（テレワークの活用で自家用車の利用を控える）

特定植物群落

「自然環境保全基礎調査」（環境省）の一環として行われた特定植物群落調査において、原生林またはそれに近い自然林、まれな植物群落または個体群などの基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落等としてリストアップされた植物群落です。

な行

夏日・真夏日・猛暑日

夏日とは日最高気温が 25℃ 以上の日、真夏日とは日最高気温が 30℃ 以上の日、猛暑日とは日最高気温が 35℃ 以上の日のことです。

二酸化硫黄（SO₂）

大気汚染物質の一つで、石油、石炭等を燃焼したときに、含まれる硫黄が酸化されて発生します。大気中の濃度が高くなると、呼吸器系への影響があります。



二酸化窒素 (NO₂)

大気汚染物質の一つ。ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。大気中の濃度が高くなると、呼吸器系への影響があります。

農業集落排水施設

農村世帯の生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設です。

は行

バイオマス

木屑や食品廃棄物、もみ殻などの動植物がもとになった生物資源のことを指します。バイオマスを燃焼する際の熱を利用して発電したり、発生した熱自体を活用したりします。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している 2.5 μ m (1 μ m は 1mm の千分の 1) 以下の粒子のことで、非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

浮遊粒子状物質 (SPM)

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μ m (1 μ m は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子をいい、これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患を起こす可能性があります。

や行

予約応答型乗合交通

電話予約に応じ、「自宅付近 (または特定の停留所)」と「指定乗降場所」との間を乗合で移動する交通手段です。



アルファベット

A ランク

「いわてレッドデータブック（2014年版）」のカテゴリー区分の一つで、絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種）、または、岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて弱い種を指します。

A 類型

（→「環境基準適用河川」を参照）

BOD（生物化学的酸素要求量） / BOD75%値

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。また、「75%値」とは、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値で、1年間で得られたすべての日平均値を低い方から順に並べたとき、75%目に該当する値です。

COP

COPとは国連気候変動枠組条約締約国会議のことで、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として平成4（1992）年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成7（1995）年から毎年開催されています。平成27（2015）年はフランスでCOP21が、令和3（2021）年はイギリスでCOP26が開催されました。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。「クレジット」の売却による収益や地球温暖化対策の取組に関するPR効果等が期待されます。

LED化

既存照明機器からLED照明に変えることでエネルギー使用量を削減する省エネルギー対策の一つです。

OECM

Other Effective area-based Conservation Measuresの略で、里地里山や社寺林など、保護地域以外で生物多様性の保全がされている土地のことです

PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、「化学物質排出移動量届出制度」ともいわれます。有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国や事業者団体等の機関が把握・集計・公表する制度です。



SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい社会を目指すための国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

Well-being（ウェル・ビーイング）

直訳すると「よい状態」を意味し、肉体的、精神的、社会的に完全に満ち足りた広い意味での健康な状態が継続して続くことを指して用いられます。

ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）

「Zero Energy House または Building」の略称です。快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備等により、一定の基準以上にエネルギー消費量を削減するとともに、再生可能エネルギーを導入することで、年間で消費するエネルギー量が正味ゼロになる建物です。なお、ZEB にはエネルギー消費量の削減割合に応じて複数の分類があります。

3 R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの頭文字の総称です。

Reduce（リデュース）：製品をつくるときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくする取組のことです。

Reuse（リユース）：使用済みの製品やその部品等を繰り返し使用することです。

Recycle（リサイクル）：廃棄物等を選別や化学的な処理等により、原材料やエネルギー源として有効利用することです。

30by30

自然再興（ネイチャーポジティブ）の達成に向けて、令和 12（2030）年までに陸域と海域の 30% 以上を保全・保護しようとする目標です。



3 花巻市の天然記念物

指定	動物	植物	鉱物
国	ニモンカモシカ	カズクリ自生地 早池峰山及び薬師岳の 高山帯・森林植物群落 花輪堤ハナショウブ 群落	—
県	花巻矢沢地区のゼニ タナゴ生息地	北笹間のならかしわ	—
市	胡四王山のヒメギフ チョウ群棲地	千本カツラ 梅 奥州街道 名残りの松 子安地蔵尊かつら 廣隆寺の大いちょう 三川長根の種蒔き桜 北笹間のサイカチ 北湯口八坂神社境内 の樹木 小鶴ヶ清水の桜 内室堤のイワテヤマ ナシ 上諏訪のキタゴヨウ 岡田の梅 稲荷神社千本桂 上住郷のカヤの木 諏訪神社千歳桜 白山杉 山祇桂 オノ神のサワラ 長善寺の桜樹(エドヒ ガン) 米斗利沢神社の杉 長谷寺の杉 光林寺の杉 光林寺のサワラ 長善寺のシダレイ チョウ 登呂桂 泥金山のシラキ自生地	七ツ滝のおう穴 五角柱状安山岩節理 蝙蝠岩弘法大師霊場 の花崗岩



		毒沢のサワラと桜の寄木 中内熊野神社のうば杉 丹内山神社じい杉の根 前田の吉野桜 中川目のヒガン桜 前田の染井吉野桜 八日市場の雲南桜 銀杏岡のイチョウ 下中内のオンコ 前郷の榎 田瀬館跡の杉 秋葉のカスミ桜 町井のサイカチ 毒沢の栃の木 金毘羅さんの赤松 愛宕神社の種蒔き桜 倉沢のヒイラギ 下小山田八幡神社の スギ 町井の夫婦杉 町井のケヤキ	
--	--	---	--



4 花巻市環境基本条例

花巻市環境基本条例

(平成18年1月1日条例第113号)

最終改正：平成25年12月16日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第24条）

第4章 環境審議会（第25条—第30条）

附則

私たちのまち花巻は、多くの先人の英知とたゆみない努力によって、豊かな自然と調和を図りながら、今日まで着実に発展を続けてきた。

しかしながら、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で環境への負荷を著しく増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず地球環境問題の原因にもなっている。

私たちは、私たち自身も自然の中の生態系の一員であることを自覚し、花巻の持つ優れた環境を積極的に保全し、新たな潤いと安らぎのある環境を創造し、将来の世代へと引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、すべての市民の連携と協力により、恵み豊かな環境と共生し、人と自然を豊かに育てるまち「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき」を築いていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。



- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。



(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協力の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の保全及び創造並びに歴史的な文化遺産の保存及び活用を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花巻市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、花巻市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。



第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不法投棄等の防止)

第16条 市は、空き缶、廃家電その他の廃棄物の不法投棄やポイ捨て防止のための施策を策定し、実施するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解



を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(民間団体等の参加)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 24 条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 25 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、花巻市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員



(4) 各種団体の役職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第51号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第28号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。



5 計画策定の経過

	時 期	会 議 等	内 容
令和 4 年度	7月8日 ～3月20日	環境基礎調査実施	○環境特性や課題の抽出といった本市の環境の概況を把握
	9月7日 ～10月5日	環境に関する市民意識調査の実施	○アンケート形式により、環境に関する意識の変化や意見等を把握 ・19歳以上の市民2,000人 ・市内の200事業所 ・市内の小学4年生、中学2年生、高校2年生
	11月16日	花巻市環境審議会	○環境基本計画に関する具体的施策の実施状況について ○環境に関する市民意識調査の結果及び第3次花巻市環境基本計画の策定方針について
	2月24日 ～3月15日	脱炭素（カーボンニュートラル）に関する調査の実施	○アンケート形式により、温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー利用に関する現況や取組方針等を把握 ・市内の特定事業者（「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの変換等に関する法律」に基づき指定されたエネルギー使用量が多い一定規模以上の事業者）
令和 5 年度	7月20日 ～7月30日	花巻市地球温暖化対策実行計画策定に係るヒアリング調査の実施	○対面形式により、温室効果ガス排出量削減や再生可能エネルギー利用に関する具体的取組等を把握 ・市内の特定事業者
	11月8日 ～12月7日	パブリックコメントの実施	○第3次花巻市環境基本計画（素案）についての意見募集 〔意見数2件〕
	11月20日	花巻市環境審議会	○第3次花巻市環境基本計画（素案）について ※（別冊）花巻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含
	1月16日	花巻市環境審議会	○第3次花巻市環境基本計画（案）について〔諮問〕
	1月18日	花巻市環境審議会	○第3次花巻市環境基本計画（案）について〔答申〕



花巻市環境審議会への諮問と答申

5花生活第171号
令和6年1月16日

花巻市環境審議会
会長 渋谷 晃太郎 様

花巻市長 上 田 東 一

第3次花巻市環境基本計画（案）について（諮問）
花巻市環境基本条例（平成18年花巻市条例第113号）第8条第3項の規定に基づき、
「第3次花巻市環境基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年1月18日

花巻市長 上 田 東 一 様

花巻市環境審議会
会長 渋谷 晃太郎

第3次花巻市環境基本計画案について（答申）
令和6年1月16日付け5花生活第171号にて諮問のあった第3次花巻市環境基本計画案について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して答申します。

記

本審議会に諮問された第3次花巻市環境基本計画案は、原案を適切であると認めます。
なお、本計画の推進にあたり、次の意見に配慮されるよう申し添えます。

- 1 生物多様性の保全の観点から、本市に生息する動植物の現状把握に努めるとともに、その生息地となる森林や河川等の自然環境保全に取り組むこと。
- 2 再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や景観資源等に十分に配慮し、調和を図ることを基本として進めること。
- 3 計画の推進にあたっては、市民、事業者、市が一体となって取り組めるよう、適時適切によりわかりやすく情報発信し、次代を担う子どもたちが環境について学ぶ機会の提供に努めること。



6 花巻市環境審議会委員

任期：令和5（2023）年11月18日～令和7（2025）年11月17日

条例分類	委員名	所属等	備考
(1) 公募による市民	高橋 修	—	
(2) 知識経験を有する者	日下 明久美	東和の環境を考える会会長	
	佐々木 さつき	八重畑小学校学習アドバイザー	
	佐藤 一紘	元琉球大学農学部助教授	
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授	会長
	中村 良則	富士大学副学長	副会長
	八重樫 理彦	自然公園保護管理員	
(3) 関係行政機関の職員	加藤 重義	林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署長	
	島 輝夫	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター技術主幹兼農政推進課長	
	東海林 泰史	花巻市校長会（花巻市東和小学校校長）	
	中嶋 稔	国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所長	
	松山 和弘	県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター技術主幹兼環境衛生課長	
(4) 各種団体の役職員	小瀬川 眞弓	花巻商工会議所女性会	
	佐々木 重太	花巻市公衆衛生組合連合会	
	佐藤 順一	花巻市森林組合	
	佐藤 真利子	花巻農業協同組合女性部	
	下田 節子	花巻市花と緑の会	
	高橋 和也	花巻青年会議所	
	継枝 イク	花巻市地域婦人団体協議会	

令和6年1月18日現在（条例分類ごとに50音順）



<イラストについて>

早池峰山と満天の星をイメージしています。

北上高地の最高峰であり、ハヤチネウスユキソウをはじめとした可憐な高山植物の宝庫です。昭和 57 年に国定公園に指定されています。



第3次花巻市環境基本計画

発行 令和6（2024）年3月

発行者 花巻市

編集 花巻市市民生活部生活環境課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

TEL 0198-24-2111 FAX 0198-21-1152

<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/>